

官報 号外

平成二十六年十一月十二日

○第百八十七回 参議院会議録第七号

平成二十六年十一月十二日(水曜日)
午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成二十六年十一月十二日
午前十時開議

- 第一 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百八十六回国会衆議院提出)
- 第二 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、日程第一より第七まで

平成二十六年十一月十二日 参議院会議録第七号

国家公務員等の任命に関する件

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、原子力委員会委員長及び同委員、国家公安委員会委員、特定個人情報保護委員会委員並びに公安審査委員会委員の任命について、本院の同意を求めまいりました。

これより採決をいたします。
まず、原子力委員会委員長に岡芳明君を任命することに付いて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 二百
反対 三十二
よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、原子力委員会委員に阿部信泰君及び中西友子君を、公安審査委員会委員に川野辺充子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一
賛成 二百十五
反対 十六
よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 二百三十二
反対 〇
よって、全会一致をもって同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、特定個人情報保護委員会委員に嶋田実名子君及び加藤久和君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十一
賛成 二百二十六
反対 五
よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 次に、公安審査委員会委員に板澤幸雄君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 二百二十二
反対 十一
よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第一 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百八十六回国会衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長丸川珠代君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔丸川珠代君登壇、拍手〕

○丸川珠代君 たいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百八十六回国会において衆議院から提出され、本院において継続審査となつていたものであります。

本法律案の内容は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができるよう紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、及び社員が一人の社会保険労務士法人を設立できることとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員森英介君より趣旨説明を聴取した後、社会保険労務士の中立性の確保と綱紀肅正の必要性、紛争の目的の価額の上限を百二十万円へ引き上げる理由、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続の重要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 二百三十二
反対 〇

よつて、本会が全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 関税暫定措置法の一部を改正する法律案

日程第三 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長古川俊治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔古川俊治君登壇、拍手〕

○古川俊治君 たいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、日本とオーストラリアとの間の経済連携協定の適確な実施を確保するため、オーストラリア産牛肉に係る特別セーフガード措置の導入、オーストラリア産飼料用麦の関税撤廃に伴う措置の導入及びオーストラリアの原産品であることの確認手続の整備等に関し、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案は、日本からオーストラリアに輸出された貨物について、オーストラリア税関当局から、原産国確認に必要な情報の提供等を求められた際に、適正かつ確実に対応するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、輸入貨物がオーストラリア産であることを確認する方法、オーストラリア産飼料用麦の食糧用への横流れ防止措置、不正薬物の水際取締り強化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三
賛成 二百三十七
反対 十六

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第四 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

日程第五 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

日程第六 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大島九州男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大島九州男君登壇、拍手〕

○大島九州男君 たいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十六年八月七日付けの職員の給与改

定に関する勧告に鑑み、平成二十六年度の給与改定、給与制度の総合的見直し等の措置を講じようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであります。

次に、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案は、国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、退職手当の調整額を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、今後の国家公務員給与の在り方、給与制度の総合的見直しが地方に与える影響、国の非常勤職員の処遇改善の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より三法律案に反対、各派に属しない議員の山本委員より三法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決を行った結果、三法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

百九十四

反対

三十四

よつて、三案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長 長田一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔長田一君登壇、拍手〕

○長田一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、広島市などにおける土砂災害を教訓として土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表を義務付けるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、基礎調査の早期完了及び土砂災害警戒区域等の指定促進に向けた取組、土砂災害の危険性に関する情報の住民等への確実な周知と警戒避難体制の充実、土砂災害特別警戒区域などにおける建築物の移転等に係る支援等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

二百三十三

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長 長中川雅治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中川雅治君登壇、拍手〕

○中川雅治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の給与改定に準じて、議員秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改定しようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

百九十五

反対

三十四

よつて、本案は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
議長	山崎 正昭君	副議長	興石 東君	清水 貴之君	又市 征治君
				石川 博崇君	竹谷とし子君
				東 徹君	吉田 忠智君
				河野 義博君	佐々木さやか君
				藤巻 健史君	福島みずほ君
				矢倉 克夫君	杉 久武君
				堀井 巖君	儀間 光男君
				横山 信一君	秋野 公造君
				新妻 秀規君	平木 大作君
				中西 祐介君	中原 八一君
				柴田 巧君	若松 謙維君
				谷合 正明君	山本 博司君
				熊谷 大君	磯崎 仁彦君
				上野 通子君	川田 龍平君
				小野 次郎君	浜田 昌良君
				山本 香苗君	長沢 広明君
				磯崎 陽輔君	衛藤 晟一君
				藤井 基之君	片山虎之助君
				室井 邦彦君	寺田 典城君
				荒木 清寛君	山口那津男君
				魚住裕一郎君	西田 実仁君
				世耕 弘成君	山谷えり子君
				赤池 誠章君	長谷川 岳君
				大家 敏志君	宇都 隆史君
				高階恵美子君	舞立 昇治君
				三木 亨君	三宅 伸吾君
				宮本 周司君	森屋 宏君
				山下 雄平君	馬場 成志君
				羽生田 俊君	二之湯武史君
				長峯 誠君	中泉 松司君
				渡辺 猛之君	三原じゅん子君

藤川 政人君	若林 健太君	山本 一太君	林 芳正君
江島 潔君	井原 巧君	橋本 聖子君	木村 義雄君
石井 正弘君	牧野たかお君	鴻池 祥肇君	尾辻 秀久君
石井 浩郎君	赤石 清美君	中曾根弘文君	森本 真治君
山田 俊男君	森 まさこ君	磯崎 哲史君	石上 俊雄君
丸川 珠代君	丸山 和也君	浜野 喜史君	安井美沙子君
石井 準一君	野上浩太郎君	小西 洋之君	石橋 通宏君
北川イツセイ君	二之湯 智君	大野 元裕君	西村まさみ君
岡田 広君	野村 哲郎君	徳永 エリ君	高野光二郎君
愛知 治郎君	末松 信介君	斎藤 嘉隆君	田城 郁君
中川 雅治君	有村 治子君	難波 獎二君	江崎 孝君
脇 雅史君	岸 宏一君	有田 芳生君	島村 大君
武見 敬三君	山崎 力君	野田 国義君	金子 洋一君
鶴保 庸介君	関口 昌一君	風間 直樹君	牧山ひろえ君
伊達 忠一君	岩城 光英君	大島九州男君	相原久美子君
岩井 茂樹君	青木 一彦君	林 久美子君	佐藤ゆかり君
堀内 恒夫君	山本 太郎君	尾立 源幸君	大久保 勉君
谷 亮子君	山田 修路君	白 眞典君	足立 信也君
渡邊 美樹君	糸数 慶子君	藤本 祐司君	水岡 俊一君
主濱 了君	豊田 俊郎君	津田弥太郎君	片山さつき君
堂故 茂君	柘植 芳文君	藤田 幸久君	増子 輝彦君
滝波 宏文君	滝沢 求君	福山 哲郎君	櫻井 充君
高橋 克法君	太田 房江君	小川 敏夫君	大塚 耕平君
大野 泰正君	北村 経夫君	那谷屋正義君	山東 昭子君
大沼みずほ君	古賀友一郎君	直嶋 正行君	加藤 敏幸君
上月 良祐君	酒井 庸行君	神本美恵子君	田中 直紀君
島田 三郎君	古川 俊治君	羽田雄一郎君	郡司 彰君
西田 昌司君	塚田 一郎君	榛葉賀津也君	浜田 和幸君
佐藤 正久君	石井みどり君	中野 正志君	田中 茂君
佐藤 信秋君	福岡 資麿君	吉良よし子君	平野 達男君
吉田 博美君	松山 政司君	アントニオ猪木君	渡辺美知太郎君
岡田 直樹君	松村 祥史君	辰巳孝太郎君	吉川 沙織君
水落 敏栄君	山本 順三君	荒井 広幸君	江口 克彦君
松下 新平君	猪口 邦子君	和田 政宗君	倉林 明子君
溝手 顕正君	柳本 卓治君	蓮 舫君	広田 一君

藤末 健三君	中山 恭子君
薬師寺みちよ君	紙 智子君
田村 智子君	芝 博一君
柳澤 光美君	小林 正夫君
山田 太郎君	井上 義行君
大門美紀史君	仁比 聡平君
小見山幸治君	長浜 博行君
小川 勝也君	中西 健治君
松田 公太君	山口 和之君
井上 哲士君	小池 晃君
前川 清成君	北澤 俊美君
柳田 稔君	前田 武志君
江田 五月君	水野 賢一君
行田 邦子君	松沢 成文君
山下 芳生君	市田 忠義君
財務大臣	麻生 太郎君
厚生労働大臣	塩崎 恭久君
国土交通大臣	太田 昭宏君
国務大臣	有村 治子君
内閣府副大臣	西村 康稔君
内閣府副大臣	平 将明君
法務副大臣	葉梨 康弘君

議長の報告事項
去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

小坂 憲次君	井原 巧君
徳永 エリ君	難波 獎二君
福山 哲郎君	野田 国義君

外交防衛委員

辭任

補欠

井原 巧君

小坂 憲次君

酒井 庸行君

吉田 博美君

滝波 宏文君

宇都 隆史君

長峯 誠君

松山 政司君

宮本 周司君

末松 信介君

野田 國義君

福山 哲郎君

紙 智子君

井上 哲士君

財政金融委員

辭任

補欠

豊田 俊郎君

塚田 一郎君

松山 政司君

長峯 誠君

文教科学委員

辭任

補欠

山口那津男君

新妻 秀規君

農林水産委員

辭任

補欠

小林 正夫君

柳澤 光美君

難波 獎二君

徳永 エリ君

新妻 秀規君

山口那津男君

井上 哲士君

紙 智子君

経済産業委員

辭任

補欠

宇都 隆史君

滝波 宏文君

末松 信介君

宮本 周司君

塚田 一郎君

豊田 俊郎君

柳澤 光美君

小林 正夫君

国土交通委員

辭任

補欠

吉田 博美君

酒井 庸行君

予算委員

辭任

補欠

島田 三郎君

藤川 政人君

決算委員

辭任

補欠

滝波 宏文君

上月 良祐君

藤川 政人君

島田 三郎君

平木 大作君

佐々木さやか君

行政監視委員

辭任

補欠

佐々木さやか君

平木 大作君

議院運営委員

辭任

補欠

上月 良祐君

滝波 宏文君

同日議長において、特別委員を次のとおり指名した。

地方創生に関する特別委員

愛知 治郎君

石井 正弘君

江島 潔君

太田 房江君

岡田 直樹君

金子原二郎君

古賀友一郎君

関口 昌一君

滝沢 求君

堂故 茂君

藤川 政人君

松下 新平君

宮本 周司君

相原久美子君

田城 郁君

野田 國義君

林 久美子君

藤末 健三君

藤本 祐司君

蓮 舫君

荒木 清寛君

平木 大作君

横山 信一君

山口 和之君

山田 太郎君

儀間 光男君

寺田 典城君

吉良よし子君

大門実紀史君

江口 克彦君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辭任

補欠

大沼みずほ君

吉川ゆうみ君

島村 大君

高野光二郎君

高橋 克法君

古賀友一郎君

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辭任

補欠

岡田 直樹君

末松 信介君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方創生に関する特別委員会に付託した。

まち・ひと・しごと創生法案(閣法第一号)

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員長及び同委員に任命したので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したので、警察法第七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に任命したので、公安審査委員会設置法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を特定個人情報保護委員会委員に任命したので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十條第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を特定個人情報保護委員会委員に任命したので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十六條の規定に基づき平成二十五年特定個人情報保護委員会年次報告書を受領した。

一昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

辭任

補欠

石田 昌宏君

馬場 成志君

宮沢 洋一君

堀井 巖君

文教科学委員

辭任

補欠

橋本 聖子君

中泉 松司君

森本 真治君

田中 直紀君

アントニオ猪木君

中野 正志君

(十二月六日任期満了の高木剛の後任)

記

川本 裕子

農林水産委員

辞任

補欠

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

中泉 松司君

橋本 聖子君

馬場 成志君

石田 昌宏君

堀井 巖君

宮沢 洋一君

山田 修路君

山谷えり子君

経済産業委員

辞任

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

中野 正志君

アノトニオ猪木君

国土交通委員

辞任

補欠

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

田中 直紀君

森本 真治君

環境委員

辞任

補欠

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

山谷えり子君

山田 修路君

予算委員

辞任

補欠

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

藤川 政人君

島田 三郎君

決算委員

辞任

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

上月 良祐君

滝波 宏文君

島田 三郎君

藤川 政人君

行政監視委員

辞任

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

佐々木さやか君

平木 大作君

議院運営委員

辞任

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

滝波 宏文君

上月 良祐君

地方創生に関する特別委員

辞任

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

金子原二郎君

石田 昌宏君

農林水産委員

辞任

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

宮本 周司君

高野光二郎君

経済産業委員

辞任

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

林 久美子君

安井美沙子君

国土交通委員

辞任

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

儀間 光男君

室井 邦彦君

リニア中央新幹線工事に伴う環境影響回避策に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第六三三号)

川内原発の避難計画に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第六四号)

海外における日本製食品及び農水産物の風評被害に基づく輸入制限に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第六五号)

循環型社会形成推進交付金(復興・復興枠)の交付状況とがれき広域処理促進効果の更なる究明に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第六六号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第五四号)

放射性指定廃棄物最終処分場に関する質問主意書(渡辺美知太郎君提出)(第五五号)

中国サンゴ密漁船に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第五六号)

拉致被害者救出に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第五七号)

「トモダチ作戦」巨額賠償訴訟に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第五八号)

公有水面埋立法の運用に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第五九号)

昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

仁比 聡平君

辰巳孝太郎君

財政金融委員

辞任

補欠

馬場 成志君

文教科学委員

辞任

補欠

中泉 松司君

橋本 聖子君

田中 直紀君

森本 真治君

中野 正志君

アノトニオ猪木君

農林水産委員

辞任

補欠

石田 昌宏君

馬場 成志君

橋本 聖子君

中泉 松司君

宮沢 洋一君

堀井 巖君

山谷えり子君

山田 修路君

経済産業委員

辞任

補欠

アノトニオ猪木君

中野 正志君

国土交通委員

辞任

補欠

森本 真治君

田中 直紀君

辰巳孝太郎君

仁比 聡平君

環境委員

辞任

補欠

山田 修路君

山谷えり子君

行政監視委員

辞任

補欠

吉川ゆうみ君

高橋 克法君

災害対策特別委員

辞任

補欠

原子力問題特別委員

辞任

補欠

蓮 舫君

尾立 源幸君

地方創生に関する特別委員

辞任

補欠

愛知 治郎君

島村 大君

石田 昌宏君

森屋 宏君

高野光二郎君

宮本 周司君

滝沢 求君

三木 亨君

堂故 茂君 三宅 伸吾君
松下 新平君 渡邊 美樹君
安井美沙子君 林 久美子君
横山 信一君 河野 義博君
室井 邦彦君 儀間 光男君
吉良よし子君 紙 智子君
同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

辭任 補欠

那谷屋正義君 江崎 孝君
野田 国義君 森本 真治君
儀間 光男君 小野 次郎君
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等
の臨時特例に関する法律案(閣法第一七号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律案(閣法第九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律案(閣法第一〇号)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改
正する法律案(閣法第一二二号)

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正す
る法律案(閣法第二五号)

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員
会に付託した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案(衆第五号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第
百八十六回国会衆第四一〇号)審査報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法
第一一〇号)審査報告書

経済上の連携に関する日本国とオーストラリア
との間の協定に基づく申告原産品に係る情報の
提供等に関する法律案(閣法第二二二号)審査報告
書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改
正する法律案(閣法第六号)審査報告書
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案(閣法第七号)審査報告書
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案
(閣法第八号)審査報告書
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第一九号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「特別永住者」に関する質問主意書(有田芳生君
提出)(第六七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員江口克彦君提出空き家対策に関する
質問に対する答弁書(第四七号)

参議院議員徳永エリ君提出T P P協定交渉に係
る各種文書の政府保有状況及び内容に関する質
問に対する答弁書(第四八号)

参議院議員浜田和幸君提出日本の対中直接投資
の促進に関する質問に対する答弁書(第四九号)

参議院議員浜田和幸君提出信教の自由から見た
我が国における公的機関等による食品のハラー
ル認証制度の整備に関する質問に対する答弁書
(第五〇号)

参議院議員浜田和幸君提出シェールガス革命に
伴う我が国の原油輸入の将来展望に関する質問
に対する答弁書(第五一号)

参議院議員福島みずほ君提出普天間基地返還問
題に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員福島みずほ君提出辺野古問題に関す
る質問に対する答弁書(第五三号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案(衆第五号)審査報告書

審査報告書

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十一日

厚生労働委員長 丸川 珠代

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会保険労務士制
度を取り巻く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣
が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関す
る民間紛争解決手続において特定社会保険労務
士が単独で紛争の当事者を代理することができ
る紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保
険労務士が裁判所において補佐人となる制度を
創設し、及び社員が一人の社会保険労務士法人
を設立できることとしようとするものであり、
妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい
て適切な措置を講ずるべきである。

一、個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続
における紛争目的の価額の引上げについては、

特定社会保険労務士が代理業務を行う紛争件数
の増加や紛争事案の高度化・複雑化が見込まれ
ることから、紛争解決手続代理業務に必要な知
識、実務能力の向上を図るための教育・研修体
制の充実に努めること。

二、訴訟代理人の補佐人制度の創設については、
個別労働関係紛争に関する知見の有無にかかわ

らず全ての社会保険労務士を対象としているこ
とから、その職務を充実したものとするため、
社会保険労務士試験の内容の見直しや対審構造
での紛争解決を前提とした研修などのほか、利
益相反の観点から信頼性の高い能力を担保する
ための措置を検討すること。また、補佐人とし
ての業務が能力に基づき適切に行われるよう指
導を徹底すること。

三、社会保険労務士の業務範囲が大幅に拡大す
ることから、不適切な事例を防止するため、全国
社会保険労務士会連合会に置かれている綱紀委
員会や苦情処理相談窓口の機能強化・充実が図
られるよう必要な措置を講ずること。また、社
会保険労務士法第二十五条の二又は第二十五条
の三の規定により厚生労働大臣が行う懲戒処分
については、適正かつ厳格に実施すること。さ
らに、同法第二十五条の三の二第一項の規定に
よる社会保険労務士会又は全国社会保険労務士
会連合会の通知については、適正かつ厳格な実
施の徹底が図られるよう指導すること。

四、社会保険労務士による労働争議への介入が可
能となる範囲については、客観的に明確となる
よう必要な措置を講ずること。

五、社会保険労務士法が労働者の権利保護に極め
て大きな影響を与えることに鑑み、今後の政府
による法改正に当たっては、公労使の代表を委
員とする労働政策審議会を経て、その結果を反
映させること。

右決議する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月十九日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

社会保険労務士法の一部を改正する法律

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(社会保険労務士の業務)」を付し、同条第一項第一号の六中「民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第三百六十八条第一項に定める額を二百二十万円に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 社会保険労務士は、事業における労働管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることが出来る。

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取消し、又は更正したときは、この限りでない。

第二十五条の六中「組織的に」及び「共同して」を削る。

第二十五条の九の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(業務の範囲)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条の九の二 前条第一項に規定するもののほか、社会保険労務士法人は、第二条の二第一項の規定により社会保険労務士が処理することができる事務を当該社会保険労務士法人の社員又は使用人である社会保険労務士(以下この条及び第二十五条の二十四第四項において「社員等」という。)に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該社会保険労務士法人は、委託者に、当該社会保険労務士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければならない。

第二十五条の十一第一項中「共同して」を削る。第二十五条の二十二第一項に次の一号を加える。

る。

七 社員の欠亡

第二十五条の二十二第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号を」前項第三号に改め、同項を同条第二項とする。

第二十五条の二十二の五を第二十五条の二十二の六とし、第二十五条の二十二の二から第二十五条の二十二の四までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の二十二の次に次の一条を加える。

(社会保険労務士法人の継続)

第二十五条の二十二の二 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百七十五條において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者の同意を得て、新たに社員を加入させて社会保険労務士法人を継続することが出来る。

第二十五条の二十四第四項中「社員又は使用人である社会保険労務士(以下この項において「社員等」という。)」を「社員等」に改める。

第二十五条の二十五第二項中「若しくは第六号又は第二項を」から第七号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十五条の六の改正規定、第二十五条の十一第一項の改正規定、第二十五条の二十二第一項に一号を加える改正規定、第二十五条の二十二第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定及び同項を同条第二項とする改正規定、第二十五条の二十二の五を第二十五条の二十二の六とし、第二十五条の二十二の二から第二十五条の二十二の四までを一

条ずつ繰り下げ、第二十五条の二十二の次に一條を加える改正規定並びに第二十五条の二十五第二項の改正規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日前に社会保険労務士又は社会保険労務士法人がしたこの法律による改正前の社会保険労務士法第二条第一項第一号の六に掲げる業務の範囲を超える行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

審査報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十一日

財政金融委員長 古川 俊治

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適確な実施を確保するため、同協定で定められた関税の譲許の適用の停止、製造用原料品に係る譲許の便益の適用及び原産品であることの確認手続に関し、関税暫定措置法について所要の改正を行うものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 飼料の原料として使用するものであることを要件として関税の撤廃をする豪州産麦については、税関の監督の下で当該用途に使用されることを担保する必要があることから、製造工場に対する税関長の承認要件を明確化するとともに、製造等に係る検査を適切に行うよう努めること。

二 輸入者等が自ら貨物の原産性を申告する自己申告制度を初めて導入するに当たっては、税関において、原産性確認手続を適正に行う体制を整備し、手続業務の効率的な運用に努めることともに、貿易関係者等への制度の丁寧な周知を図ること。また、豪州税関当局から貨物の原産性の事後確認に資する情報の提供を求められた場合には、輸出者等の営業秘密の保護等に配慮して対応すること。

三 外国子会社合算税制については、英国ロイズマーケットにおける日本の損害保険会社の再保険業務等への影響にも配慮し、OECDにおける「税源浸食と利益移転(BEPS)」プロジェクトの取組を踏まえ、必要な検討を行うこと。右決議する。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十月三十一日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、平成二十六年において、飼料用麦(同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品(メスリンを除く。))又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。)を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の飼料用麦であつて、オーストラリアを原産地とするもの(以下この条において「オーストラリア産飼料用麦」という。)に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

第七条の三第七項中「合計した輸入数量を」を「合計した輸入数量(平成二十六年においては、飼料用麦を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量)を」とに改め、「超えた場合」の下に「(平成二十六年においては、飼料用麦を含む項にあつては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。)」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する

協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「輸入数量を」とあるのは「輸入数量(オーストラリア産飼料用麦の輸入数量を除く。)」を」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(オーストラリア産飼料用麦の輸入数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。)」と読み替へるものとする。

第七条の五第一項第一号中「第八條の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「告示する数量」の下に「第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。)」を、「超えた場合」の下に「(平成二十六年においては、当該年度の初日から当該年度の第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下「オーストラリア協定」という。))の効力発生の日(以下この号及び第七条の八第一項において「協定発効日」という。))前の期間のオーストラリアを原産地とするものに係る輸入数量と協定発効日以降の期間のオーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(同条第一項において「オーストラリア原産品」という。))に係る輸入数量との合計数量及び第八條の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において「協定対象外輸入数量」という。))が、当該年度の前年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。))を加え、「第三項」を「同項」に改め、同条第二号中「告示す

る数量」の下に「第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。)」を、「超えた場合」の下に「(平成二十六年においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。))を加え、「第三項」を「同項」に改め、同条第二項中「第七條の三第六項」を「第七條の三第七項」に改め、同条第三項中「第八條の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。)」を「平成二十六年においては、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量に、「第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合」を「第一号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十六年においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。))又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成二十六年においては、当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。))」に改める。

第七条の六第六項中「第七條の三第六項」を「第七條の三第七項」に改める。

第七条の七第四項中「締約国において」を「締約国(第十二條の二において「協定締約国」という。))において」に改める。

第七条の七の次に次の一条を加える。

(オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止)

第七条の八 第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉(オーストラリア原産品に限る。以下この条において同じ。))又は同項に規定する冷凍牛肉(オーストラリア原産品に限る。以下この条に

おいて同じ。))について、その年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量がオーストラリア協定に定められた一定の数量(第四項において「輸入基準数量」という。))を超えた場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(以下この条において「発効日」という。))から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、発効日における実行税率、協定発効日の前日における実行税率及びオーストラリア協定に定められた基準税率のうち最も低いものとする。

2 前項の規定は、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉が発効日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認めたものについては、適用しない。

3 第七条の三第七項の規定は、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を算出する場合について準用する。

4 財務大臣は、その年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を翌月末日までに、当該年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び発効日をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

第九条の次に次の一条を加える。

(オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)

第九条の二 オーストラリア協定の規定に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。))が税関の監督の下で飼料の原料として使用するものであることを要件としている物品のうち、次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に規定する製造

が終了するものについては、政令で定めるところにより、譲許の便益を適用する。

一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品

二 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品

2 税関長は、オーストラリア協定又はこの法律若しくは関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。

3 第一項の規定により譲許の便益の適用を受ける場合においては、税関長は、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件とし、税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する担保を提供させることができる。

4 第一項各号に規定する製造を行うに際しては、税関長が同項の規定により譲許の便益の適用を受けた原料品(以下この条において「製造用原料品」という。)による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除くほか、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、その都度又は随時、その製品について検査を受けなければならない。

6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、又は当該各号に規定する製造に使用する用途以外

の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件とし、税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、関税率法第十条第一項(変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等の規定)に準じてその関税を軽減することができる。

一 第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に第五項の規定による届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

8 第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及

び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

第十條中「前條第一項」を「第九條第一項」に改める。

第十二條中「同條第二項」の下に「若しくは第九條の第二項」を加える。

第十二條の次に次の一條を加える。
(経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認)

第十二條之二 税関長は、輸入申告がされた貨物について、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益を適用する場合において、当該貨物が当該経済連携協定の規定に基づき協定締約国の原産品とされるもの(以下この項において「締約国原産品」という。)であるかどうかの確認をするために必要があるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二 協定締約国の権限ある当局(協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に関して権限を有する機関をいう。第四号において同じ。)、協定締約国の税関当局(関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に相当する協定締約国の法令を執行する当局をいう。又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

三 その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

四 協定締約国の権限ある当局に対し、当該協定締約国の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち合わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

五 その他当該経済連携協定に定める方法

2 前項第二号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4 第一項第四号の求めは、協定締約国が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。

5 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について、当該経済連携協定の規定に基づき、当該譲許の便益を与えないことができる。

一 当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二 当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三 第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四 第三項の通知をした場合において、協定締約国又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第一項第三号の調査を拒んだとき、又は第三項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五 第一項第四号の求めを行った場合において、協定締約国が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

六 その他経済連携協定に定める事項に該当するとき。

6 税関長は、第一項の規定による確認をしたときは、当該経済連携協定の規定に基づき、その結果の内容(その理由を含む。)を当該確認の相手方となつた者(当該経済連携協定に定める者に限る。)に通知するものとする。

第十五条第一項中「若しくは同条第二項の下に「若しくは第九条の二第一項を加え、」又は同条第二項を削り、」それぞれ、「軽減税率の適用を受けた貨物」又は「軽減税率の適用を受けた貨物」と、同条第二項又は第九条の二第一項の規定に係る場合には、同条中「関税の軽減若しくは免除を受けた貨物」とあるのを「に改める。

第十六条中「第十条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又は

これに供するため譲渡した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第九条の二第六項の規定に違反して同項の製造用原料品を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者
二 第十条の規定に違反して同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

附 則

1 この法律は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

(オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止に関する経過措置)

2 平成二十六年年度に限り、この法律による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「その年度の初日」とあるのは、「オーストラリア協定の効力発生の日」とする。

(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十一日

財政金融委員長 古川 俊治
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の適確な実施を確保するため、本邦からオーストラリアに輸出された物品であつて、特定原産品申告書により当該物品が特定原産品であることをオーストラリア税関当局に対し申告されたものに係る情報の提供等を行うための措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 飼料の原料として使用するものであることを要件として関税の撤廃をする豪州産麦については、税関の監督の下で当該用途に使用されることを担保する必要があることから、製造工場に対する税関長の承認要件を明確化するとともに、製造等に係る検査を適切に行うよう努めること。

一 輸入者等が自ら貨物の原産性を申告する自己申告制度を初めて導入するに当たっては、税関において、原産性確認手続を適正に行う体制を整備し、手続業務の効率的な運用に努めるとともに、貿易関係者等への制度の丁寧な周知を図ること。また、豪州税関当局から貨物の原産性の事後確認に資する情報の提供を求められた場合には、輸出者等の営業秘密の保護等に配慮して対応すること。

一 外国子会社合算税制については、英国ロイズマーケットにおける日本の損害保険会社の再保

険業務等への影響にも配慮し、OECDにおける「税源浸食と利益移転(BEPS)」プロジェクトの取組を踏まえ、必要な検討を行うこと。右決議する。

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十月三十一日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 申告原産品に係る情報の提供等(第三章条・第四条)

第三章 雑則(第五条―第八条)

第四章 罰則(第九条―第十一条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下「オーストラリア協定」という。)の適確な実施を確保するため、オーストラリア税関当局に対する申告原産品に係る情報の提供等を適正かつ確実に行

うための措置を講じ、もつて我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 オーストラリア税関当局 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)その他の関税に関する法律に相当するオーストラリアの法令を執行する当局をいう。

二 特定原産品 本邦からオーストラリアに輸出される物品であつて、オーストラリア協定第三・二条の規定に基づき本邦の原産品とされるものをいう。

三 特定原産品申告書 本邦からオーストラリアに輸出される物品が特定原産品であることをオーストラリア税関当局に対し申告する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)であつて、当該物品を輸入する者、輸出する者又は生産する者がオーストラリア協定第三・十六条の規定に基づき作成するものをいう。

四 特定原産品誓約書 本邦からオーストラリアに輸出される物品が特定原産品であることを誓約する書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)であつて、当該物品に係る特定原産品申告書の作成の用に供するため、当該物品を輸出する者又は生産する者が当該特定原産品申告書を作成する者に交付し、又は提供する

ものをいう。

五 申告原産品 本邦からオーストラリアに輸出された物品であつて、特定原産品申告書により当該物品が特定原産品であることをオーストラリア税関当局に対し申告されたものをいう。

第二章 申告原産品に係る情報の提供等(情報提供等)

第三条 財務大臣は、オーストラリア税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められたときは、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 オーストラリア税関当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。

二 我が国がこの項の規定により提供する情報についてオーストラリアにおいて秘密の保持が担保されていないと認められるとき。

三 我が国がこの項の規定により提供する情報が当該確認に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

四 当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

五 当該情報に特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の秘密を害するおそれのある情報が含まれている場合において、当該情報をオーストラリア税関当局に提供することについてその者の同意がないとき。

財務大臣は、前項の求めがあつたときは、速

やかに、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。

3 財務大臣は、第一項本文の規定により同項の求めに応じようとするとき、又は同項ただし書の規定により同項の求めに応じないこととするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(書類の保存)

第四条 本邦からオーストラリアに輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品申告書の作成の日から五年間、保存しなければならない。ただし、当該特定原産品申告書を受け取るための申告の用に供しないこととなつたときは、この限りでない。

2 本邦からオーストラリアに輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品誓約書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品誓約書の作成の日から五年間、保存しなければならない。ただし、当該特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の秘密を害するおそれのある情報が含まれている場合において、当該誓約書をオーストラリア税関当局に提供することについてその者の同意がないとき。

第三章 雑則

第五条 財務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定原産品申告書若しくは特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者に対し、資料の提出を求め、又はその職員に、これ

らの者の事務所その他の必要な場所に立ち入らせ、質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、その職員に、前項の規定による質問又は検査に立ち会わせることができる。

3 第一項の規定により職員が立ち入るとき、又は前項の規定により職員が立ち会ふときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林水産大臣及び経済産業大臣との協力)

第六条 財務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

2 農林水産大臣及び経済産業大臣は、必要があると認めるときは、この法律の施行に関し、財務大臣に対し、意見を述べることができる。

(権限の委任)

第七条 この法律に規定する財務大臣の権限は、政令で定めるところにより、税関長に委任することができる。

2 税関長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。

3 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 虚偽の記載又は記録をした特定原産品申告書を交付し、又は提供した者

二 虚偽の記載又は記録をした特定原産品誓約書を交付し、又は提供した者

第十条 第五条第一項の規定による資料の提出の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則

この法律は、オーストラリア協定の効力発生の日から施行する。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十一日

内閣委員長 大島九州男

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する

平成二十六年十一月十二日 参議院会議録第七号

平成二十六年八月七日付けの職員の給与改定に関する報告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定並びに地域手当の級地の区分及び支給割合並びに広域異動手当の支給割合の改定を行うとともに、管理職員特別勤務手当の支給要件である勤務の範囲を広げ、再任用職員について単身赴任手当を支給することとし、あわせて、寒冷地手当の支給地域の改定を行う等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う平成二十六年年度の給与改定に要する経費は、約二百六十億円である。

附帯決議

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 女性の社会進出と活躍を促進するとともに、少子化対策を推進するため、育児に責任を有する国家公務員の処遇の改善について検討すること。

二 今回の改正に当たり、常勤職員との給与格差の拡大を抑制するため、非常勤職員の処遇の改善に努めること。

三 東日本大震災からの復興・再生等の促進と、その業務に従事している公務員の士気の確保を図るため、必要な体制の整備や健康対策等の措置を講ずること。

四 自主性及び自律性の発揮という独立行政法人通則法の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度にのっとり、職員の給与改定及び給与制

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

度の見直しに關しては、独立行政法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

五 地方公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しに關しては、地方公務員法に基づき地方公共団体における自主的・主体的決定が適正になされることを旨とすること。

六 国の財政事情が厳しい折、今回の改正により特別職の期末手当が引き上げられるが、国務大臣、副大臣及び大臣政務官等の特別職の職員並びに事務次官等の高位の政府職員の給与については、民間企業の給与体系も参考にしつつ、中長期的に検討すること。

七 ICT(情報通信技術)の活用などの業務改革を推進し、定員の合理化に強力に取り組むにつ、人的資源の効果的な配分を行うことにより、国家公務員の総人件費の厳格な抑制に努めること。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月四日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一般職の職員の給与に関する法律案

二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「四十一万九百円」を「四十一万二千二百円」に改め、同項第二号中「五万円」を「五万三千三百円」に改める。

第十二条第二項第二号ロ中「四千四百円」を「四千二百円」に改め、同号ハ中「六千五百円」を「七千四百円」に改め、同号ニ中「八千九百円」を「一万円」に改め、同号ホ中「一万三千三百円」を「一万二千九百円」に改め、同号ヘ中「一万三千七百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ト中「一万六千四百円」を「一万八千七百円」に改め、同号チ中「一万八千五百円」を「二万六千四百円」に改め、同号リ中「二万九百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ヌ中「二万八千四百円」を「二万六千二百円」に改め、同号ル中「二万二千七百円」を「二万八千円」に改め、同号ヲ中「二万三千六百円」を「二万九千八百円」に改め、同号ワ中「二万四千五百円」を「三万六千四百円」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の六十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の百二・五」に改め、同号ロ中「百分の七十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に改め、同号ロ中「百分の四十」を「百分の五十」に改める。

附則第十一項中「百分の一・〇一二五」を「百分の一・二三七五」に、「百分の一・三一二五」を「百分の一・五三七五」に、「百分の六十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の百二・五」に改める。
別表第一から別表第十までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六系関係)

イ 行政職俸給表(一)

職員の 区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	137,600 円	187,700 円	224,600 円	263,500 円	290,700 円	322,100 円	367,500 円	414,100 円	465,600 円	529,900 円
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	

官 報 (号 外)

29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100		
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500		
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200		
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000		
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800		
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400		
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200		
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000		
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600		
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200		
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000		
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800		
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600		

任用職員以外の職員									
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600			
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200			
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800			
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100			
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700			
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400			
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900			
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400			
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100			
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800			
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500			
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000			
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700			
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400			
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100			
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600			
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100				
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800				
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500				
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000				
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700				
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400				
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100				
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600				
86	241,000	295,900	344,000	383,900					
87	241,700	296,200	344,500	384,500					
88	242,400	296,600	344,900	385,100					
89	243,100	296,900	345,200	385,800					
90	243,600	297,300	345,600	386,400					
91	244,100	297,700	346,100	387,000					
92	244,600	298,100	346,500	387,600					

再任用職員	93	244,900	298,200	346,700	388,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
-------	----	---------	---------	---------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

再任用職員以外の職員											
65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800	105	226,900	267,200	304,100		
66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400	106	227,400	267,400	304,500		
67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000	107	227,900	267,700	304,900		
68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600	108	228,300	267,900	305,300		
69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000	109	228,500	268,200	305,600		
70	206,100	255,200	285,900	315,300		110	228,900	268,500	306,000		
71	206,500	255,800	286,700	315,800		111	229,400	268,800	306,400		
72	207,100	256,300	287,400	316,300		112	229,900	269,000	306,800		
73	207,700	256,600	288,200	316,600		113	230,300	269,200	307,000		
74	208,400	257,000	289,000	317,100		114	230,800	269,500	307,400		
75	209,100	257,500	289,800	317,600		115	231,300	269,700	307,800		
76	209,900	258,000	290,600	318,100		116	231,800	269,900	308,100		
77	210,200	258,600	291,200	318,300		117	232,100	270,200	308,400		
78	210,900	259,000	291,800	318,700		118	232,500	270,500	308,800		
79	211,600	259,500	292,300	319,100		119	232,900	270,800	309,100		
80	212,300	260,000	292,700	319,500		120	233,300	271,100	309,400		
81	213,000	260,300	293,100	319,900							
82	213,700	260,600	293,600	320,300		121	233,700	271,200	309,600		
83	214,400	260,900	294,100	320,700		122		271,500	310,000		
84	215,100	261,200	294,600	321,100		123		271,800	310,300		
						124		272,100	310,600		
85	215,800	261,400	295,000	321,400		125		272,200	310,800		
86	216,500	261,800	295,600	321,800		126		272,500	311,200		
87	217,200	262,100	296,200	322,200		127		272,800	311,500		
88	217,900	262,400	296,800	322,500		128		273,100	311,800		
89	218,400	262,600	297,100	322,800							
90	219,000	262,800	297,600	323,200		129		273,200	312,000		
91	219,600	263,200	298,100	323,500		130		273,500	312,400		
92	220,200	263,400	298,600	323,900		131		273,800	312,800		
93	220,600	263,700	299,000	324,100		132		274,100	313,200		
94	221,100	264,100	299,500	324,400		133		274,200	313,400		
95	221,600	264,500	300,000	324,700		134		274,500			
96	222,100	264,900	300,500	325,100		135		274,800			
97	222,700	265,100	300,800	325,400		136		275,100			
98	223,200	265,400	301,200	325,700							
99	223,700	265,600	301,700	326,000							
100	224,200	265,900	302,200	326,300							
101	224,800	266,200	302,600	326,600							
102	225,300	266,400	303,000								
103	225,900	266,700	303,400								
104	226,500	267,000	303,800								

備考

この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	1	158,500	228,500	278,000	322,400	367,500	414,100	465,600	529,900
	2	160,200	230,800	280,700	324,700	370,100	416,600	468,700	532,900
	3	161,900	233,100	283,400	327,000	372,700	419,100	471,800	536,100
	4	163,600	235,300	286,100	329,300	375,300	421,600	474,900	539,300
	5	165,200	237,600	288,600	331,600	377,500	423,500	477,900	542,400
	6	167,700	239,900	291,300	333,700	380,000	425,800	481,000	544,800
	7	170,100	242,200	294,000	335,900	382,500	428,000	484,100	547,300
	8	172,500	244,500	296,700	338,100	385,000	430,200	487,200	549,800
	9	174,800	246,700	299,200	340,200	387,600	432,300	490,000	552,200
	10	176,500	248,900	301,700	342,300	390,300	434,400	493,100	554,100
	11	178,200	251,000	304,200	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
	12	179,900	253,200	306,700	346,500	395,700	438,700	499,200	557,800
	13	181,600	255,300	309,300	348,700	398,200	440,500	501,900	559,600
	14	183,400	257,500	311,600	350,800	400,500	442,400	504,300	561,100
	15	185,200	259,700	313,900	352,900	402,800	444,400	506,600	562,600
	16	186,900	261,900	316,200	355,000	405,200	446,400	509,000	563,900
	17	188,800	263,900	318,300	357,000	407,100	448,300	511,300	565,300
	18	190,600	266,200	320,500	359,000	409,100	450,100	512,800	566,500
	19	192,400	268,400	322,700	361,000	411,000	451,900	514,300	567,700
	20	194,200	270,700	324,900	363,000	412,900	453,700	515,700	568,900
	21	195,800	273,100	326,800	364,900	414,800	455,500	516,900	570,100
	22	197,600	275,400	328,900	366,700	416,600	457,000	518,400	
	23	199,400	277,700	331,000	368,700	418,500	458,500	519,900	
	24	201,200	280,000	333,000	370,700	420,500	460,000	521,400	
	25	202,900	282,100	335,000	372,700	422,300	461,400	522,600	
	26	204,700	284,300	337,100	374,700	423,800	462,700	523,700	
	27	206,500	286,500	339,200	376,700	425,400	464,000	524,900	
	28	208,300	288,700	341,300	378,700	427,000	465,200	526,100	

官 報 (号 外)

29	209,900	290,900	343,200	380,700	428,600	466,200	527,200
30	211,800	292,900	345,200	382,600	429,900	466,900	528,100
31	213,700	294,900	347,200	384,500	431,200	467,700	529,000
32	215,600	296,900	349,200	386,300	432,500	468,400	529,900
33	217,200	299,000	350,700	387,700	433,700	469,100	530,700
34	219,100	300,700	352,600	389,300	435,000	469,900	531,600
35	221,000	302,400	354,500	390,900	436,300	470,600	532,500
36	222,900	304,100	356,400	392,500	437,500	471,400	533,200
37	224,600	305,700	358,300	394,100	438,700	472,200	534,100
38	226,400	307,200	360,100	395,000	439,500	472,900	535,000
39	228,200	308,800	361,900	396,100	440,300	473,700	535,900
40	230,000	310,400	363,700	397,200	441,100	474,500	536,800
41	231,500	312,000	365,600	398,200	441,700	475,300	537,700
42	233,200	313,600	367,000	399,400	442,400	476,000	
43	234,800	315,200	368,500	400,600	443,100	476,800	
44	236,500	316,800	370,000	401,800	443,800	477,400	
45	238,100	318,500	371,000	402,700	444,600	478,200	
46	239,600	320,100	372,100	403,400	445,400		
47	241,100	321,700	373,200	404,100	446,100		
48	242,600	323,300	374,300	404,800	446,900		
49	244,100	324,600	375,200	405,300	447,500		
50	245,600	325,800	375,500	405,900	448,200		
51	247,100	327,000	376,000	406,600	449,000		
52	248,700	328,200	376,500	407,300	449,800		
53	250,000	329,300	377,000	408,000	450,400		
54	251,600	330,300	377,600	408,700	451,200		
55	253,200	331,200	378,200	409,400	452,000		
56	254,800	332,200	378,800	410,000	452,600		
57	256,200	333,100	379,400	410,600	453,200		
58	257,600	333,900	380,000	411,200	454,000		
59	259,000	334,700	380,600	411,800	454,800		
60	260,400	335,500	381,200	412,400	455,600		
61	261,500	336,100	381,600	412,900	456,200		
62	262,800	336,600	382,100	413,600			
63	264,100	337,200	382,700	414,200			
64	265,400	337,700	383,300	414,800			

再任用以上の職員

官 報 (号 外)

65	266,700	338,200	383,800	415,300			
66	267,800	338,500	384,400	415,900			
67	269,000	339,100	384,800	416,600			
68	270,200	339,700	385,300	417,100			
69	271,500	340,000	385,900	417,400			
70	272,700	340,500	386,400	418,100			
71	274,000	340,900	386,900	418,800			
72	275,300	341,400	387,400	419,500			
73	276,400	341,900	387,900	420,000			
74	277,500	342,400	388,400	420,700			
75	278,600	342,900	389,000	421,400			
76	279,700	343,400	389,500	422,100			
77	280,900	343,600	390,100	422,600			
78	281,900	344,000	390,700				
79	282,900	344,500	391,300				
80	283,900	344,900	391,700				
81	284,700	345,200	392,100				
82	285,600		392,700				
83	286,500		393,300				
84	287,400		393,900				
85	288,400		394,500				
86	289,200		395,100				
87	290,000		395,700				
88	290,800		396,300				
89	291,600		396,900				
90	292,100						
91	292,600						
92	293,100						
93	293,500						
再任用職員	208,300	242,900	286,700	319,400	361,600	395,400	447,500
							529,500

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,300円とする。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務 の級		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		
	1	153,600 円	216,000 円	254,000 円	293,400 円	321,300 円	350,700 円	386,700 円	429,100 円	465,600 円	529,900 円		2	155,100	217,900	256,000	295,700	323,600	353,000	388,900	431,000	468,700	532,900
	3	156,700	219,800	258,000	298,000	325,900	355,300	391,100	432,900	471,800	536,100		4	158,300	221,700	259,900	300,300	328,200	357,600	393,200	434,800	474,900	539,300
	5	159,900	223,700	261,800	302,300	330,600	359,700	395,100	436,200	477,900	542,400		6	161,700	225,500	263,800	304,600	332,800	361,900	397,100	437,900	481,000	544,800
	7	163,500	227,300	265,800	306,900	335,100	364,100	399,100	439,500	484,100	547,300		8	165,400	229,100	267,700	309,200	337,400	366,300	400,900	441,100	487,200	549,800
	9	167,200	230,700	269,300	311,300	339,400	368,300	402,800	442,700	490,000	552,200	10	169,100	232,500	271,200	313,600	341,700	370,500	404,800	444,400	493,100	554,100	
	11	171,000	234,300	273,000	315,900	344,000	372,700	406,900	446,100	496,100	555,900	12	173,000	236,100	274,800	318,200	346,300	374,900	409,000	447,800	499,200	557,800	
	13	174,700	237,900	276,300	320,300	348,400	377,100	410,800	449,000	501,900	559,600	14	176,500	239,600	278,200	322,600	350,600	379,300	412,900	450,600	504,300	561,100	
	15	178,300	241,300	280,100	324,900	352,800	381,500	415,000	452,400	506,600	562,600	16	180,100	242,900	282,000	327,200	355,000	383,700	417,100	454,200	509,000	563,900	
	17	181,900	244,500	283,800	329,200	357,200	385,500	418,900	455,800	511,300	565,300	18	186,000	246,200	285,900	331,500	359,300	387,500	420,600	457,600	512,800	566,500	
	19	190,200	247,900	288,000	333,700	361,400	389,600	422,300	459,400	514,300	567,700	20	194,200	249,600	290,100	336,000	363,500	391,600	424,000	461,200	515,700	568,900	
	21	198,000	251,300	292,200	338,100	365,700	393,500	425,700	462,800	516,900	570,100	22	199,800	252,900	294,200	340,200	367,700	395,600	427,300	464,600	518,400		
	23	201,500	254,600	296,200	342,300	369,800	397,700	428,800	466,300	519,900		24	203,300	256,300	298,200	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100	521,400		
	25	205,200	257,900	300,100	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600	522,600		26	206,900	259,300	302,100	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000	523,700		
	27	208,600	260,600	304,100	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500	524,900		28	210,200	262,000	306,000	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800	526,100		

29	211,800	263,100	307,800	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000	527,200
30	213,200	264,400	309,700	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700	528,100
31	214,600	265,700	311,600	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400	529,000
32	216,000	267,000	313,500	361,200	388,400	414,600	442,700	477,100	529,900
33	217,300	268,200	315,500	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600	530,700
34	218,500	269,400	317,400	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400	531,600
35	219,700	270,700	319,300	367,000	394,500	419,500	447,500	479,100	532,500
36	220,900	271,900	321,200	369,100	396,500	421,100	449,100	479,900	533,200
37	221,800	273,100	323,100	371,100	398,200	422,500	450,500	480,500	534,100
38	223,000	274,500	324,900	373,200	399,700	424,000	451,200	481,200	535,000
39	224,200	275,900	326,600	375,300	401,100	425,500	451,900	482,000	535,900
40	225,400	277,300	328,400	377,400	402,500	427,000	452,600	482,800	536,800
41	226,400	278,600	330,100	379,400	403,800	428,600	453,000	483,400	537,700
42	227,600	279,900	331,600	381,500	404,900	429,900	453,600	484,200	
43	228,800	281,200	333,000	383,600	405,900	431,200	454,300	485,000	
44	230,000	282,500	334,500	385,700	406,900	432,500	454,900	485,600	
45	231,000	283,600	335,800	387,400	408,100	433,500	455,700	486,200	
46	231,800	284,700	337,200	389,100	409,300	434,300	456,400		
47	232,600	285,800	338,600	390,800	410,500	435,100	457,000		
48	233,400	286,900	340,000	392,500	411,700	435,900	457,700		
49	234,000	287,900	340,900	394,000	413,000	436,400	458,400		
50	234,600	288,900	342,100	395,000	413,800	437,200	459,000		
51	235,300	289,900	343,300	396,000	414,600	438,000	459,700		
52	236,000	290,900	344,500	397,000	415,400	438,800	460,400		
53	236,400	291,700	345,600	398,300	415,900	439,300	461,100		
54	236,900	292,500	346,800	399,400	416,600	440,000	461,800		
55	237,400	293,400	348,000	400,600	417,300	440,700	462,500		
56	238,000	294,300	349,200	401,800	417,900	441,300	463,000		
57	238,400	295,000	350,300	403,100	418,600	441,900	463,700		
58	238,900	295,800	351,400	403,900	419,000	442,500	464,300		
59	239,500	296,600	352,500	404,700	419,600	443,000	465,000		
60	240,100	297,400	353,600	405,500	420,200	443,600	465,700		
61	240,700	298,300	354,300	406,000	420,700	444,200	466,400		
62	241,400	298,800	355,100	406,700	421,300	444,800			
63	242,100	299,300	355,900	407,400	421,800	445,300			
64	242,700	299,800	356,700	408,100	422,300	445,900			

	65	243, 100	300, 300	357, 200	408, 400	422, 800	446, 400		
	66	243, 800		357, 800	409, 100	423, 400	447, 000		
	67	244, 500		358, 300	409, 800	423, 800	447, 600		
	68	245, 200		358, 900	410, 500	424, 300	447, 900		
	69	245, 900		359, 500	410, 900	424, 800	448, 600		
	70	246, 300		360, 200	411, 400	425, 300	449, 200		
	71	246, 800		360, 900	412, 000	425, 900	449, 800		
	72	247, 300		361, 600	412, 500	426, 500	450, 400		
	73	247, 700		362, 100	413, 000	426, 900	451, 000		
	74			362, 600	413, 400	427, 500	451, 600		
	75			363, 200	414, 000	428, 100	452, 200		
	76			363, 800	414, 500	428, 400	452, 800		
	77			364, 400	415, 000	428, 900	453, 500		
	78			364, 900	415, 500	429, 500			
	79			365, 200	416, 100	430, 100			
	80			365, 700	416, 600	430, 700			
	81			365, 900	417, 000	431, 200			
	82			366, 400	417, 600	431, 800			
	83			366, 900	418, 200	432, 400			
	84			367, 400	418, 500	433, 000			
	85			367, 600	419, 000	433, 600			
	86				419, 600				
	87				420, 200				
	88				420, 700				
	89				421, 300				
	90				421, 900				
	91				422, 500				
	92				423, 100				
	93	203, 700	229, 800	282, 100	308, 800	323, 200	347, 300	383, 100	415, 400
再任用職員								458, 400	529, 500

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
1 2 3 4	1	160,300	175,900	202,500	242,300	293,400	321,300	350,700	386,700	429,100	465,600	529,900
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	295,700	323,600	353,000	388,900	431,000	468,700	532,900
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	298,000	325,900	355,300	391,100	432,900	471,800	536,100
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	300,300	328,200	357,600	393,200	434,800	474,900	539,300
5 6 7 8	5	167,000	183,200	210,500	249,600	302,300	330,600	359,700	395,100	436,200	477,900	542,400
	6	168,900	185,500	212,500	251,500	304,600	332,800	361,900	397,100	437,900	481,000	544,800
	7	170,700	187,800	214,500	253,400	306,900	335,100	364,100	399,100	439,500	484,100	547,300
	8	172,600	190,100	216,400	255,200	309,200	337,400	366,300	400,900	441,100	487,200	549,800
9 10 11 12	9	174,300	192,300	218,500	256,800	311,300	339,400	368,300	402,800	442,700	490,000	552,200
	10	176,000	194,900	220,300	258,700	313,600	341,700	370,500	404,800	444,400	493,100	554,100
	11	177,700	197,400	222,100	260,500	315,900	344,000	372,700	406,900	446,100	496,100	555,900
	12	179,400	199,900	223,900	262,300	318,200	346,300	374,900	409,000	447,800	499,200	557,800
13 14 15 16	13	181,300	202,300	225,800	264,000	320,300	348,400	377,100	410,800	449,000	501,900	559,600
	14	183,400	204,100	227,700	265,600	322,600	350,600	379,300	412,900	450,600	504,300	561,100
	15	185,500	205,900	229,600	267,200	324,900	352,800	381,500	415,000	452,400	506,600	562,600
	16	187,600	207,700	231,500	268,700	327,200	355,000	383,700	417,100	454,200	509,000	563,900
17 18 19 20	17	189,800	209,600	233,100	270,000	329,200	357,200	385,500	418,900	455,800	511,300	565,300
	18	192,200	211,500	234,900	271,900	331,500	359,300	387,500	420,600	457,600	512,800	566,500
	19	194,600	213,400	236,700	273,700	333,700	361,400	389,600	422,300	459,400	514,300	567,700
	20	197,000	215,200	238,500	275,500	336,000	363,500	391,600	424,000	461,200	515,700	568,900
21 22 23 24	21	199,500	216,900	240,300	277,000	338,100	365,700	393,500	425,700	462,800	516,900	570,100
	22	201,300	218,700	241,800	278,900	340,200	367,700	395,600	427,300	464,600	518,400	
	23	203,100	220,500	243,300	280,800	342,300	369,800	397,700	428,800	466,300	519,900	
	24	204,900	222,300	244,700	282,700	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100	521,400	
25 26 27 28	25	206,800	224,000	246,100	284,300	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600	522,600	
	26	208,600	225,700	247,700	286,500	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000	523,700	
	27	210,400	227,400	249,300	288,700	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500	524,900	
	28	212,100	229,100	250,900	290,900	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800	526,100	
29 30 31	29	214,000	230,600	252,300	293,200	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000	527,200	
	30	215,800	232,400	253,700	295,200	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700	528,100	
	31	217,600	234,200	255,200	297,200	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400	529,000	

32.	219, 400	236, 000	256, 700	299, 200	361, 200	388, 400	414, 600	442, 700	477, 100	529, 900
33	221, 100	237, 600	257, 900	301, 100	362, 900	390, 300	416, 400	444, 100	477, 600	530, 700
34	222, 800	239, 200	259, 400	303, 000	365, 000	392, 400	417, 900	445, 800	478, 400	531, 600
35	224, 500	240, 800	260, 800	304, 900	367, 000	394, 500	419, 500	447, 500	479, 100	532, 500
36	226, 200	242, 300	262, 300	306, 800	369, 100	396, 500	421, 100	449, 100	479, 900	533, 200
37	227, 700	243, 700	263, 500	308, 700	371, 100	398, 200	422, 500	450, 500	480, 500	534, 100
38	229, 500	245, 200	265, 000	310, 600	373, 200	399, 700	424, 000	451, 200	481, 200	535, 000
39	231, 300	246, 700	266, 500	312, 500	375, 300	401, 100	425, 500	451, 900	482, 000	535, 900
40	233, 100	248, 200	267, 900	314, 400	377, 400	402, 500	427, 000	452, 600	482, 800	536, 800
41	234, 700	249, 700	269, 200	316, 300	379, 400	403, 800	428, 600	453, 000	483, 400	537, 700
42	236, 200	251, 100	270, 900	318, 200	381, 500	404, 900	429, 900	453, 600	484, 200	
43	237, 700	252, 600	272, 600	320, 100	383, 600	405, 900	431, 200	454, 300	485, 000	
44	239, 100	254, 100	274, 200	322, 000	385, 700	406, 900	432, 500	454, 900	485, 600	
45	240, 500	255, 300	275, 700	323, 900	387, 400	408, 100	433, 500	455, 700	486, 200	
46	241, 800	256, 800	277, 400	325, 800	389, 100	409, 300	434, 300	456, 400		
47	243, 100	258, 200	279, 100	327, 700	390, 800	410, 500	435, 100	457, 000		
48	244, 400	259, 700	280, 800	329, 600	392, 500	411, 700	435, 900	457, 700		
49	245, 500	260, 900	282, 600	331, 200	394, 000	413, 000	436, 400	458, 400		
50	246, 900	262, 400	284, 300	332, 800	395, 000	413, 800	437, 200	459, 000		
51	248, 400	263, 900	286, 000	334, 500	396, 000	414, 600	438, 000	459, 700		
52	249, 800	265, 400	287, 700	336, 200	397, 000	415, 400	438, 800	460, 400		
53	251, 000	266, 600	289, 200	337, 900	398, 300	415, 900	439, 300	461, 100		
54	252, 500	268, 100	291, 000	339, 700	399, 400	416, 600	440, 000	461, 800		
55	253, 900	269, 800	292, 800	341, 500	400, 600	417, 300	440, 700	462, 500		
56	255, 400	271, 400	294, 600	343, 300	401, 800	417, 900	441, 300	463, 000		
57	256, 600	272, 800	296, 200	344, 600	403, 100	418, 600	441, 900	463, 700		
58	257, 900	274, 500	298, 000	346, 300	403, 900	419, 000	442, 500	464, 300		
59	259, 200	276, 200	299, 800	348, 000	404, 700	419, 600	443, 000	465, 000		
60	260, 500	277, 900	301, 600	349, 700	405, 500	420, 200	443, 600	465, 700		
61	261, 800	279, 500	303, 200	351, 400	406, 000	420, 700	444, 200	466, 400		
62	263, 100	281, 100	305, 000	353, 100	406, 700	421, 300	444, 800			
63	264, 500	282, 700	306, 800	354, 800	407, 400	421, 800	445, 300			
64	265, 900	284, 300	308, 600	356, 500	408, 100	422, 300	445, 900			
65	267, 300	285, 800	310, 100	358, 200	408, 400	422, 800	446, 400			
66	268, 600	287, 300	311, 800	359, 800	409, 100	423, 400	447, 000			
67	270, 000	288, 800	313, 500	361, 400	409, 800	423, 800	447, 600			
68	271, 400	290, 300	315, 200	363, 000	410, 500	424, 300	447, 900			

官

[illegible]

再任 用職 員	111	320, 200	348, 600	372, 400	397, 400						
	112	320, 800	349, 600	372, 900	397, 900						
	113	321, 600	350, 500	373, 300	398, 200						
	114	322, 300	351, 400	373, 700	398, 700						
	115	323, 000	352, 400	374, 300	399, 200						
	116	323, 800	353, 400	374, 800	399, 700						
	117	324, 400	354, 500	375, 200	400, 100						
	118	325, 200	355, 000	375, 700	400, 600						
	119	326, 000	355, 600	376, 300	401, 100						
	120	326, 800	356, 200	376, 800	401, 600						
	121	327, 400	356, 600	376, 900	402, 000						
	122	327, 800	357, 000	377, 500	402, 500						
	123	328, 300	357, 500	378, 100	403, 000						
	124	328, 800	357, 900	378, 500	403, 500						
	125	329, 100	358, 300	379, 000	403, 900						
	126		358, 700	379, 500							
	127		359, 200	380, 000							
	128		359, 600	380, 500							
	129		360, 000	380, 800							
	130		360, 400	381, 300							
131		360, 800	381, 800								
132		361, 200	382, 300								
133		361, 400	382, 600								
134		361, 900	383, 100								
135		362, 400	383, 500								
136		362, 700	384, 000								
137		363, 000	384, 300								
138		363, 400	384, 800								
139		363, 900	385, 300								
140		364, 400	385, 800								
141		364, 700	386, 100								
142		365, 200									
143		365, 700									
144		366, 200									
145	239, 400	251, 100	255, 400	291, 500	308, 800	323, 200	347, 300	383, 100	415, 400	458, 400	529, 500

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、203,100円とする。

公安職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額	8 級 俸 給 月 額	9 級 俸 給 月 額	10 級 俸 給 月 額
1 2 3 4	1	153,600	155,200	156,900	158,600	160,100	162,000	163,900	165,900	167,900	175,800
	2	216,000	217,900	219,800	221,700	223,700	225,500	227,300	229,100	230,700	237,900
	3	254,000	256,000	258,000	259,900	261,800	263,800	265,800	267,700	269,300	276,300
	4	293,400	295,700	298,000	300,300	302,300	304,600	306,900	309,200	311,300	320,300
5 6 7 8	5	321,300	323,600	325,900	328,200	330,600	332,800	335,100	337,400	339,400	348,400
	6	350,700	353,000	355,300	357,600	359,700	361,900	364,100	366,300	368,300	377,100
	7	386,700	388,900	391,100	393,200	395,100	397,100	399,100	400,900	402,800	410,800
	8	429,100	431,000	432,900	434,800	436,200	437,900	439,500	441,100	442,700	449,000
9 10 11 12	9	465,600	468,700	471,800	474,900	477,900	481,000	484,100	487,200	490,000	501,900
	10	529,900	532,900	536,100	539,300	542,400	544,800	547,300	549,800	552,200	559,600
	11	554,100	555,900	557,700	559,500	561,300	563,100	564,900	566,700	568,500	570,100
	12	581,100	582,900	584,700	586,500	588,300	590,100	591,900	593,700	595,500	601,900
13 14 15 16	13	601,900	604,300	606,700	609,100	611,500	613,900	616,300	618,700	621,100	629,900
	14	629,900	632,900	636,100	639,300	642,400	644,800	647,300	649,800	652,200	659,600
	15	654,100	655,900	657,700	659,500	661,300	663,100	664,900	666,700	668,500	670,100
	16	681,100	682,900	684,700	686,500	688,300	690,100	691,900	693,700	695,500	701,900
17 18 19 20	17	701,900	704,300	706,700	709,100	711,500	713,900	716,300	718,700	721,100	729,900
	18	729,900	732,900	736,100	739,300	742,400	744,800	747,300	749,800	752,200	759,600
	19	754,100	755,900	757,700	759,500	761,300	763,100	764,900	766,700	768,500	770,100
	20	781,100	782,900	784,700	786,500	788,300	790,100	791,900	793,700	795,500	801,900
21 22 23 24	21	801,900	804,300	806,700	809,100	811,500	813,900	816,300	818,700	821,100	829,900
	22	829,900	832,900	836,100	839,300	842,400	844,800	847,300	849,800	852,200	859,600
	23	854,100	855,900	857,700	859,500	861,300	863,100	864,900	866,700	868,500	870,100
	24	881,100	882,900	884,700	886,500	888,300	890,100	891,900	893,700	895,500	901,900
25 26 27 28	25	901,900	904,300	906,700	909,100	911,500	913,900	916,300	918,700	921,100	929,900
	26	929,900	932,900	936,100	939,300	942,400	944,800	947,300	949,800	952,200	959,600
	27	954,100	955,900	957,700	959,500	961,300	963,100	964,900	966,700	968,500	970,100
	28	981,100	982,900	984,700	986,500	988,300	990,100	991,900	993,700	995,500	1,001,900
29 30 31 32	29	1,001,900	1,004,300	1,006,700	1,009,100	1,011,500	1,013,900	1,016,300	1,018,700	1,021,100	1,029,900
	30	1,029,900	1,032,900	1,036,100	1,039,300	1,042,400	1,044,800	1,047,300	1,049,800	1,052,200	1,059,600
	31	1,054,100	1,055,900	1,057,700	1,059,500	1,061,300	1,063,100	1,064,900	1,066,700	1,068,500	1,070,100
	32	1,081,100	1,082,900	1,084,700	1,086,500	1,088,300	1,090,100	1,091,900	1,093,700	1,095,500	1,101,900

33	217,300	269,700	315,500	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600	530,700
34	218,700	271,200	317,400	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400	531,600
35	220,100	272,700	319,300	367,000	394,500	419,500	447,500	479,100	532,500
36	221,500	274,100	321,200	369,100	396,500	421,100	449,100	479,900	533,200
37	222,800	275,600	323,100	371,100	398,200	422,500	450,500	480,500	534,100
38	224,200	277,100	324,900	373,200	399,700	424,000	451,200	481,200	535,000
39	225,600	278,600	326,600	375,300	401,100	425,500	451,900	482,000	535,900
40	227,000	280,100	328,400	377,400	402,500	427,000	452,600	482,800	536,800
41	228,200	281,700	330,100	379,400	403,800	428,600	453,000	483,400	537,700
42	229,400	283,100	331,700	381,500	404,900	429,900	453,600	484,200	
43	230,600	284,500	333,400	383,600	405,900	431,200	454,300	485,000	
44	231,800	285,800	335,100	385,700	406,900	432,500	454,900	485,600	
45	233,000	287,000	336,700	387,400	408,100	433,500	455,700	486,200	
46	234,100	288,400	338,400	389,100	409,300	434,300	456,400		
47	235,200	289,800	340,100	390,800	410,500	435,100	457,000		
48	236,300	291,200	341,800	392,500	411,700	435,900	457,700		
49	237,400	292,500	343,000	394,000	413,000	436,400	458,400		
50	238,300	293,800	344,600	395,000	413,800	437,200	459,000		
51	239,300	295,100	346,200	396,000	414,600	438,000	459,700		
52	240,300	296,400	347,800	397,000	415,400	438,800	460,400		
53	241,200	297,800	349,300	398,300	415,900	439,300	461,100		
54	242,300	299,100	350,900	399,400	416,600	440,000	461,800		
55	243,300	300,500	352,500	400,600	417,300	440,700	462,500		
56	244,400	301,900	354,100	401,800	417,900	441,300	463,000		
57	245,100	303,100	355,600	403,100	418,600	441,900	463,700		
58	246,200	304,200	356,900	403,900	419,000	442,500	464,300		
59	247,300	305,300	358,200	404,700	419,600	443,000	465,000		
60	248,400	306,400	359,500	405,500	420,200	443,600	465,700		
61	249,500	307,600	360,700	406,000	420,700	444,200	466,400		
62	250,700	308,700	361,700	406,700	421,300	444,800			
63	251,900	309,800	362,700	407,400	421,800	445,300			
64	253,000	310,900	363,700	408,100	422,300	445,900			
65	254,100	311,700	364,300	408,400	422,800	446,400			
66	255,300	312,700	365,100	409,100	423,400	447,000			
67	256,500	313,700	365,900	409,800	423,800	447,600			
68	257,700	314,700	366,800	410,500	424,300	447,900			

再任用職員以外の職員

官 報 (号 外)

69	258, 900	315, 800	367, 500	410, 900	424, 800	448, 600		
70	260, 000	316, 600	368, 200	411, 400	425, 300	449, 200		
71	261, 200	317, 400	368, 900	412, 000	425, 900	449, 800		
72	262, 400	318, 200	369, 600	412, 500	426, 500	450, 400		
73	263, 400	319, 100	370, 300	413, 000	426, 900	451, 000		
74	264, 400	319, 600	370, 900	413, 400	427, 500	451, 600		
75	265, 400	320, 100	371, 500	414, 000	428, 100	452, 200		
76	266, 400	320, 500	372, 100	414, 500	428, 400	452, 800		
77	267, 400	320, 700	372, 600	415, 000	428, 900	453, 500		
78	268, 300	321, 000	373, 200	415, 500	429, 500			
79	269, 200	321, 400	373, 700	416, 100	430, 100			
80	270, 100	321, 700	374, 300	416, 600	430, 700			
81	270, 900	321, 800	374, 700	417, 000	431, 200			
82	271, 700	322, 100	375, 200	417, 600	431, 800			
83	272, 600	322, 400	375, 700	418, 200	432, 400			
84	273, 500	322, 700	376, 200	418, 500	433, 000			
85	274, 500	322, 800	376, 700	419, 000	433, 600			
86	274, 900	323, 100	377, 100	419, 600				
87	275, 300	323, 400	377, 600	420, 200				
88	275, 700	323, 800	378, 000	420, 700				
89	276, 200	324, 000	378, 200	421, 300				
90		324, 300	378, 500	421, 900				
91		324, 600	379, 000	422, 500				
92		324, 900	379, 400	423, 100				
93		325, 200	379, 600	423, 700				
94		325, 400	380, 000					
95		325, 700	380, 500					
96		326, 000	380, 800					
97		326, 400	380, 900					
98		326, 600	381, 400					
99		326, 900	381, 900					
100		327, 200	382, 200					
101		327, 500	382, 500					

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208, 200円とする。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級	1			2			3			4			5			6			7		
	号俸	俸	給	月 額	俸	給	月 額	俸	給	月 額	俸	給	月 額	俸	給	月 額	俸	給	月 額	俸	給	月 額
	1			165,200 円			218,700 円			262,600 円			315,300 円			357,700 円			420,400 円			496,000 円
	2			167,500			220,800			264,400			317,800			360,200			423,000			497,900
	3			169,900			222,800			266,200			320,300			362,600			425,600			499,800
	4			172,200			224,900			268,000			322,800			365,100			428,200			501,700
	5			174,600			226,900			269,600			325,300			367,500			430,600			503,500
	6			177,100			229,000			271,600			327,700			370,700			433,100			504,900
	7			179,500			231,100			273,600			330,200			373,900			435,600			506,300
	8			182,000			233,200			275,600			332,600			377,100			438,100			507,700
	9			184,200			235,400			277,300			335,000			380,100			440,300			508,900
	10			186,600			237,300			280,100			337,500			383,200			442,600			510,200
	11			189,000			239,200			282,800			340,000			386,300			445,000			511,500
	12			191,500			241,100			285,400			342,500			389,400			447,300			512,800
	13			194,000			243,000			288,100			344,900			392,400			449,200			514,100
	14			196,600			244,900			290,900			347,400			395,200			451,400			515,200
	15			199,300			246,800			293,700			349,900			398,000			453,700			516,300
	16			201,900			248,700			296,400			352,400			400,800			456,000			517,300
	17			204,300			250,400			299,000			354,900			403,700			458,300			518,300
	18			207,000			252,300			301,600			357,400			405,800			460,600			519,400
	19			209,700			254,200			304,200			359,900			407,800			462,900			520,600
	20			212,400			256,100			306,800			362,400			409,900			465,200			521,600
	21			215,000			257,800			309,200			364,900			411,700			467,400			522,700
	22			216,600			259,500			310,900			367,300			413,700			469,200			523,600
	23			218,200			261,200			312,600			369,600			415,700			471,000			524,500
	24			219,800			262,900			314,300			372,000			417,700			472,800			525,500
	25			221,300			264,600			315,800			374,400			419,500			474,200			526,500
	26			222,800			266,400			317,700			376,800			421,200			475,500			527,200
	27			224,300			268,200			319,600			379,200			423,000			476,700			528,000
	28			225,700			270,000			321,500			381,600			424,800			477,900			528,800
	29			227,300			271,700			323,200			383,800			426,000			479,000			529,500
	30			228,400			273,400			324,900			386,000			427,600			480,000			
	31			229,500			275,100			326,700			388,200			429,200			481,100			
	32			230,600			276,700			328,500			390,400			430,900			482,300			

33	231,800	278,100	330,100	392,300	432,500	482,900
34	232,700	279,800	331,700	394,100	433,800	483,900
35	233,600	281,400	333,200	395,900	435,100	485,000
36	234,500	283,000	334,800	397,700	436,400	486,100
37	235,300	284,300	336,400	399,600	437,600	487,000
38	236,100	285,700	338,000	401,100	438,600	487,900
39	237,000	287,100	339,600	402,600	439,600	488,800
40	237,900	288,500	341,200	404,100	440,600	489,700
41	238,900	289,800	342,700	405,000	441,000	490,500
42	239,800	291,100	344,200	406,300	441,700	491,200
43	240,700	292,300	345,700	407,600	442,400	491,900
44	241,600	293,500	347,200	409,000	443,100	492,600
45	242,400	294,800	348,800	410,500	443,700	493,100
46	243,300	296,200	350,200	411,900	444,000	493,700
47	244,200	297,600	351,600	413,300	444,600	494,300
48	245,100	299,000	353,000	414,700	445,200	494,900
49	245,700	300,500	354,200	416,000	445,800	495,200
50	246,400	301,600	355,600	416,900	446,500	495,800
51	247,100	302,700	357,100	417,800	447,200	496,500
52	247,700	303,800	358,600	418,700	447,900	497,000
53	248,100	304,900	360,000	418,900	448,600	497,600
54	248,800	305,900	361,400	419,300	449,300	498,300
55	249,400	307,000	362,800	419,800	450,000	498,900
56	250,100	308,100	364,200	420,300	450,700	499,600
57	250,600	309,300	365,100	420,800	451,100	500,200
58	251,300	310,400	366,300	421,000	451,800	
59	252,000	311,500	367,500	421,600	452,500	
60	252,700	312,600	368,800	422,100	453,200	
61	253,300	313,500	370,000	422,600	453,600	
62	254,000	314,200	370,600	423,200	454,300	
63	254,600	315,000	371,200	423,800	455,000	
64	255,200	315,800	371,800	424,400	455,700	
65	255,700	316,300	372,200	425,000	456,000	
66	256,200	317,000	372,700	425,600	456,700	
67	256,700	317,700	373,200	426,200	457,400	
68	257,200	318,400	373,700	426,800	458,000	

69	257,500	319,200	374,000	427,400	458,400		
70			374,300	427,900	459,000		
71			374,700	428,500	459,500		
72			375,000	429,100	460,200		
73			375,500	429,600	460,500		
74			375,700	430,200			
75			376,200	430,800			
76			376,700	431,400			
77			377,200	431,900			
78			377,700	432,500			
79			378,200	433,200			
80			378,700	433,800			
81			379,200	434,200			
82			379,700	434,800			
83			380,200	435,500			
84			380,700	436,100			
85			381,100	436,500			
86			381,600	437,000			
87			382,000	437,700			
88			382,500	438,400			
89			383,000	438,600			
90			383,500				
91			384,000				
92			384,500				
93			384,900				
94			385,300				
95			385,800				
96			386,200				
97			386,700				
98			387,000				
99			387,500				
100			387,900				
101	218,300	248,400	282,500	324,400	353,800	401,200	470,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職員の区分	職務の級					
	1 級 俸給月額 円	2 級 俸給月額 円	3 級 俸給月額 円	4 級 俸給月額 円	5 級 俸給月額 円	6 級 俸給月額 円
1	140,600	183,800	217,600	253,600	288,900	319,500
2	141,600	186,000	219,300	255,500	290,400	321,400
3	142,700	188,200	221,000	257,400	291,800	323,200
4	143,700	190,400	222,700	259,300	293,200	325,000
5	144,700	192,500	224,200	261,300	294,700	326,900
6	146,000	194,400	225,900	263,300	296,100	328,700
7	147,300	196,300	227,600	265,300	297,500	330,500
8	148,600	198,200	229,300	267,300	298,900	332,200
9	149,700	200,000	231,000	268,800	300,300	334,000
10	151,200	201,600	232,800	270,700	301,600	335,700
11	152,800	203,200	234,600	272,600	302,900	337,400
12	154,300	204,800	236,400	274,500	304,200	339,100
13	155,600	206,400	238,100	276,200	305,600	340,700
14	157,100	208,000	239,900	277,800	306,700	342,400
15	158,600	209,600	241,700	279,400	307,800	344,100
16	160,200	211,200	243,500	280,900	308,900	345,700
17	161,600	212,700	245,400	282,400	309,900	347,300
18	163,300	214,100	247,500	283,900	311,000	349,000
19	165,000	215,500	249,600	285,300	312,000	350,700
20	166,700	216,800	251,700	286,800	313,000	352,400
21	168,300	218,000	253,600	288,400	313,900	354,000
22	170,200	219,400	255,500	289,900	315,000	355,600
23	172,100	220,900	257,400	291,400	316,100	357,200
24						
25		175,700	223,800	261,300	294,500	318,100
26		177,500	225,200	263,300	295,900	319,000
27		179,300	226,600	265,300	297,300	319,900
28		181,100	228,100	267,300	298,700	320,800
29		182,700	229,400	268,800	300,000	321,800
30		184,800	231,000	270,700	301,200	322,700
31		186,900	232,600	272,600	302,400	323,500
32		189,000	234,000	274,500	303,700	324,300
33		190,900	235,400	276,200	305,100	325,200
34		192,800	236,900	277,800	306,200	326,100
35		194,700	238,300	279,400	307,300	327,000
36		196,600	239,700	280,900	308,400	327,900
37		198,400	241,000	282,400	309,500	328,800
38		200,000	242,300	283,900	310,600	329,700
39		201,600	243,700	285,300	311,700	330,600
40		203,200	245,100	286,800	312,800	331,500
41		204,600	246,100	288,400	313,800	332,300
42		206,200	247,600	289,900	314,800	333,200
43		207,800	249,100	291,400	315,900	334,100
44		209,400	250,600	292,900	316,900	334,900
45		210,900	251,800	294,500	317,800	335,800
46		212,200	253,300	295,900	318,700	336,700
47		213,400	254,700	297,300	319,600	337,600
48		214,700	256,100	298,700	320,500	338,500
49		216,100	257,600	300,000	321,400	339,100
50		217,300	259,100	301,200	322,200	339,600
51		218,500	260,600	302,400	323,000	340,200
52		219,600	262,100	303,700	323,800	340,800

再任用職員以外の職員	53	220,900	263,400	305,100	324,400	341,400	394,600	再任用職員	備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職務給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。	113	249,100	294,700	329,600	339,100	356,600	316,000
	54	222,200	264,800	306,200	325,200	342,000	395,500									
	55	223,500	266,200	307,300	326,000	342,600	396,500									
	56	224,700	267,500	308,400	326,700	343,200	397,500									
	57	225,800	268,700	309,500	327,200	343,600	398,500									
	58	227,000	270,100	310,600	327,900	344,200	399,400									
	59	228,200	271,500	311,700	328,600	344,800	400,300									
	60	229,400	272,900	312,800	329,300	345,400	401,300									
	61	230,600	274,100	313,800	329,900	345,600	401,900									
	62	231,700	275,400	314,800	330,400	346,100	402,800									
	63	232,700	276,600	315,900	330,900	346,500	403,700									
	64	233,800	277,900	316,900	331,500	347,000	404,600									
	65	234,500	279,200	317,800	331,800	347,200	405,200									
	66	235,500	280,400	318,700	332,400	347,700	405,800									
	67	236,400	281,600	319,600	333,000	348,100	406,400									
	68	237,500	282,800	320,500	333,600	348,500	407,000									
69	238,600	283,800	321,400	334,000	349,000	407,700										
70	239,500	284,700	322,100	334,400	349,400											
71	240,400	285,600	322,800	334,800	349,800											
72	241,300	286,500	323,500	335,200	350,300											
73	242,200	287,500	323,800	335,400	350,900											
74	242,900	288,200	324,300	335,700	351,400											
75	243,600	288,900	324,800	336,000	351,900											
76	244,300	289,500	325,300	336,200	352,400											
77	244,700	290,100	325,900	336,600	352,700											
78	245,400	290,700	326,500	336,800	353,200											
79	246,100	291,300	327,100	337,100	353,700											
80	246,800	291,800	327,700	337,400	354,200											
81	247,400	292,500	328,300	337,700	354,700											
82	247,900	293,100	328,700	338,100	355,100											
83	248,300	293,700	329,100	338,400	355,600											
84	248,800	294,300	329,400	338,800	356,100											

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5						
		級	級	級	級	級	29	30	31	32	33	34
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	279,900	282,600	285,300	288,000	290,600	293,500
		円	円	円	円	円	343,800	346,000	348,200	350,400	352,700	355,000
							394,800	396,600	398,300	400,100	401,900	403,700
							475,500	477,800	480,000	482,200	484,200	486,300
1	1	207,000	267,800	318,500	409,900	542,900						
2	2	209,200	270,900	321,900	412,400	546,000	33	293,500	296,300	299,100	301,800	304,000
3	3	211,400	274,000	325,400	414,800	549,200	34	355,000	357,300	359,600	361,600	363,700
4	4	213,600	277,000	328,900	417,300	552,400	35	357,300	359,600	361,600	363,700	365,800
							36	359,600	361,600	363,700	365,800	367,800
5	5	215,700	280,000	332,400	419,800	555,400	37	361,600	363,700	365,800	367,800	369,800
6	6	217,900	282,800	335,800	422,300	557,900	38	363,700	365,800	367,800	369,800	371,700
7	7	220,100	285,500	339,300	424,800	560,400	39	365,800	367,800	369,800	371,700	373,500
8	8	222,200	288,200	342,800	427,300	562,900	40	367,800	369,800	371,700	373,500	375,400
							41	369,800	371,700	373,500	375,400	377,200
9	9	224,500	291,000	346,400	429,500	565,200	42	371,700	373,500	375,400	377,200	379,000
10	10	226,900	293,900	349,700	432,000	567,100	43	373,500	375,400	377,200	379,000	380,900
11	11	229,300	296,800	353,000	434,500	569,000	44	375,400	377,200	379,000	380,900	382,700
12	12	231,700	299,700	356,300	436,900	570,900						
							45	377,200	379,000	380,900	382,700	384,600
13	13	234,000	302,300	359,500	438,700	572,700	46	379,000	380,900	382,700	384,600	386,400
14	14	236,400	304,900	362,000	440,900	574,200	47	380,900	382,700	384,600	386,400	388,200
15	15	238,800	307,400	364,500	443,300	575,700	48	382,700	384,600	386,400	388,200	390,000
16	16	241,200	309,900	367,100	445,600	577,000						
							49	384,600	386,400	388,200	390,000	391,800
17	17	243,300	312,300	369,800	448,000	578,500	50	386,400	388,200	390,000	391,800	393,600
18	18	246,400	315,000	372,100	450,400	579,500	51	388,200	390,000	391,800	393,600	395,400
19	19	249,500	317,800	374,400	452,800	580,500	52	390,000	391,800	393,600	395,400	397,200
20	20	252,600	320,600	376,700	455,200	581,500						
							53	391,800	393,600	395,400	397,200	399,000
21	21	255,700	323,200	378,900	457,500	582,600	54	393,600	395,400	397,200	399,000	400,800
22	22	258,800	326,000	381,000	459,900		55	395,400	397,200	399,000	400,800	402,600
23	23	261,900	328,800	383,100	462,300		56	397,200	399,000	400,800	402,600	404,400
24	24	265,000	331,600	385,200	464,700							
							57	399,000	400,800	402,600	404,400	406,200
25	25	267,900	334,000	387,100	466,700		58	400,800	402,600	404,400	406,200	408,000
26	26	270,900	336,500	389,000	468,900		59	402,600	404,400	406,200	408,000	410,000
27	27	273,900	338,900	390,900	471,100		60	404,400	406,200	408,000	410,000	412,000
28	28	276,900	341,400	392,800	473,300							

再任用職員以外の職員	64	336, 300	407, 500	442, 700	538, 000					
	65	337, 200	408, 500	443, 600	538, 700					
	66	338, 300	409, 600	444, 600	539, 600					
	67	339, 400	410, 700	445, 600	540, 500					
	68	340, 500	411, 800	446, 600	541, 400					
	69	341, 400	412, 800	447, 600	542, 300					
	70	342, 500	413, 700	448, 600	543, 100					
	71	343, 600	414, 600	449, 600	544, 000					
	72	344, 700	415, 400	450, 600	544, 700					
	73	345, 300	416, 200	451, 600	545, 600					
	74	346, 300	417, 100	452, 500	546, 500					
	75	347, 300	417, 900	453, 400	547, 400					
	76	348, 300	418, 800	454, 400	548, 300					
	77	349, 400	419, 500	455, 200	549, 200					
	78	350, 400	420, 100	455, 700						
	79	351, 400	420, 700	456, 400						
	80	352, 400	421, 300	457, 000						
	81	353, 400	421, 600	457, 800						
	82	354, 400	422, 200	458, 500						
	83	355, 400	422, 800	459, 100						
	84	356, 400	423, 400	459, 800						
	85	357, 000	423, 700	460, 300						
	86	357, 600	424, 200	460, 900						
	87	358, 200	424, 800	461, 600						
	88	358, 800	425, 400	462, 300						
	89	359, 500	425, 800	462, 800						
	90	359, 900	426, 400							
	91	360, 300	427, 000							
	92	360, 800	427, 500							
	93	361, 300	427, 800							
	94	361, 700	428, 200							
	95	362, 200	428, 600							
	96	362, 700	429, 000							
	97	363, 300	429, 500							

再任用職員	98	363, 800	430, 000			
	99	364, 300	430, 400			
	100	364, 800	430, 900			
	101	365, 200	431, 300			
	102	365, 700	431, 700			
	103	366, 100	432, 200			
	104	366, 600	432, 500			
	105	367, 100	433, 100			
	106	367, 500				
	107	368, 000				
	108	368, 500				
	109	369, 000				
	110	369, 500				
	111	370, 000				
	112	370, 400				
	113	370, 800				
	114	371, 200				
	115	371, 700				
	116	372, 100				
	117	372, 500				
	118	372, 900				
	119	373, 400				
	120	373, 900				
	121	374, 200				
	122	374, 600				
	123	375, 100				
	124	375, 400				
	125	375, 800				
	126	376, 300				

口 教育職俸給表(二)										
職員の 区分	職務 の級 号俸	1			2			3		
		俸	給	月 額	俸	給	月 額	俸	給	月 額
1	1			173,500 円			208,200 円			267,800 円
2	2			176,100			210,300			270,900
3	3			178,700			212,400			274,000
4	4			181,400			214,500			277,000
5	5			184,100			216,400			280,000
6	6			186,900			218,500			282,900
7	7			189,700			220,600			285,700
8	8			192,600			222,600			288,500
9	9			195,500			224,800			291,200
10	10			198,500			227,200			294,100
11	11			201,400			229,600			297,000
12	12			204,300			232,000			299,900
13	13			207,000			234,200			302,300
14	14			208,700			236,500			304,900
15	15			210,400			238,800			307,400
16	16			212,100			241,100			309,900
17	17			213,800			243,400			312,500
18	18			215,600			246,500			315,600
19	19			217,400			249,600			318,800
20	20			219,100			252,700			322,000
21	21			221,000			255,700			325,000
22	22			222,900			258,800			328,100
23	23			224,900			261,900			331,200
24	24			226,900			265,000			334,300
25	25			228,700			267,900			337,400
26	26			230,700			270,900			340,400
27	27			232,700			273,900			343,300
28	28			234,700			276,900			346,300
29	29			236,500			279,900			349,200
30	30			238,400			282,400			351,800

31	240,400	284,900	354,400
32	242,400	287,400	357,000
33	244,400	289,800	359,600
34	246,500	292,400	361,800
35	248,600	294,900	364,100
36	250,700	297,400	366,400
37	252,500	299,600	368,700
38	254,500	302,000	370,900
39	256,500	304,500	373,200
40	258,500	307,000	375,500
41	260,300	309,400	377,800
42	261,700	311,800	379,900
43	263,100	314,200	382,000
44	264,500	316,600	384,100
45	265,800	318,800	386,000
46	267,100	321,200	388,000
47	268,300	323,600	390,000
48	269,500	326,100	392,000
49	270,600	328,600	393,600
50	271,700	331,000	395,400
51	273,000	333,300	397,200
52	274,300	335,700	399,000
53	275,400	338,000	400,200
54	276,600	340,000	401,800
55	277,800	342,000	403,500
56	279,000	344,000	405,200
57	280,100	345,900	406,700
58	281,500	347,900	408,400
59	282,900	349,900	410,100
60	284,300	351,900	411,700
61	285,500	353,800	413,100
62	286,900	355,700	414,700
63	288,300	357,600	416,300
64	289,600	359,500	417,900
65	290,800	361,400	419,300
66	292,100	363,300	420,300
67	293,400	365,200	421,300
68	294,700	367,000	422,300

再任用職員以外の職員							
69	296,100	368,700	423,300	108	325,400	418,500	
70	297,200	370,500	424,300	109	325,800	419,400	
71	298,300	372,300	425,400	110	326,300	420,300	
72	299,300	374,100	426,400	111	326,800	421,200	
73	300,500	375,600	427,100	112	327,300	422,000	
74	301,600	377,200	427,900	113	327,600	422,800	
75	302,700	378,800	428,900	114	328,100	423,300	
76	303,800	380,400	429,900	115	328,500	423,800	
77	304,600	382,100	430,900	116	329,000	424,300	
78	305,600	383,800	431,900	117	329,300	424,700	
79	306,600	385,500	432,900	118	329,700	425,300	
80	307,600	387,200	433,900	119	330,200	425,800	
81	308,400	388,700	434,600	120	330,700	426,400	
82	309,300	390,200	435,500	121	330,900	426,600	
83	310,200	391,800	436,400	122	331,300	427,100	
84	311,100	393,400	437,200	123	331,800	427,700	
85	311,800	394,500	438,100	124	332,100	428,100	
86	312,600	395,800	438,900	125	332,300	428,500	
87	313,400	397,200	439,700	126	332,600		
88	314,300	398,600	440,600	127	333,100		
89	315,200	399,900	441,300	128	333,600		
90	316,000	401,100	441,800	129	333,800		
91	316,800	402,200	442,400	130	334,200		
92	317,600	403,400	442,800	131	334,700		
93	318,300	404,300	443,300	132	335,100		
94	319,000	405,400	443,900	133	335,300		
95	319,700	406,500	444,400	134	335,700		
96	320,400	407,600	445,000	135	336,200		
97	320,800	408,500	445,400	136	336,500		
98	321,200	409,500	445,900	137	336,800		
99	321,600	410,500	446,500	138	337,200		
100	322,000	411,500	447,100	139	337,600		
101	322,300	412,300	447,500	140	338,000		
102	322,700	413,300		141	338,500		
103	323,100	414,300					
104	323,500	415,300					
105	323,900	415,900					314,600
106	324,400	416,700					
107	324,900	417,600					

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務の級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	137,700 円	187,200 円	276,800 円	333,700 円	393,700 円	531,600 円
2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600	534,700
3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500	537,900
4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300	541,100
5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600	544,200
6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400	546,600
7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200	549,100
8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900	551,600
9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600	554,000
10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400	555,800
11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200	557,700
12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000	559,600
13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800	561,400
14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600	562,800
15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400	564,200
16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200	565,400
17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700	566,600
18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300	567,500
19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900	568,400
20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500	569,300
21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100	570,300
22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700	
23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300	
24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900	
25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200	
26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600	
27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200	
28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700	

29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200	
30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800	
31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400	
32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000	
33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300	
34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800	
35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300	
36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800	
37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200	
38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700	
39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100	
40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600	
41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900	
42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200	
43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400	
44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700	
45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600	
46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200	
47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800	
48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300	
49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000	
50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500	
51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900	
52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400	
53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600	
54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800	
55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000	
56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200	
57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200	
58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200	
59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200	
60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200	
61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300	
62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200	
63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100	

64	250, 000	311, 900	386, 900	440, 000	529, 800		
65	251, 300	313, 000	387, 600	440, 900	530, 700		
66	252, 700	314, 100	388, 400	441, 800	531, 600		
67	254, 100	315, 200	389, 200	442, 600	532, 500		
68	255, 500	316, 300	390, 000	443, 500	533, 400		
69	256, 800	317, 400	390, 600	444, 100	534, 400		
70	258, 300	318, 500	391, 300	444, 900	535, 300		
71	259, 800	319, 600	392, 000	445, 800	536, 200		
72	261, 300	320, 700	392, 700	446, 700	537, 100		
73	262, 700	321, 500	393, 400	447, 400	538, 100		
74	264, 100	322, 600	394, 000				
75	265, 500	323, 700	394, 700				
76	266, 900	324, 800	395, 400				
77	268, 000	325, 900	396, 100				
78	269, 200	326, 900	396, 700				
79	270, 500	327, 900	397, 300				
80	271, 800	328, 900	397, 900				
81	273, 200	330, 000	398, 500				
82	274, 500	330, 800	399, 200				
83	275, 800	331, 500	399, 800				
84	277, 100	332, 300	400, 400				
85	278, 300	332, 900	400, 900				
86	279, 500	333, 400	401, 500				
87	280, 800	333, 900	402, 200				
88	282, 100	334, 400	402, 900				
89	283, 100	334, 700	403, 300				
90	284, 300	335, 200					
91	285, 500	335, 700					
92	286, 700	336, 200					
93	287, 800	336, 500					
94	288, 800	336, 900					
95	289, 800	337, 400					
96	290, 800	337, 900					
97	291, 400	338, 500					
98	292, 300	339, 000					
99	293, 200	339, 500					
100	294, 100	340, 000					
101	295, 000	340, 500					
102	295, 700	341, 000					
103	296, 400	341, 500					
104	297, 100	342, 000					
105	297, 900	342, 500					
106	298, 400	342, 900					
107	298, 900	343, 400					
108	299, 400	343, 900					
109	299, 600	344, 400					
110	300, 000	344, 800					
111	300, 300	345, 300					
112	300, 600	345, 700					
113	300, 900	346, 200					
114	301, 200	346, 600					
115	301, 500	347, 100					
116	301, 800	347, 500					
117	302, 100	348, 000					
118	302, 500	348, 400					
119	302, 900	348, 900					
120	303, 300	349, 300					
121	303, 600	349, 700					

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

醫療職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	240,100	325,700	392,600	468,600	564,000	
2	242,600	328,800	395,500	470,900	567,100	
3	245,100	331,900	398,400	473,200	570,200	
4	247,600	335,000	401,300	475,500	573,300	
5	249,900	337,800	404,000	477,800	576,200	
6	253,700	341,100	406,800	480,000	578,600	
7	257,500	344,400	409,600	482,200	581,000	
8	261,300	347,700	412,400	484,400	583,400	
9	264,900	350,700	415,000	486,500	585,600	
10	268,900	353,900	417,700	488,600	587,100	
11	272,900	357,100	420,400	490,700	588,600	
12	276,900	360,300	423,100	492,800	590,100	
13	280,700	363,400	425,600	494,900	591,600	
14	284,700	367,100	428,100	497,000	592,700	
15	288,700	370,700	430,500	499,100	593,800	
16	292,700	374,400	433,000	501,200	594,700	
17	296,500	378,000	435,200	503,300	595,900	
18	300,100	380,700	437,600	505,300	596,900	
19	303,700	383,500	440,000	507,300	597,900	
20	307,300	386,300	442,400	509,300	598,900	
21	311,000	389,200	444,500	511,100	599,900	
22	314,800	391,800	446,900	512,900		

再任用職員以外の職員	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
	325,800	328,600	331,400	334,200	337,000	339,400	341,800	344,200	346,600	349,100	351,500	354,000	356,400	358,800	361,200	363,600	365,900	367,400	368,900	370,400	371,900	373,300	374,800	376,300	377,600	378,600
	399,400	401,700	404,000	406,300	408,700	410,800	412,800	414,900	417,000	419,000	421,000	423,000	425,100	427,100	429,100	431,100	433,100	434,900	436,700	438,500	440,400	442,200	444,000	445,800	447,600	449,300
	453,800	456,100	458,400	460,700	462,900	465,200	467,500	469,800	471,800	473,900	476,000	478,100	480,200	482,000	483,800	485,600	487,300	489,100	490,900	492,700	494,300	496,000	497,800	499,600	501,200	502,500
	518,400	520,200	522,000	523,800	525,700	527,500	529,300	531,100	532,700	534,500	536,200	538,000	539,600	541,200	542,600	544,200	545,700	547,100	548,500	549,800	551,000	552,000	553,000	554,000	555,000	555,900

51	379,600	451,100	503,800	556,800		76	473,300	527,300	
52	380,600	452,900	505,100	557,700		77	473,700	528,100	
53	381,600	454,800	506,400	558,500		78	474,300	529,000	
54	382,500	456,000	507,700	559,400		79	474,900	529,900	
55	383,400	457,200	509,000	560,300		80	475,400	530,800	
56	384,300	458,400	510,300	561,200		81	476,000	531,600	
57	385,300	459,600	511,300	562,100		82	476,500	532,500	
58	386,200	460,600	512,100	563,000		83	477,000	533,400	
59	387,000	461,600	512,900	563,900		84	477,500	534,300	
60	387,900	462,600	513,700	564,600		85	477,900	535,100	
61	388,700	463,400	514,600	565,500		86	478,500	536,000	
62	389,200	464,100	515,400	566,400		87	478,900	536,900	
63	389,700	464,800	516,300	567,300		88	479,400	537,800	
64	390,200	465,500	517,100	568,200		89	479,900	538,600	
65	390,500	466,200	518,000	569,100		90	480,500		
66		466,900	518,900			91	481,100		
67		467,600	519,600			92	481,500		
68		468,300	520,500			93	482,000		
69		468,800	521,400			94	482,600		
70		469,500	522,200			95	483,200		
71		470,200	523,100			96	483,800		
72		470,900	524,000				484,300		
73		471,300	524,800						
74		471,900	525,700						
75		472,600	526,600						

再任用職員
備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるところに適用する。

口 医療職俸給表(二)

職員の 分	職務 の級、 号俸	1 俸 給 月 額	2 俸 給 月 額	3 俸 給 月 額	4 俸 給 月 額	5 俸 給 月 額	6 俸 給 月 額	7 俸 給 月 額	8 俸 給 月 額
1	1	142,400 円	180,300 円	215,500 円	243,700 円	281,300 円	330,200 円	376,400 円	443,800 円
2	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100	446,400
3	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800	449,000
4	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500	451,600
5	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000	454,100
6	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700	456,600
7	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400	459,100
8	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100	461,600
9	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300	464,100
10	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600	466,500
11	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800	469,100
12	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100	471,600
13	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200	474,100
14	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200	475,600
15	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300	476,900
16	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500	478,400
17	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300	480,000
18	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300	481,400
19	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400	482,900
20	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500	484,400
21	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300	485,900
22	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900	487,400
23	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500	488,900
24	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100	490,200
25	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600	491,800
26	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900	493,300
27	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200	494,800
28	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500	496,300
29	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800	497,900
30	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000	499,100
31	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200	500,300
32	32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300	501,500
33	33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500	502,800
34	34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700	503,800
35	35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000	504,800

36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200	505,800
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500	
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300	506,800
39	201,900	241,900	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000	
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800	
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400	
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100	
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900	
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700	
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300	
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100	
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900	
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500	
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100	
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900	
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700	
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500	
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100	
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100		
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700		
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300		
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800		
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500		
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100		
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800		
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100		
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600		
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300		
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000		
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300		
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200			
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900			
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500			
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000			
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500			
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000			
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500			
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100			
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600			
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200			
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800			

再任職以外の職員

	77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300			
	78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800			
	79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400			
	80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000			
	81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500			
	82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100			
	83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700			
	84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300			
	85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000			
	86		293,000	329,600	350,900				
	87		293,200	329,800	351,200				
	88		293,400	330,200	351,500				
	89		293,800	330,600	351,900				
	90		294,000	331,000	352,200				
	91		294,200	331,400	352,600				
	92		294,400	331,800	352,900				
	93		294,800	332,200	353,300				
	94		295,000	332,400	353,600				
	95		295,200	332,800	354,000				
	96		295,500	333,100	354,300				
	97		295,900	333,300	354,600				
	98		296,200	333,600	355,000				
	99		296,500	333,900	355,400				
	100		296,800	334,200	355,800				
	101		297,100	334,400	356,300				
	102		297,300	334,700	356,700				
	103		297,600	335,100	357,100				
	104		297,900	335,300	357,500				
	105		298,200	335,400	358,000				
	106			335,700					
	107			336,100					
	108			336,300					
	109			336,500					
	110			336,900					
	111			337,300					
	112			337,700					
	113			337,900					
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000	432,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1		2		3		4		5		6		7	
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
	1		155,600		182,900		231,400		256,600		287,200		333,500		379,400
	2		157,000		185,000		233,200		257,800		289,200		335,700		382,100
	3		158,500		187,100		235,000		259,100		291,200		337,900		384,800
	4		159,900		189,200		236,800		260,400		293,200		340,100		387,500
	5		161,300		191,300		238,400		261,500		295,000		342,300		389,700
	6		162,800		193,600		239,900		262,900		296,900		344,500		392,100
	7		164,300		195,900		241,400		264,100		298,800		346,700		394,500
	8		165,800		198,200		242,800		265,500		300,700		348,900		396,800
	9		167,100		200,600		244,100		266,900		302,700		350,600		398,900
	10		168,800		202,000		245,500		268,100		304,600		352,600		401,000
	11		170,400		203,400		246,800		269,700		306,500		354,600		403,200
	12		172,000		204,800		248,200		271,300		308,400		356,600		405,600
	13		173,500		206,200		249,500		272,800		310,100		358,800		407,600
	14		175,500		207,700		250,800		274,400		311,900		360,900		409,700
	15		177,500		209,200		252,100		276,000		313,700		363,000		411,900
	16		179,500		210,500		253,400		277,600		315,500		365,100		414,100
	17		181,700		211,900		254,400		279,200		317,400		367,100		416,200
	18		183,800		213,400		255,800		280,700		319,100		369,200		418,400
	19		185,900		214,900		257,100		282,200		320,800		371,300		420,600
	20		188,000		216,400		258,400		283,700		322,500		373,400		422,800
	21		190,100		217,800		259,500		285,300		324,100		375,200		424,700
	22		192,300		219,500		260,900		286,900		325,700		377,300		426,600
	23		194,500		221,200		262,300		288,500		327,300		379,400		428,500
	24		196,700		222,900		263,700		290,000		328,900		381,500		430,400
	25		198,800		224,300		265,100		291,400		330,600		383,500		432,100
	26		200,100		226,000		266,700		293,200		332,100		385,200		433,700
	27		201,400		227,700		268,200		295,000		333,600		387,100		435,400
	28		202,700		229,400		269,800		296,800		335,200		389,000		437,000
	29		203,900		231,200		271,400		298,400		336,600		390,900		438,300
	30		205,100		232,700		273,000		300,100		338,100		392,700		439,700
	31		206,400		234,200		274,600		301,800		339,600		394,600		441,300
	32		207,600		235,600		276,200		303,500		341,100		396,500		442,800

33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	

						446,100
再任用、 職員以外の 職員	69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800
	70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400
	71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100
	72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700
	73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400
	74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900
	75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500
	76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000
	77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400
	78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000
	79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600
	80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000
	81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500
	82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100
	83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700
	84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300
85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800	
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400	
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000	
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600	
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000	
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500	
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100	
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700	
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200	
94	284,800	319,000	353,100	371,400		
95	285,800	319,700	353,800	371,900		
96	286,800	320,300	354,400	372,200		
97	287,700	321,000	354,800	372,800		
98	288,500	321,300	355,200	373,300		
99	289,300	322,000	355,700	373,800		
100	290,200	322,700	356,100	374,300		
101	291,000	323,100	356,600	374,900		
102	291,800	323,700	357,000	375,400		
103	292,600	324,300	357,500	375,900		
104	293,400	324,900	357,900	376,300		

再任用職員以外の職

官 報 (号 外)

105	294,100	325,300	358,200	376,900		
106	294,600	325,800	358,700	377,400		
107	295,100	326,300	359,200	377,900		
108	295,600	326,800	359,500	378,400		
109	295,800	327,200	360,000	379,000		
110	296,200	327,600	360,500	379,500		
111	296,400	327,900	361,000	380,000		
112	296,800	328,300	361,500	380,500		
113	297,100	328,700	362,000	381,100		
114	297,300	329,100	362,500			
115	297,700	329,500	363,000			
116	298,000	329,800	363,400			
117	298,300	330,000	363,800			
118	298,600	330,300	364,300			
119	298,900	330,700	364,800			
120	299,300	330,900	365,300			
121	299,600	331,100	365,700			
122	300,000	331,400	366,200			
123	300,400	331,700	366,700			
124	300,800	332,000	367,200			
125	301,000	332,200	367,600			
126	301,200	332,500				
127	301,600	332,900				
128	302,000	333,100				
129	302,200	333,200				
130	302,500	333,600				
131	302,900	334,000				
132	303,300	334,200				
133	303,500	334,500				
134	303,800	334,900				
135	304,200	335,300				
136	304,500	335,700				
137	304,700	336,000				
138	305,000	336,400				
139	305,400	336,800				
140	305,700	337,200				

141	305,900	337,500					
142	306,300	337,900					
143	306,700	338,300					
144	307,000	338,700					
145	307,100	339,000					
146	307,400	339,400					
147	307,700	339,800					
148	308,100	340,200					
149	308,300	340,500					
150	308,500	340,900					
151	308,800	341,300					
152	309,100	341,700					
153	309,500	342,000					
154	309,700						
155	309,900						
156	310,200						
157	310,600						
158	310,900						
159	311,200						
160	311,500						
161	311,900						
162	312,200						
163	312,500						
164	312,800						
165	313,200						
166	313,500						
167	313,800						
168	314,100						
169	314,500						
再任用職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務の級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	150,700	200,800	248,800	273,000	322,100	367,500
2	151,900	202,600	250,700	275,200	324,400	370,100
3	153,100	204,400	252,600	277,400	326,700	372,700
4	154,300	206,100	254,500	279,500	329,000	375,300
5	155,300	207,800	256,100	281,700	331,300	377,500
6	156,800	209,600	257,800	284,000	333,400	380,000
7	158,200	211,400	259,600	286,300	335,600	382,500
8	159,600	213,100	261,500	288,600	337,800	385,000
9	160,900	215,000	263,000	290,700	340,000	387,600
10	162,300	216,500	264,800	293,000	342,200	390,300
11	163,700	218,000	266,600	295,300	344,400	393,000
12	165,200	219,500	268,200	297,600	346,600	395,700
13	166,700	221,000	269,800	299,700	348,600	398,200
14	168,200	222,600	271,700	302,000	350,700	400,500
15	169,700	224,200	273,600	304,300	352,800	402,800
16	171,200	225,800	275,500	306,600	354,900	405,200
17	172,800	227,400	277,300	308,800	356,800	407,100
18	174,600	229,100	279,200	311,100	358,800	409,100
19	176,300	230,800	281,100	313,400	360,800	411,000
20	178,000	232,500	283,000	315,700	362,700	412,900
21	179,600	233,800	284,600	317,900	364,800	414,800
22	181,300	235,600	286,400	320,100	366,700	416,600
23	183,000	237,400	288,200	322,300	368,700	418,500
24	184,700	239,200	290,000	324,500	370,700	420,500
25	186,300	240,800	291,900	326,600	372,700	422,300
26	188,100	242,700	293,700	328,700	374,700	423,800
27	189,900	244,600	295,500	330,800	376,700	425,400
28	191,600	246,500	297,300	332,800	378,700	427,000
29	193,400	248,100	299,000	334,900	380,300	428,600
30	194,900	249,800	300,700	337,000	382,100	429,900
31	196,400	251,500	302,400	339,100	383,900	431,200
32	197,800	253,300	304,100	341,200	385,600	432,500
33	199,300	254,900	305,700	343,000	387,400	433,700
34	200,600	256,600	307,300	345,000	388,800	435,000

再任用職員の職						
75	249,600	317,500	344,700	389,900	421,400	
76	250,700	318,200	345,200	390,500	422,100	
77	251,700	319,000	345,500	390,900	422,600	
78	252,700	319,700	345,900	391,500		
79	253,700	320,400	346,400	392,200		
80	254,700	321,100	346,800	392,800		
81	255,700	321,400	347,000	393,300		
82	256,600	321,700	347,300	394,000		
83	257,600	322,300	347,800	394,700		
84	258,600	322,600	348,200	395,200		
85	259,400	323,100	348,500	395,400		
86	260,300	323,400	348,900	396,100		
87	261,200	323,800	349,400	396,800		
88	262,100	324,100	349,800	397,500		
89	262,800	324,600	350,100	398,000		
90	263,600	325,000	350,500	398,700		
91	264,400	325,300	350,900	399,400		
92	265,200	325,600	351,100	400,100		
93	265,900	326,100	351,400	400,600		
94	266,600	326,500				
95	267,200	326,800				
96	267,900	327,200				
97	268,600	327,600				
98	269,300	328,000				
99	270,000	328,400				
100	270,700	328,800				
101	271,200	329,000				
102	271,700	329,300				
103	272,200	329,600				
104	272,700	329,900				
105	272,800	330,300				
106	273,100	330,500				
107	273,400	330,800				
108	273,700	331,200				
109	274,100	331,600				
110	274,400	331,900				
111	274,800	332,300				
112	275,100	332,600				
113	275,400	333,000				
114	275,700	333,400				
115	276,000	333,700				
116	276,400	333,900				

117	276,700	334,000				
118	277,100	334,400				
119	277,500	334,800				
120	277,900	335,200				
121	278,100	335,400				
122	278,400					
123	278,800					
124	279,100					
125	279,300					
126	279,600					
127	280,000					
128	280,400					
129	280,600					
130	281,000					
131	281,400					
132	281,700					
133	281,900					
134	282,200					
135	282,600					
136	282,900					
137	283,100					
138	283,400					
139	283,700					
140	284,000					
141	284,200					
142	284,400					
143	284,600					
144	284,900					
145	285,300					
146	285,500					
147	285,800					
148	286,100					
149	286,400					
150	286,600					
151	286,900					
152	287,200					
153	287,500					

再任用職員

備考

この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 専門スタッフ職俸給表(第六条関係)

職員の 職 務 の 区 分	1		2		3	
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	331,800 円	435,000 円	489,000 円			
2	333,900	439,400	494,700			
3	336,000	443,500	500,300			
4	338,100	447,700	505,800			
5	340,200	451,600	511,200			
6	342,300	455,500	516,400			
7	344,300	459,000	521,500			
8	346,400	462,500	526,300			
9	348,500	466,000	530,100			
10	350,500	469,400	533,000			
11	352,600	472,400	535,800			
12	354,700	475,200	538,500			
13	356,800	477,600	540,600			
14	358,800	479,900	542,700			
15	360,800	481,800	544,400			
16	362,800	483,500	546,200			
17	364,600	484,800	547,900			
18	366,500	486,100	549,500			
19	368,300	487,500	550,900			
20	370,100	488,800	552,500			
21	372,000	490,200	554,100			
22	373,900	491,500				
23	375,800	492,600				

24	377,700		
25	379,400		
26	381,200		
27	383,000		
28	384,800		
29	386,200		
30	387,900		
31	389,600		
32	391,200		
33	393,000		
34	394,300		
35	395,800		
36	397,300		
37	398,700		
38	399,800		
39	400,900		
40	402,000		
41	403,000		
42	404,100		
43	405,200		
44	406,300		
45	407,100		
46	407,700		
47	408,300		
48	408,900		
49	409,300		
50	409,900		
51	410,500		
52	411,100		

再任用職員以外の職員

53	411,600		
54	412,200		
55	412,800		
56	413,300		
57	413,700		
58	414,100		
59	414,500		
60	414,900		
61	415,300		
62	415,800		
63	416,100		
64	416,500		
65	416,800		
66	417,300		
67	417,800		
68	418,100		
69	418,600		
70	419,100		
71	419,600		
72	420,100		
73	420,600		
74	421,100		
75	421,600		
76	422,100		
	422,600		
再任用職員	328,600	431,800	487,700

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二項第一号中「百分の十八を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七 七級地 百分の三

第十一条の四及び第十一条の五中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

第十一条の八第一項第一号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第二号中「百分の三」を「百分の五」に改める。

第十二条の二第二項中「二万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「七万円」に改める。

第十九条の三第一項中「年末年始の休日等」の下に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十九条の三第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 次に掲げる職員

の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額)

イ 管理監督職員等 一万二千元を超えない範囲内において人事院規則で定める額
ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 イの人事院規則で定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千元を超えない範囲内において人事院規則で定める額

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の八十二・五」を「百分の七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十五」に改め、同号ロ中「百分の九十二・五」を「百分の八十五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改め、同号ロ中「百分の五十」を「百分の四十五」に改める。

第十九条の八第三項中、「第十二条の二」を削る。

第二十二條第一項中「三万四千九百円」を「三万四千二百円」に改める。

附則第八項中「当分の間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改める。

附則第十一項中「百分の一・二三七五」を「百分の一・一二二五」に、「百分の一・五三七五」を「百分の一・四二二五」に、「百分の八二・五」を「百分の七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十五」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)
イ 行政職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	1	137,600 円	187,700 円	223,900 円	258,300 円	285,000 円	315,800 円	360,100 円	405,800 円	456,100 円	519,400 円
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	

29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		

任用職 員以外の 職									
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200			
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500			
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700			
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900			
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200			
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500			
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700			
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900			
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000				
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300				
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500				
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700				
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000				
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300				
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500				

93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700					
94		292,500	340,300							
95		292,900	340,800							
96		293,300	341,200							
97		293,500	341,300							
98		293,800	341,800							
99		294,200	342,200							
100		294,600	342,500							
101		294,800	342,800							
102		295,100	343,200							
103		295,500	343,600							
104		295,800	344,000							
105		296,000	344,500							
106		296,300	344,900							
107		296,700	345,300							
108		297,000	345,700							
109		297,200	346,200							
110		297,600	346,600							
111		298,000	346,900							
112		298,300	347,200							
113		298,400	347,700							
114		298,700								
115		299,000								
116		299,400								
117		299,600								
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
125	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。
 (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額

	₪	₪	₪	₪	₪
1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600

29	134,900	207,600	233,600	276,800	321,200
30	136,400	208,800	234,900	277,900	322,400
31	137,900	209,900	236,300	278,900	323,700
32	139,400	210,800	237,600	279,900	324,900
33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600

[illegible]

別表第二 専門行政職俸給表(第六系関係)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 俸 給 月 額	2 俸 給 月 額	3 俸 給 月 額	4 俸 給 月 額	5 俸 給 月 額	6 俸 給 月 額	7 俸 給 月 額	8 俸 給 月 額
	1	158,500 円	227,800 円	272,500 円	316,100 円	360,100 円	405,800 円	456,100 円	519,400 円
	2	160,200	229,800	275,100	318,300	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	161,900	231,800	277,800	320,600	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	163,600	233,700	280,400	322,800	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	165,200	236,000	282,900	325,100	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	167,700	238,100	285,500	327,100	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	170,100	240,100	288,200	329,300	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	172,500	242,100	290,900	331,500	377,300	421,600	477,300	538,800
	9	174,800	244,200	293,300	333,500	379,800	423,600	480,000	541,200
	10	176,500	245,900	295,800	335,600	382,500	425,700	483,100	543,000
	11	178,200	247,600	298,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
	12	179,900	249,200	300,700	339,700	387,800	429,900	489,200	546,700
	13	181,600	250,800	303,200	341,900	390,200	431,600	491,900	548,400
	14	183,400	252,900	305,500	343,900	392,500	433,400	494,200	549,800
	15	185,200	254,900	307,700	346,000	394,700	435,400	496,500	551,100
	16	186,900	256,900	310,000	348,000	397,100	437,400	498,800	552,200
	17	188,800	258,700	312,000	350,000	398,900	439,300	500,900	553,500
	18	190,600	260,900	314,200	351,900	400,900	441,100	502,300	554,500
	19	192,400	263,100	316,400	353,900	402,800	442,900	503,800	555,400
	20	194,200	265,300	318,500	355,900	404,600	444,600	505,200	556,300
	21	195,800	267,700	320,400	357,700	406,500	446,400	506,400	557,200
	22	197,600	270,000	322,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
	23	199,400	272,200	324,500	361,500	410,100	449,300	509,300	
	24	201,200	274,500	326,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
	25	202,900	276,500	328,400	365,400	413,800	452,200	511,900	
	26	204,700	278,700	330,500	367,300	415,300	453,500	513,000	
	27	206,500	280,900	332,500	369,300	416,800	454,800	514,200	
	28	208,300	283,000	334,600	371,300	418,400	456,000	515,400	

29	209, 700	285, 200	336, 500	373, 200	420, 000	457, 000	516, 400
30	211, 500	287, 100	338, 400	375, 100	421, 300	457, 700	517, 300
31	213, 200	289, 100	340, 400	377, 000	422, 600	458, 500	518, 200
32	215, 000	291, 100	342, 300	378, 700	423, 800	459, 200	519, 100
33	216, 500	293, 100	343, 700	380, 100	425, 000	459, 900	519, 900
34	218, 200	294, 800	345, 600	381, 700	426, 300	460, 700	520, 800
35	219, 900	296, 500	347, 500	383, 200	427, 600	461, 400	521, 500
36	221, 500	298, 100	349, 400	384, 800	428, 800	462, 000	522, 000
37	223, 100	299, 700	351, 200	386, 300	430, 000	462, 500	522, 700
38	224, 700	301, 200	353, 000	387, 200	430, 800	463, 100	523, 300
39	226, 300	302, 700	354, 800	388, 300	431, 600	463, 700	524, 100
40	227, 800	304, 300	356, 600	389, 300	432, 400	464, 300	524, 700
41	229, 200	305, 900	358, 400	390, 300	433, 000	464, 800	525, 200
42	230, 700	307, 400	359, 800	391, 500	433, 700	465, 300	
43	232, 000	309, 000	361, 300	392, 700	434, 400	465, 700	
44	233, 500	310, 600	362, 700	393, 800	435, 100	466, 000	
45	235, 000	312, 200	363, 700	394, 700	435, 900	466, 300	
46	236, 200	313, 800	364, 800	395, 400	436, 700		
47	237, 400	315, 400	365, 900	396, 100	437, 100		
48	238, 800	316, 900	366, 900	396, 800	437, 800		
49	240, 200	318, 200	367, 800	397, 300	438, 300		
50	241, 500	319, 400	368, 100	397, 800	438, 700		
51	242, 800	320, 600	368, 600	398, 300	439, 100		
52	244, 000	321, 800	369, 100	398, 700	439, 500		
53	245, 100	322, 800	369, 500	399, 100	439, 900		
54	246, 600	323, 800	370, 100	399, 400	440, 300		
55	248, 200	324, 700	370, 700	399, 700	440, 700		
56	249, 700	325, 700	371, 300	400, 000	441, 000		
57	251, 100	326, 600	371, 900	400, 300	441, 300		
58	252, 500	327, 300	372, 500	400, 600	441, 700		
59	253, 900	328, 100	373, 100	400, 900	442, 000		
60	255, 300	328, 900	373, 700	401, 200	442, 300		
61	256, 400	329, 500	374, 100	401, 500	442, 600		
62	257, 600	330, 000	374, 600	401, 800			
63	258, 900	330, 600	375, 200	402, 100			
64	260, 200	331, 100	375, 800	402, 400			

官 報 (号 外)

65	261,400	331,600	376,300	402,700				
66	262,500	331,800	376,900	403,000				
67	263,700	332,400	377,200	403,300				
68	264,900	333,000	377,700	403,600				
69	266,200	333,300	378,300	403,800				
70	267,300	333,800	378,800	404,100				
71	268,600	334,200	379,300	404,400				
72	269,900	334,700	379,800	404,700				
73	271,000	335,200	380,300	404,900				
74	272,000	335,700	380,800	405,200				
75	273,100	336,200	381,300	405,500				
76	274,200	336,600	381,700	405,700				
77	275,400	336,800	382,100	405,900				
78	276,400	337,200	382,400					
79	277,300	337,700	382,700					
80	278,300	338,100	382,900					
81	279,100	338,400	383,100					
82	280,000		383,400					
83	280,800		383,700					
84	281,700		383,900					
85	282,700		384,100					
86	283,500		384,400					
87	284,300		384,700					
88	285,100		384,900					
89	285,900		385,100					
90	286,400							
91	286,800							
92	287,300							
93	287,700							
再任用職員	207,800	238,500	281,000	313,100	354,500	387,600	438,700	519,100

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,300円とする。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
	1	153,600 円	216,000 円	253,200 円	287,600 円	315,000 円	343,800 円	378,900 円	420,500 円	456,100 円	519,400 円
	2	155,100	217,900	254,900	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300	459,200	522,300
	3	156,700	219,800	256,500	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200	462,200	525,400
	4	158,300	221,700	258,200	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100	465,200	528,500
	5	159,900	223,700	260,000	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500	466,200	531,600
	6	161,700	225,500	261,800	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200	471,200	533,900
	7	163,500	227,300	263,500	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800	474,200	536,400
	8	165,400	229,100	265,100	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300	477,300	538,800
	9	167,200	230,700	266,600	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900	480,000	541,200
	10	169,100	232,500	268,200	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600	483,100	543,000
	11	171,000	234,300	269,700	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200	486,100	544,800
	12	173,000	236,100	271,200	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800	489,200	546,700
	13	174,700	237,700	272,600	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900	491,900	548,400
	14	176,500	239,300	274,100	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500	494,200	549,800
	15	178,300	240,700	275,600	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300	496,500	551,100
	16	180,100	242,200	277,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100	498,800	552,200
	17	181,900	243,700	278,600	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700	500,900	553,500
	18	186,000	245,200	280,700	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500	502,300	554,500
	19	190,200	246,700	282,600	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300	503,800	555,400
	20	194,200	248,000	284,500	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000	505,200	556,300
	21	198,000	249,600	286,400	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600	506,400	557,200
	22	199,800	251,000	288,400	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300	507,800	
	23	201,500	252,500	290,400	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900	509,300	
	24	203,300	253,800	292,300	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700	510,800	
	25	205,200	255,300	294,200	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200	511,900	
	26	206,900	256,500	296,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600	513,000	
	27	208,600	257,600	298,100	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100	514,200	
	28	210,200	258,600	300,000	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400	515,400	

29	211,800	259,700	301,700	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600	516,400
30	213,200	260,600	303,600	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300	517,300
31	214,600	261,600	305,500	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000	518,200
32	216,000	262,700	307,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700	519,100
33	217,300	263,800	309,300	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200	519,900
34	218,500	264,900	311,200	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000	520,800
35	219,700	266,000	313,000	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700	521,500
36	220,900	266,800	314,900	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300	522,000
37	221,800	267,700	316,700	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600	522,700
38	223,000	269,100	318,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200	523,300
39	224,200	270,400	320,200	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700	524,100
40	225,400	271,700	321,900	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200	524,700
41	226,400	273,000	323,600	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700	525,200
42	227,600	274,300	325,100	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100	
43	228,800	275,600	326,500	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500	
44	230,000	276,900	327,900	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900	
45	231,000	278,000	329,200	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200	
46	231,800	279,100	330,600	381,500	401,300	425,600	447,500		
47	232,600	280,200	331,900	383,100	402,400	426,400	448,000		
48	233,400	281,300	333,300	384,800	403,600	427,200	448,500		
49	234,000	282,200	334,200	386,200	404,900	427,700	449,000		
50	234,600	283,200	335,400	387,200	405,700	428,100	449,300		
51	235,300	284,200	336,600	388,200	406,500	428,500	449,600		
52	236,000	285,200	337,700	389,200	407,200	428,800	450,000		
53	236,400	286,000	338,800	390,500	407,700	429,100	450,400		
54	236,900	286,700	340,000	391,600	408,400	429,500	450,600		
55	237,400	287,600	341,200	392,700	409,100	429,800	450,900		
56	238,000	288,500	342,300	393,900	409,700	430,100	451,100		
57	238,400	289,200	343,400	395,200	410,400	430,400	451,500		
58	238,900	290,000	344,500	396,000	410,800	430,700	451,700		
59	239,500	290,800	345,600	396,800	411,400	431,000	451,900		
60	240,100	291,600	346,700	397,500	412,000	431,300	452,100		
61	240,700	292,400	347,300	398,000	412,400	431,600	452,500		
62	241,400	292,900	348,100	398,700	413,000	431,900			
63	242,100	293,400	348,900	399,400	413,500	432,200			
64	242,700	293,900	349,700	400,100	414,000	432,500			

	65	243, 100	294, 400	350, 200	400, 400	414, 500	432, 800				
	66	243, 800		350, 800	401, 100	415, 100	433, 100				
	67	244, 500		351, 300	401, 800	415, 500	433, 400				
	68	245, 200		351, 900	402, 400	416, 000	433, 700				
	69	245, 900		352, 400	402, 800	416, 400	433, 900				
	70	246, 300		353, 100	403, 300	416, 700	434, 200				
	71	246, 800		353, 800	403, 900	417, 000	434, 500				
	72	247, 300		354, 500	404, 400	417, 300	434, 800				
	73	247, 700		355, 000	404, 900	417, 600	435, 000				
	74			355, 500	405, 300	417, 900	435, 300				
	75			356, 100	405, 800	418, 200	435, 600				
	76			356, 700	406, 300	418, 500	435, 900				
	77			357, 200	406, 800	418, 700	436, 100				
	78			357, 700	407, 300	419, 000	436, 400				
	79			358, 000	407, 900	419, 300	436, 700				
	80			358, 500	408, 400	419, 600	437, 000				
	81			358, 700	408, 800	419, 800	437, 200				
	82			359, 200	409, 400	420, 100	437, 500				
	83			359, 700	409, 900	420, 400	437, 800				
	84			360, 200	410, 100	420, 600	438, 100				
	85			360, 400	410, 400	420, 800	438, 300				
	86				410, 900	421, 100					
	87				411, 200	421, 400					
	88				411, 500	421, 600					
	89				411, 800	421, 800					
	90				412, 200	422, 100					
	91				412, 600	422, 400					
	92				413, 000	422, 600					
	93				413, 300	422, 800					
再任用職員		203, 300	229, 300	277, 000	302, 700	316, 800	340, 400	375, 600	407, 200	449, 400	519, 100

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208, 200円とする。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	俸給月額										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1 2 3 4	1	160,300 円	175,900 円	202,500 円	242,300 円	287,600 円	315,000 円	343,800 円	378,900 円	420,500 円	456,100 円	519,400 円
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300	459,200	522,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200	462,200	525,400
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100	465,200	528,500
5 6 7 8	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500	468,200	531,600
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200	471,200	533,900
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800	474,200	536,400
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300	477,300	538,800
9 10 11 12	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900	480,000	541,200
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600	483,100	543,000
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200	486,100	544,800
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800	489,200	546,700
13 14 15 16	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900	491,900	548,400
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500	494,200	549,800
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300	496,500	551,100
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100	498,800	552,200
17 18 19 20	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700	500,900	553,500
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500	502,300	554,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300	503,800	555,400
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000	505,200	556,300
21 22 23 24	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600	506,400	557,200
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300	507,800	
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900	509,300	
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700	510,800	
25 26 27 28	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200	511,900	
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600	513,000	
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100	514,200	
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400	515,400	
29 30 31	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600	516,400	
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300	517,300	
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000	518,200	

32	219, 400	236, 000	254, 200	293, 300	354, 100	380, 700	466, 500	433, 800	467, 700	519, 100
33	221, 100	237, 400	255, 300	295, 200	355, 800	382, 600	408, 200	435, 200	468, 200	519, 900
34	222, 800	238, 900	256, 600	297, 000	357, 800	384, 700	409, 700	436, 900	469, 000	520, 800
35	224, 500	240, 200	257, 800	298, 900	359, 800	386, 800	411, 300	438, 600	469, 700	521, 500
36	226, 200	241, 600	259, 000	300, 800	361, 900	388, 700	412, 800	440, 200	470, 300	522, 000
37	227, 700	242, 900	260, 100	302, 600	363, 800	390, 400	414, 100	441, 600	470, 600	522, 700
38	229, 500	244, 200	261, 300	304, 500	365, 900	391, 900	415, 600	442, 300	471, 200	523, 300
39	231, 300	245, 500	262, 500	306, 400	367, 900	393, 200	417, 100	443, 000	471, 700	524, 100
40	233, 100	246, 700	263, 600	308, 200	369, 900	394, 600	418, 600	443, 700	472, 200	524, 700
41	234, 500	248, 000	264, 800	310, 100	371, 900	395, 800	420, 100	444, 100	472, 700	525, 200
42	235, 900	249, 200	266, 400	311, 900	374, 000	396, 900	421, 400	444, 700	473, 100	
43	237, 200	250, 500	267, 900	313, 800	376, 100	397, 900	422, 700	445, 400	473, 500	
44	238, 400	251, 600	269, 100	315, 700	378, 100	398, 900	423, 900	446, 000	473, 900	
45	239, 700	252, 800	270, 300	317, 500	379, 800	400, 100	424, 900	446, 800	474, 200	
46	240, 800	254, 000	271, 900	319, 400	381, 500	401, 300	425, 600	447, 500		
47	241, 900	255, 200	273, 600	321, 300	383, 100	402, 400	426, 400	448, 000		
48	242, 900	256, 400	275, 200	323, 100	384, 800	403, 600	427, 200	448, 500		
49	243, 900	257, 500	277, 000	324, 700	386, 200	404, 900	427, 700	449, 000		
50	245, 000	258, 700	278, 700	326, 300	387, 200	405, 700	428, 100	449, 300		
51	246, 300	259, 900	280, 400	327, 900	388, 200	406, 500	428, 500	449, 600		
52	247, 400	261, 100	282, 000	329, 600	389, 200	407, 200	428, 800	450, 000		
53	248, 500	262, 300	283, 500	331, 300	390, 500	407, 700	429, 100	450, 400		
54	249, 800	263, 600	285, 300	333, 000	391, 600	408, 400	429, 500	450, 600		
55	250, 900	265, 100	287, 000	334, 800	392, 700	409, 100	429, 800	450, 900		
56	252, 100	266, 300	288, 800	336, 600	393, 900	409, 700	430, 100	451, 100		
57	253, 300	267, 400	290, 400	337, 800	395, 200	410, 400	430, 400	451, 500		
58	254, 300	269, 100	292, 100	339, 500	396, 000	410, 800	430, 700	451, 700		
59	255, 300	270, 700	293, 900	341, 200	396, 800	411, 400	431, 000	451, 900		
60	256, 400	272, 300	295, 700	342, 800	397, 500	412, 000	431, 300	452, 100		
61	257, 500	273, 900	297, 200	344, 400	398, 000	412, 400	431, 600	452, 500		
62	258, 700	275, 500	299, 000	346, 100	398, 700	413, 000	431, 900			
63	259, 900	277, 100	300, 800	347, 800	399, 400	413, 500	432, 200			
64	260, 900	278, 700	302, 500	349, 500	400, 100	414, 000	432, 500			
65	262, 000	280, 200	304, 000	351, 100	400, 400	414, 500	432, 800			
66	263, 300	281, 600	305, 700	352, 700	401, 100	415, 100	433, 100			
67	264, 700	283, 100	307, 300	354, 300	401, 800	415, 500	433, 400			
68	266, 000	284, 600	309, 000	355, 900	402, 400	416, 000	433, 700			

官

[illegible]

再任職 用員	111	313, 900	341, 800	365, 000	389, 600						
	112	314, 500	342, 700	365, 500	390, 100						
	113	315, 300	343, 600	365, 900	390, 400						
	114	316, 000	344, 500	366, 300	390, 900						
	115	316, 700	345, 500	366, 900	391, 400						
	116	317, 400	346, 500	367, 400	391, 900						
	117	318, 000	347, 500	367, 800	392, 200						
	118	318, 800	348, 000	368, 300	392, 700						
	119	319, 500	348, 600	368, 900	393, 200						
	120	320, 300	349, 200	369, 400	393, 700						
	121	320, 900	349, 500	369, 500	394, 100						
	122	321, 200	349, 900	370, 100	394, 600						
	123	321, 700	350, 400	370, 600	395, 000						
	124	322, 200	350, 800	371, 000	395, 500						
	125	322, 500	351, 200	371, 500	395, 900						
	126		351, 600	372, 000							
	127		352, 100	372, 500							
	128		352, 500	373, 000							
	129		352, 900	373, 300							
	130		353, 300	373, 800							
131		353, 700	374, 300								
132		354, 100	374, 800								
133		354, 300	375, 100								
134		354, 800	375, 600								
135		355, 200	376, 000								
136		355, 500	376, 400								
137		355, 800	376, 700								
138		356, 200	377, 200								
139		356, 700	377, 700								
140		357, 200	378, 200								
141		357, 500	378, 500								
142		358, 000									
143		358, 500									
144		359, 000									
145	238, 900	250, 600	254, 800	286, 200	302, 700	316, 800	340, 400	375, 600	407, 200	449, 400	519, 100

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、203,100円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 俸 給 月 額	2 俸 給 月 額	3 俸 給 月 額	4 俸 給 月 額	5 俸 給 月 額	6 俸 給 月 額	7 俸 給 月 額	8、 俸 給 月 額	9 俸 給 月 額	10 俸 給 月 額
1 2 3 4	1	153,600 円	216,000 円	253,200 円	287,600 円	315,000 円	343,800 円	378,900 円	420,500 円	456,100 円	519,400 円
	2	155,200	217,900	254,900	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300	459,200	522,300
	3	156,900	219,800	256,500	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200	462,200	525,400
	4	158,600	221,700	258,200	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100	465,200	528,500
5 6 7 8	5	160,100	223,700	260,000	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500	468,200	531,600
	6	162,000	225,500	261,800	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200	471,200	533,900
	7	163,900	227,300	263,500	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800	474,200	536,400
	8	165,900	229,100	265,100	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300	477,300	538,800
9 10 11 12	9	167,900	230,700	266,600	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900	480,000	541,200
	10	169,900	232,500	268,200	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600	483,100	543,000
	11	171,900	234,300	269,700	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200	486,100	544,800
	12	174,000	236,100	271,200	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800	489,200	546,700
13 14 15 16	13	175,800	237,700	272,600	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900	491,900	548,400
	14	177,800	239,300	274,100	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500	494,200	549,800
	15	179,800	240,700	275,600	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300	496,500	551,100
	16	181,800	242,200	277,200	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100	498,800	552,200
17 18 19 20	17	183,700	243,700	278,500	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700	500,900	553,500
	18	187,400	245,200	280,500	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500	502,300	554,500
	19	191,000	246,700	282,500	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300	503,800	555,400
	20	194,500	248,000	284,500	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000	505,200	556,300
21 22 23 24	21	198,000	249,600	286,400	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600	506,400	557,200
	22	199,800	251,000	288,400	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300	507,800	
	23	201,500	252,500	290,400	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900	509,300	
	24	203,300	253,800	292,300	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700	510,800	
25 26 27 28	25	205,200	255,300	294,200	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200	511,900	
	26	206,900	256,700	296,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600	513,000	
	27	208,600	257,900	298,100	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100	514,200	
	28	210,200	259,200	300,000	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400	515,400	
29 30 31 32	29	211,800	260,600	301,700	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600	516,400	
	30	213,200	261,800	303,600	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300	517,300	
	31	214,600	263,000	305,500	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000	518,200	
	32	216,000	264,200	307,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700	519,100	

33	217,300	265,300	309,300	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200	519,900
34	218,700	266,700	311,200	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000	520,800
35	220,100	268,000	313,000	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700	521,500
36	221,500	269,000	314,900	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300	522,000
37	222,800	270,200	316,700	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600	522,700
38	224,200	271,600	318,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200	523,300
39	225,600	273,100	320,200	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700	524,100
40	227,000	274,600	321,900	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200	524,700
41	228,200	276,100	323,600	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700	525,200
42	229,400	277,500	325,200	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100	
43	230,600	278,900	326,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500	
44	231,800	280,200	328,500	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900	
45	233,000	281,400	330,100	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200	
46	234,100	282,700	331,800	381,500	401,300	425,600	447,500		
47	235,200	284,100	333,400	383,100	402,400	426,400	448,000		
48	236,300	285,500	335,100	384,800	403,600	427,200	448,500		
49	237,400	286,700	336,300	386,200	404,900	427,700	449,000		
50	238,300	288,000	337,800	387,200	405,700	428,100	449,300		
51	239,300	289,300	339,400	388,200	406,500	428,500	449,600		
52	240,300	290,600	341,000	389,200	407,200	428,800	450,000		
53	241,200	291,900	342,400	390,500	407,700	429,100	450,400		
54	242,300	293,200	344,000	391,600	408,400	429,500	450,600		
55	243,300	294,600	345,600	392,700	409,100	429,800	450,900		
56	244,400	296,000	347,100	393,900	409,700	430,100	451,100		
57	245,100	297,100	348,600	395,200	410,400	430,400	451,500		
58	246,200	298,200	349,900	396,000	410,800	430,700	451,700		
59	247,300	299,300	351,200	396,800	411,400	431,000	451,900		
60	248,400	300,400	352,400	397,500	412,000	431,300	452,100		
61	249,500	301,600	353,600	398,000	412,400	431,600	452,500		
62	250,700	302,600	354,600	398,700	413,000	431,900			
63	251,900	303,700	355,600	399,400	413,500	432,200			
64	253,000	304,800	356,600	400,100	414,000	432,500			
65	254,100	305,600	357,100	400,400	414,500	432,800			
66	255,300	306,600	357,900	401,100	415,100	433,100			
67	256,500	307,500	358,700	401,800	415,500	433,400			
68	257,700	308,500	359,600	402,400	416,000	433,700			

再任職員以外の職員

69	258, 900	309, 600	360, 300	402, 800	416, 400	433, 900			
70	260, 000	310, 400	361, 000	403, 300	416, 700	434, 200			
71	261, 200	311, 200	361, 700	403, 900	417, 000	434, 500			
72	262, 400	311, 900	362, 300	404, 400	417, 300	434, 800			
73	263, 400	312, 800	363, 000	404, 900	417, 600	435, 000			
74	264, 400	313, 300	363, 600	405, 300	417, 900	435, 300			
75	265, 400	313, 800	364, 200	405, 800	418, 200	435, 600			
76	266, 400	314, 200	364, 800	406, 300	418, 500	435, 900			
77	267, 400	314, 400	365, 300	406, 800	418, 700	436, 100			
78	268, 300	314, 700	365, 900	407, 300	419, 000	436, 400			
79	269, 200	315, 100	366, 400	407, 900	419, 300	436, 700			
80	270, 100	315, 400	367, 000	408, 400	419, 600	437, 000			
81	270, 900	315, 500	367, 300	408, 800	419, 800	437, 200			
82	271, 700	315, 800	367, 800	409, 400	420, 100	437, 500			
83	272, 600	316, 100	368, 300	409, 900	420, 400	437, 800			
84	273, 500	316, 400	368, 800	410, 100	420, 600	438, 100			
85	274, 500	316, 500	369, 300	410, 400	420, 800	438, 300			
86	274, 900	316, 700	369, 700	410, 900	421, 100				
87	275, 300	317, 000	370, 200	411, 200	421, 400				
88	275, 700	317, 400	370, 600	411, 500	421, 600				
89	276, 200	317, 600	370, 800	411, 800	421, 800				
90		317, 900	371, 100	412, 200	422, 100				
91		318, 200	371, 600	412, 600	422, 400				
92		318, 500	371, 900	413, 000	422, 600				
93		318, 800	372, 100	413, 300	422, 800				
94		319, 000	372, 500						
95		319, 300	373, 000						
96		319, 600	373, 300						
97		319, 900	373, 400						
98		320, 100	373, 900						
99		320, 400	374, 400						
100		320, 700	374, 700						
101、		321, 000	375, 000						

再任用職員

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)
イ 海事職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級	1		2		3		4		5		6		7	
	号俸	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
	1		165,200		218,700		262,600		312,100		350,600		412,200		486,000
	2		167,500		220,800		264,400		314,300		353,000		414,700		487,800
	3		169,900		222,800		266,200		316,500		355,400		417,300		489,700
	4		172,200		224,900		268,000		318,700		357,900		419,800		491,600
	5		174,600		226,900		269,300		321,000		360,300		422,200		493,400
	6		177,100		229,000		271,200		322,900		363,400		424,600		494,800
	7		179,500		231,100		273,000		324,800		366,600		427,100		496,200
	8		182,000		233,200		274,800		326,600		369,600		429,500		497,500
	9		184,200		235,400		276,400		328,400		372,500		431,700		498,700
	10		186,600		237,300		278,900		330,900		375,600		433,900		500,000
	11		189,000		239,200		281,200		333,300		378,700		436,200		501,300
	12		191,500		241,100		283,500		335,800		381,800		438,400		502,600
	13		194,000		243,000		286,100		338,000		384,700		440,300		503,900
	14		196,600		244,900		288,700		340,500		387,400		442,500		505,000
	15		199,300		246,800		291,100		343,000		390,200		444,700		506,100
	16		201,900		248,700		293,500		345,500		392,900		446,900		507,100
	17		204,300		250,400		296,000		347,900		395,800		449,100		508,100
	18		207,000		252,300		298,300		350,400		397,800		451,400		509,200
	19		209,700		254,200		300,600		352,800		399,800		453,700		510,400
	20		212,400		256,100		302,900		355,300		401,900		455,900		511,400
	21		215,000		257,600		305,100		357,700		403,600		458,100		512,400
	22		216,600		259,200		306,300		360,100		405,600		459,900		513,300
	23		218,200		260,700		307,600		362,300		407,500		461,600		514,200
	24		219,800		262,200		308,900		364,700		409,500		463,300		515,000
	25		221,300		263,700		310,200		367,000		411,300		464,700		515,700
	26		222,800		265,300		312,000		369,400		412,900		466,000		516,300
	27		224,300		266,900		313,600		371,800		414,700		467,200		516,900
	28		225,700		268,400		315,300		374,100		416,400		468,300		517,500
	29		227,300		269,900		316,800		376,300		417,600		469,400		518,100
	30		228,400		271,300		318,500		378,400		419,200		470,400		
	31		229,500		272,800		320,300		380,600		420,800		471,400		
	32		230,600		274,000		322,000		382,700		422,400		472,600		

33	231,800	275,300	323,600	384,600	424,000	473,200
34	232,700	276,800	325,200	386,400	425,300	474,200
35	233,600	278,100	326,600	388,100	426,600	475,300
36	234,500	279,400	328,200	389,900	427,800	476,400
37	235,300	280,600	329,700	391,800	429,000	477,300
38	236,100	281,800	331,300	393,200	430,000	478,200
39	237,000	282,900	332,900	394,700	431,000	479,100
40	237,900	284,000	334,400	396,200	432,000	480,000
41	238,900	285,100	335,900	397,000	432,400	480,800
42	239,800	286,200	337,400	398,300	433,000	481,500
43	240,700	287,200	338,900	399,600	433,700	482,200
44	241,600	288,000	340,400	401,000	434,400	482,900
45	242,400	289,000	341,900	402,400	435,000	483,400
46	243,300	290,400	343,300	403,800	435,300	484,000
47	244,200	291,700	344,700	405,200	435,900	484,600
48	245,100	293,100	346,100	406,500	436,500	485,200
49	245,700	294,500	347,200	407,800	437,000	485,500
50	246,400	295,600	348,600	408,700	437,700	486,100
51	247,100	296,700	350,100	409,600	438,400	486,800
52	247,700	297,800	351,500	410,500	439,100	487,300
53	248,100	298,900	352,900	410,700	439,700	487,800
54	248,800	299,900	354,300	411,100	440,400	488,500
55	249,400	301,000	355,600	411,600	441,100	488,800
56	250,100	302,000	357,000	412,100	441,700	489,400
57	250,600	303,200	357,900	412,500	442,100	489,900
58	251,300	304,300	359,100	412,700	442,800	
59	252,000	305,400	360,300	413,300	443,500	
60	252,700	306,500	361,600	413,800	444,200	
61	253,300	307,300	362,700	414,300	444,600	
62	254,000	308,000	363,300	414,900	444,900	
63	254,600	308,800	363,900	415,500	445,200	
64	255,200	309,600	364,500	416,100	445,500	
65	255,700	310,100	364,900	416,700	445,700	
66	256,200	310,800	365,400	417,300	446,000	
67	256,700	311,500	365,900	417,800	446,300	
68	257,200	312,100	366,400	418,400	446,600	

69	257, 500	312, 900	366, 600	419, 000	446, 800		
70			366, 900	419, 500	447, 100		
71			367, 300	420, 100	447, 400		
72			367, 600	420, 700	447, 600		
73			368, 100	421, 200	447, 800		
74			368, 300	421, 800			
75			368, 800	422, 300			
76			369, 300	422, 900			
77			369, 800	423, 400			
78			370, 300	424, 000			
79			370, 800	424, 700			
80			371, 300	425, 300			
81			371, 800	425, 600			
82			372, 200	426, 200			
83			372, 700	426, 900			
84			373, 200	427, 500			
85			373, 600	427, 900			
86			374, 100	428, 400			
87			374, 500	429, 100			
88			375, 000	429, 800			
89			375, 500	430, 000			
90			376, 000				
91			376, 500				
92			377, 000				
93			377, 300				
94			377, 700				
95			378, 200				
96			378, 600				
97			379, 100				
98			379, 400				
99			379, 900				
100			380, 300				
101	217, 800	247, 800	277, 300	318, 000	346, 800	393, 300	461, 300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

職員の 区分	職務の級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	140,600	183,800	217,600	251,200	283,200	313,100
2	141,600	186,000	219,300	252,600	284,600	315,000
3	142,700	188,200	220,800	254,100	286,000	316,800
4	143,700	190,400	222,300	255,800	287,400	318,600
5	144,700	192,500	223,700	257,500	288,800	320,400
6	146,000	194,400	225,400	259,400	290,200	322,100
7	147,300	196,300	227,100	261,100	291,600	323,800
8	148,600	198,200	228,800	262,700	293,000	325,500
9	149,700	200,000	230,300	264,000	294,400	327,300
10	151,200	201,600	232,000	265,800	295,700	329,000
11	152,800	203,200	233,800	267,500	296,900	330,700
12	154,300	204,800	235,500	269,200	298,200	332,400
13	155,600	206,400	237,100	270,800	299,600	334,000
14	157,100	208,000	238,900	272,300	300,700	335,600
15	158,600	209,400	240,700	273,800	301,700	337,200
16	160,200	211,000	242,400	275,300	302,800	338,800
17	161,600	212,300	244,100	276,800	303,800	340,300
18	163,300	213,700	246,000	278,200	304,900	341,900
19	165,000	215,100	247,900	279,600	305,900	343,600
20	166,700	216,400	249,600	281,100	306,800	345,300
21	168,300	217,400	251,200	282,700	307,700	346,900
22	170,200	218,800	252,600	284,100	308,800	348,500
23	172,100	220,200	254,100	285,600	309,900	350,100
24	174,000	221,600	255,800	287,100	311,000	351,700
25	175,700	222,900	257,500	288,600	311,800	353,100
26	177,500	224,200	259,400	290,000	312,700	354,700
27	179,300	225,600	261,100	291,400	313,600	356,300
28	181,100	227,000	262,700	292,800	314,500	357,800
29	182,700	228,300	264,000	294,000	315,400	359,300
30	184,800	229,800	265,800	295,200	316,300	360,600
31	186,900	231,200	267,500	296,400	317,100	362,100
32	189,000	232,500	269,200	297,700	317,900	363,600
33	190,900	233,700	270,800	299,000	318,800	364,800
34	192,800	234,700	272,300	300,100	319,700	365,800
35	194,700	235,400	273,800	301,200	320,600	367,000
36	196,600	236,500	275,300	302,300	321,500	368,100
37	198,400	237,300	276,800	303,400	322,300	369,400
38	200,000	238,600	278,200	304,400	323,200	370,600
39	201,600	239,700	279,600	305,500	324,100	371,700
40	203,200	240,900	281,100	306,600	325,000	372,800
41	204,600	241,700	282,700	307,600	325,800	373,700
42	206,200	243,100	284,100	308,500	326,700	374,700
43	207,800	244,300	285,600	309,600	327,500	375,600
44	209,400	245,800	287,100	310,600	328,300	376,600
45	210,900	246,800	288,600	311,500	329,200	377,600
46	212,200	248,300	290,000	312,400	330,100	378,400
47	213,400	249,700	291,400	313,200	331,000	379,400
48	214,700	251,000	292,800	314,100	331,800	380,300
49	216,100	252,500	294,000	315,000	332,400	381,100
50	217,300	254,000	295,200	315,800	333,900	382,100
51	218,500	255,500	296,400	316,600	335,500	382,900
52	219,600	256,900	297,700	317,300	336,100	383,600

再任用 以上の 職員	53	220, 900	258, 100	299, 000	317, 900	334, 700	384, 600	再任用 以上の 職員	85	249, 100	288, 900	323, 100	332, 400	348, 800	
	54	222, 200	259, 500	300, 100	318, 700	335, 300	385, 400		86		289, 200	323, 400	332, 700	349, 200	
	55	223, 500	260, 900	301, 200	319, 500	335, 900	386, 300		87		289, 600	323, 700	333, 100	349, 600	
	56	224, 700	262, 200	302, 300	320, 200	336, 500	387, 000		88		290, 100	324, 000	333, 500	350, 000	
	57	225, 800	263, 300	303, 400	320, 700	336, 800	387, 900		89		290, 400	324, 300	333, 700	350, 400	
	58	227, 000	264, 700	304, 400	321, 300	337, 400	388, 700		90		290, 800	324, 600	334, 000		
	59	228, 200	266, 100	305, 500	322, 000	338, 000	389, 500		91		291, 200	324, 800	334, 300		
	60	229, 400	267, 500	306, 600	322, 700	338, 600	390, 300		92		291, 500	325, 100	334, 700		
	61	230, 600	268, 700	307, 600	323, 300	338, 800	390, 800		93		291, 700	325, 300	335, 100		
	62	231, 700	270, 000	308, 500	323, 800	339, 300	391, 500		94		292, 100	325, 500	335, 300		
	63	232, 700	271, 100	309, 600	324, 300	339, 700	392, 100		95		292, 500	325, 900	335, 600		
	64	233, 800	272, 400	310, 600	324, 900	340, 200	392, 800		96		292, 900	326, 300	335, 900		
	65	234, 500	273, 700	311, 500	325, 200	340, 400	393, 400		97		293, 100	326, 500	336, 200		
	66	235, 500	274, 900	312, 400	325, 700	340, 800	393, 900		98		293, 300	326, 800	336, 500		
	67	236, 400	276, 100	313, 200	326, 300	341, 200	394, 400		99		293, 600	327, 200	336, 800		
	68	237, 500	277, 200	314, 100	326, 900	341, 600	394, 900		100		293, 900	327, 600	337, 100		
	69	238, 600	278, 200	315, 000	327, 300	342, 100	395, 600		101		294, 300	327, 700	337, 300		
	70	239, 500	279, 100	315, 700	327, 700	342, 500			102		294, 600	327, 900	337, 600		
	71	240, 400	280, 000	316, 400	328, 100	342, 900			103		294, 800	328, 100	337, 900		
	72	241, 300	280, 900	317, 100	328, 500	343, 400			104		295, 000	328, 400	338, 200		
	73	242, 200	281, 800	317, 400	328, 700	344, 000			105		295, 300	328, 700	338, 400		
	74	242, 900	282, 500	317, 900	329, 000	344, 500			106			329, 000	338, 800		
	75	243, 600	283, 200	318, 400	329, 300	345, 000			107			329, 200	339, 000		
	76	244, 300	283, 800	318, 900	329, 500	345, 400			108			329, 500	339, 200		
	77	244, 700	284, 400	319, 500	329, 900	345, 700			109			329, 800	339, 500		
	78	245, 400	285, 000	320, 000	330, 100	346, 100			110			330, 100			
	79	246, 100	285, 600	320, 600	330, 400	346, 500			111			330, 400			
	80	246, 800	286, 100	321, 200	330, 700	346, 900			112			330, 700			
	81	247, 400	286, 700	321, 800	331, 000	347, 300			113			330, 900			
	82	247, 900	287, 300	322, 200	331, 400	347, 600				212, 700	227, 200	229, 300	251, 400	279, 900	309, 700
	83	248, 300	287, 900	322, 600	331, 700	348, 000									
	84	248, 800	288, 500	322, 900	332, 100	348, 400									

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級	俸給月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	207,000	267,500	315,300	401,900	532,100
	2	209,200	270,500	318,300	404,200	535,100
	3	211,400	273,400	321,500	406,600	538,200
	4	213,600	276,200	324,600	409,100	541,300
2	5	215,700	279,100	328,000	411,500	544,300
	6	217,900	281,600	330,800	414,000	546,700
	7	220,100	283,900	333,700	416,400	549,200
	8	222,200	286,300	336,600	418,900	551,600
3	9	224,500	289,100	339,600	420,900	553,900
	10	226,900	291,600	342,800	423,400	555,700
	11	229,300	294,200	346,000	425,800	557,600
	12	231,700	296,800	349,300	428,200	559,500
4	13	234,000	299,300	352,400	429,900	561,200
	14	236,400	301,500	354,700	432,100	562,600
	15	238,800	303,700	357,200	434,400	563,900
	16	241,200	305,800	359,800	436,700	565,100
5	17	243,300	308,100	362,500	439,000	566,400
	18	246,400	310,300	364,700	441,400	567,200
	19	249,500	312,500	367,000	443,700	567,900
	20	252,600	314,700	369,200	446,100	568,600
6	21	255,500	316,800	371,300	448,300	569,400
	22	258,500	319,600	373,400	450,600	
	23	261,400	322,300	375,500	453,000	
	24	264,300	325,100	377,600	455,300	
7	25	267,100	327,400	379,500	457,300	
	26	269,700	329,700	381,300	459,500	
	27	272,300	332,100	383,200	461,600	
	28	275,100	334,600	385,100	463,800	

98	356,700	417,300			
99	357,100	417,600			
100	357,600	417,800			
101	358,000	418,000			
102	358,500	418,300			
103	358,900	418,600			
104	359,400	418,800			
105	359,900	419,000			
106	360,300				
107	360,800				
108	361,300				
109	361,700				
110	362,200				
111	362,700				
112	363,100				
113	363,500				
114	363,900				
115	364,400				
116	364,800				
117	365,200				
118	365,600				
119	366,100				
120	366,500				
121	366,800				
122	367,200				
123	367,700				
124	368,000				
125	368,400				
126	368,900				
127	369,400				
128	369,800				
129	370,200				
再任用職員	280,400	291,500	313,400	397,400	531,800
備考	この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。				

ロ 教育職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1		2		3	
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
1	1		173,500		208,200		267,500
	2		176,100		210,300		270,500
	3		178,700		212,400		273,400
	4		181,400		214,500		276,200
	5		184,100		216,400		279,100
	6		186,900		218,500		281,700
	7		189,700		220,600		284,100
	8		192,600		222,600		286,600
	9		195,500		224,800		289,200
	10		198,500		227,200		291,800
	11		201,400		229,600		294,400
	12		204,300		232,000		297,000
13	13		207,000		234,200		299,300
	14		208,700		236,500		301,500
	15		210,400		238,800		303,700
	16		212,100		241,100		305,800
17	17		213,800		243,400		308,300
	18		215,600		246,500		310,900
	19		217,400		249,600		313,500
	20		219,100		252,700		316,100
21	21		221,000		255,500		318,600
	22		222,900		258,500		321,700
	23		224,900		261,400		324,600
	24		226,900		264,300		327,700
25	25		228,700		267,100		330,700
	26		230,700		269,700		333,600
	27		232,700		272,300		336,500
	28		234,700		275,100		339,400
29	29		236,500		278,000		342,300
	30		238,400		280,200		344,800

33	244,200	286,900	352,400
34	246,200	289,100	354,600
35	248,100	291,400	356,900
36	250,000	293,500	359,200
37	251,700	295,600	361,500
	253,400	297,500	363,600
	255,000	299,400	365,900
	256,800	301,400	368,100
41	258,500	303,300	370,400
	259,700	305,700	372,400
	260,800	308,000	374,500
	261,900	310,400	376,600
44	263,100	312,500	378,400
	264,100	314,700	380,400
	265,100	317,100	382,300
	266,000	319,600	384,300
45	267,000	322,100	385,700
	267,700	324,500	387,500
	268,600	326,800	389,200
	269,600	329,000	391,000
49	270,500	331,300	392,200
	271,600	333,300	393,800
	272,600	335,300	395,400
	273,600	337,200	397,100
53	274,500	339,100	398,500
	275,900	341,000	400,200
	277,300	343,000	401,900
	278,700	345,000	403,500
57	279,900	346,900	404,800
	281,300	348,700	406,400
	282,600	350,600	407,900
	283,900	352,400	409,500
61	285,000	354,300	410,900
	286,300	356,200	411,900
	287,600	358,000	412,900
	288,900	359,800	413,800

再任用職員以外	69	290,300	361,500	414,800				
	70	291,400	363,200	415,800				
	71	292,400	365,000	416,900				
	72	293,400	366,700	417,800				
	73	294,600	368,200	418,500				
	74	295,600	369,800	419,300				
	75	296,700	371,300	420,300				
	76	297,800	372,900	421,300				
	77	298,600	374,600	422,300				
	78	299,600	376,300	423,300				
	79	300,600	377,900	424,300				
	80	301,500	379,600	425,200				
	81	302,300	381,100	425,900				
	82	303,200	382,500	426,800				
	83	304,100	384,100	427,700				
	84	305,000	385,700	428,500				
	85	305,700	386,700	429,400				
	86	306,400	388,000	430,200				
	87	307,200	389,400	431,000				
	88	308,100	390,800	431,900				
	89	309,000	392,100	432,600				
	90	309,800	393,200	433,100				
	91	310,600	394,300	433,700				
	92	311,300	395,500	434,100				
	93	312,000	396,300	434,600				
	94	312,700	397,400	435,100				
	95	313,400	398,500	435,500				
	96	314,100	399,500	435,900				
	97	314,500	400,400	436,100				
	98	314,900	401,400	436,500				
	99	315,300	402,400	436,800				
	100	315,700	403,300	437,100				
	101	316,000	404,100	437,400				
	102	316,400	405,100					
	103	316,700	406,100					
	104	317,100	407,100					
	105	317,500	407,700					
	106	318,000	408,400					
	107	318,500	409,100					

備考

この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

再任用職員	108	319,000	409,700	
	109	319,400	410,200	
	110	319,900	410,600	
	111	320,300	410,900	
	112	320,800	411,200	
	113	321,100	411,400	
	114	321,600	411,700	
	115	322,000	412,000	
	116	322,500	412,300	
	117	322,800	412,500	
	118	323,200	412,800	
	119	323,700	413,100	
	120	324,200	413,300	
	121	324,400	413,500	
	122	324,800	413,800	
	123	325,300	414,100	
	124	325,600	414,300	
	125	325,800	414,500	
	126	326,100		
	127	326,600		
	128	327,000		
	129	327,200		
	130	327,600		
	131	328,100		
	132	328,500		
	133	328,700		
	134	329,100		
	135	329,600		
	136	329,900		
	137	330,200		
	138	330,600		
	139	331,000		

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
職員の区分	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800	521,000
2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700	524,100
3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500	527,200
4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300	530,300
5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600	533,400
6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300	535,800
7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000	538,200
8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700	540,600
9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400	543,000
10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000	544,700
11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700	546,600
12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500	548,500
13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200	550,200
14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900	551,500
15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700	552,700
16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400	553,700
17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900	554,800
18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500	555,500
19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000	556,100
20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600	556,700
21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100	557,400
22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700	
23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300	
24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800	
25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000	
26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300	
27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800	
28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300	

再任用職員以外の職員	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
	44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
	45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
	46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
	47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
	48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900
	49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
	50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
	51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
	52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
	53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
	54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
	55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
	56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
	57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
	58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
	59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
	60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
	61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
	62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
	63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200

64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900		95	284,100	330,800				
65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700		96	285,100	331,300				
66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500		97	285,700	331,800				
67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300		98	286,600	332,300				
68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100		99	287,400	332,800				
							100	288,300	333,300				
69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800		101	289,200	333,800				
70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600		102	289,900	334,300				
71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400		103	290,600	334,800				
72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200		104	291,300	335,300				
73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900		105	292,000	335,800				
74	258,900	316,200	386,300				106	292,500	336,200				
75	260,300	317,300	386,900				107	293,000	336,700				
76	261,600	318,400	387,600				108	293,500	337,100				
77	262,700	319,500	388,300				109	293,700	337,600				
78	263,900	320,500	388,900				110	294,100	338,000				
79	265,200	321,500	389,500				111	294,400	338,500				
80	266,400	322,400	390,100				112	294,700	338,900				
81	267,800	323,500	390,700				113	295,000	339,400				
82	269,100	324,300	391,300				114	295,300	339,800				
83	270,400	325,000	391,900				115	295,600	340,300				
84	271,600	325,800	392,500				116	295,900	340,700				
85	272,800	326,300	393,000				117	296,200	341,200				
86	274,000	326,800	393,500				118	296,600	341,600				
87	275,300	327,300	394,000				119	296,900	342,000				
88	276,500	327,800	394,700				120	297,300	342,400				
89	277,500	328,100	395,100				121	297,600	342,800				
90	278,700	328,600											
91	279,900	329,100											
92	281,100	329,600											
93	282,100	329,900											
94	283,100	330,300											

備考
この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
別表第ハロ及びハネのものを除く。

再任用職員							
95	284,100	330,800					
96	285,100	331,300					
97	285,700	331,800					
98	286,600	332,300					
99	287,400	332,800					
100	288,300	333,300					
101	289,200	333,800					
102	289,900	334,300					
103	290,600	334,800					
104	291,300	335,300					
105	292,000	335,800					
106	292,500	336,200					
107	293,000	336,700					
108	293,500	337,100					
109	293,700	337,600					
110	294,100	338,000					
111	294,400	338,500					
112	294,700	338,900					
113	295,000	339,400					
114	295,300	339,800					
115	295,600	340,300					
116	295,900	340,700					
117	296,200	341,200					
118	296,600	341,600					
119	296,900	342,000					
120	297,300	342,400					
121	297,600	342,800					

口 医療職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1		2		3		4		5		6		7		8	
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
1	1		142,400		180,300		215,500		242,000		275,700		323,700		368,800		434,900
	2		143,800		181,900		217,100		243,400		277,800		325,700		371,500		437,500
	3		145,200		183,500		218,700		244,700		280,000		327,900		374,100		440,000
	4		146,600		185,100		220,300		246,100		282,200		330,100		376,800		442,600
5	5		147,800		186,600		221,700		247,400		284,400		332,100		379,200		445,000
	6		149,600		188,200		223,300		248,700		286,500		334,300		381,900		447,500
	7		151,300		189,800		224,800		250,000		288,700		336,400		384,500		450,000
	8		153,000		191,300		226,400		251,300		290,900		338,600		387,200		452,500
9	9		154,700		192,900		227,900		252,700		292,900		340,600		389,300		454,900
	10		156,400		194,600		229,400		253,700		295,100		342,700		391,600		457,300
	11		158,100		196,200		230,800		254,900		297,200		344,900		393,800		459,900
	12		159,900		197,900		232,200		256,100		299,400		347,000		396,000		462,300
13	13		161,400		199,500		234,000		257,400		301,600		348,700		398,100		464,800
	14		163,300		201,100		235,400		259,100		303,600		350,700		400,100		466,300
	15		165,300		202,700		236,700		260,700		305,700		352,600		402,100		467,600
	16		167,200		204,300		238,100		262,300		307,700		354,600		404,200		468,900
17	17		169,100		205,800		239,400		263,900		309,900		356,600		406,000		470,100
	18		171,000		207,500		240,700		265,800		311,900		358,600		408,000		471,400
	19		172,800		209,200		242,000		267,600		314,000		360,600		409,900		472,700
	20		174,700		210,900		243,300		269,500		316,100		362,600		412,000		474,000
21	21		176,600		212,200		244,700		271,300		318,000		364,400		413,800		475,200
	22		178,100		213,700		245,800		273,100		320,000		366,400		415,400		476,600
	23		179,600		215,100		247,000		275,000		321,900		368,500		417,000		478,000
	24		181,100		216,600		248,200		276,800		323,900		370,600		418,500		479,200
25	25		182,700		218,000		249,400		278,600		325,900		372,000		420,000		480,600
	26		184,200		219,400		251,000		280,500		327,800		373,800		421,300		481,900
	27		185,700		220,800		252,500		282,400		329,800		375,600		422,600		483,300
	28		187,100		222,100		254,000		284,200		331,800		377,300		423,900		484,700
29	29		188,700		223,600		255,500		286,200		333,400		379,100		425,200		486,100
	30		190,000		225,000		257,300		288,100		335,200		380,600		426,400		487,200
	31		191,300		226,600		259,100		289,900		336,900		382,200		427,600		488,300
	32		192,600		228,000		260,800		291,800		338,700		383,900		428,700		489,400
33	33		194,000		229,500		262,300		293,600		340,500		385,200		429,900		490,500
	34		195,400		230,900		264,100		295,300		342,300		386,500		431,100		491,400
	35		196,800		232,100		265,800		297,100		344,200		387,800		432,300		492,300

36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500	493,200
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800	
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600	494,200
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000	
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700	
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200	
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600	
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000	
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400	
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800	
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200	
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600	
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900	
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200	
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600	
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900	
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200	
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500	
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500		
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800		
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100		
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400		
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700		
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000		
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400		
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600		
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900		
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200		
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500		
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700		
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600			
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300			
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900			
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300			
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800			
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300			
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800			
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400			
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900			
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500			
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100			

再任職員以外の員

官 報 (号 外)

77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600			
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100			
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600			
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100			
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400			
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900			
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300			
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700			
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100			
86		287,200	323,100	344,000				
87		287,400	323,300	344,300				
88		287,600	323,700	344,600				
89		288,000	324,100	345,000				
90		288,200	324,500	345,300				
91		288,400	324,900	345,700				
92		288,600	325,300	346,000				
93		289,000	325,600	346,400				
94		289,200	325,800	346,700				
95		289,400	326,200	347,000				
96		289,700	326,500	347,300				
97		290,100	326,700	347,600				
98		290,400	327,000	348,000				
99		290,600	327,300	348,400				
100		290,900	327,600	348,800				
101		291,200	327,800	349,300				
102		291,400	328,100	349,700				
103		291,600	328,500	350,100				
104		291,900	328,700	350,500				
105		292,200	328,800	351,000				
106			329,100					
107			329,500					
108			329,700					
109			329,900					
110			330,300					
111			330,700					
112			331,100					
113			331,300					
再任用職員	186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700	424,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1		2		3		4		5		6		7	
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
	1		155,600		182,900		231,400		254,800		281,500		326,900		371,800
	2		157,000		185,000		233,200		255,800		283,400		329,100		374,400
	3		158,500		187,100		235,000		256,800		285,400		331,200		377,100
	4		159,900		189,200		236,800		257,900		287,400		333,400		379,700
	5		161,300		191,300		238,200		258,900		289,200		335,600		381,900
	6		162,800		193,600		239,600		260,000		291,000		337,700		384,300
	7		164,300		195,900		240,800		260,900		292,900		339,900		386,600
	8		165,800		198,200		242,100		262,000		294,800		342,000		388,900
	9		167,100		200,600		243,300		263,300		296,700		343,700		390,900
	10		168,800		202,000		244,400		264,100		298,600		345,700		393,000
	11		170,400		203,400		245,400		265,400		300,400		347,600		395,200
	12		172,000		204,800		246,500		266,700		302,300		349,600		397,500
	13		173,500		206,200		247,800		268,000		304,000		351,700		399,400
	14		175,500		207,700		248,900		269,500		305,700		353,800		401,400
	15		177,500		209,200		249,900		270,800		307,500		355,900		403,600
	16		179,500		210,500		250,900		272,300		309,300		357,900		405,800
	17		181,700		211,900		251,900		273,700		311,200		359,900		407,800
	18		183,800		213,400		252,900		275,200		312,800		361,900		410,000
	19		185,900		214,900		254,000		276,600		314,500		364,000		412,200
	20		188,000		216,400		255,000		278,100		316,200		366,100		414,300
	21		190,100		217,800		256,000		279,700		317,700		367,800		416,200
	22		192,300		219,500		257,000		281,300		319,300		369,900		418,100
	23		194,500		221,200		258,100		282,800		320,900		372,000		419,900
	24		196,700		222,900		259,200		284,300		322,400		374,000		421,800
	25		198,800		224,300		260,400		285,600		324,100		376,000		423,500
	26		200,100		226,000		261,900		287,400		325,500		377,600		425,100
	27		201,400		227,700		263,200		289,200		327,000		379,500		426,800
	28		202,700		229,400		264,600		290,900		328,600		381,400		428,400
	29		203,900		231,000		266,000		292,500		330,000		383,200		429,700
	30		205,100		232,400		267,600		294,200		331,500		384,900		431,000
	31		206,400		233,700		269,200		295,800		332,900		386,800		432,600
	32		207,600		234,900		270,700		297,500		334,400		388,600		434,100

官 報 (号 外)

33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	

[illegible]

官 報 (号 外)

105	288,300	318,900	351,200	369,500		
106	288,800	319,400	351,700	370,000		
107	289,300	319,900	352,100	370,500		
108	289,800	320,400	352,400	371,000		
109	290,000	320,800	352,900	371,600		
110	290,300	321,200	353,400	372,000		
111	290,500	321,500	353,900	372,500		
112	290,900	321,800	354,400	373,000		
113	291,200	322,200	354,900	373,600		
114	291,400	322,600	355,400			
115	291,800	323,000	355,900			
116	292,100	323,300	356,300			
117	292,400	323,500	356,700			
118	292,700	323,800	357,100			
119	293,000	324,200	357,600			
120	293,400	324,400	358,100			
121	293,700	324,600	358,500			
122	294,100	324,900	359,000			
123	294,400	325,200	359,500			
124	294,800	325,500	360,000			
125	295,000	325,700	360,300			
126	295,200	326,000				
127	295,500	326,400				
128	295,900	326,600				
129	296,100	326,700				
130	296,400	327,000				
131	296,800	327,400				
132	297,200	327,600				
133	297,400	327,900				
134	297,700	328,300				
135	298,100	328,700				
136	298,400	329,100				
137	298,600	329,400				
138	298,900	329,800				
139	299,300	330,200				
140	299,600	330,600				

任用職員							
141	299,800	330,900					
142	300,200	331,300					
143	300,600	331,600					
144	300,900	332,000					
145	301,000	332,300					
146	301,300	332,700					
147	301,600	333,100					
148	302,000	333,500					
149	302,200	333,800					
150	302,400	334,200					
151	302,700	334,600					
152	303,000	335,000					
153	303,400	335,300					
154	303,600						
155	303,800						
156	304,100						
157	304,400						
158	304,700						
159	305,000						
160	305,300						
161	305,700						
162	306,000						
163	306,300						
164	306,600						
165	307,000						
166	307,300						
167	307,600						
168	307,900						
169	308,300						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
別表第九から別表第十一までを次のように改める。

別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	150,700	200,800	247,100	269,000	315,800	360,100
2	151,900	202,600	248,700	270,800	318,000	362,700
3	153,100	204,400	250,300	272,600	320,300	365,200
4	154,300	206,100	251,900	274,300	322,500	367,800
5	155,300	207,800	253,300	276,100	324,800	369,900
6	156,800	209,600	254,700	278,300	326,800	372,400
7	158,200	211,400	256,200	280,600	329,000	374,800
8	159,600	213,100	257,700	282,900	331,200	377,300
9	160,900	215,000	259,000	285,000	333,300	379,800
10	162,300	216,500	260,500	287,200	335,500	382,500
11	163,700	218,000	262,000	289,500	337,600	385,100
12	165,200	219,500	263,200	291,700	339,800	387,800
13	166,700	221,000	264,500	293,700	341,800	390,200
14	168,200	222,600	266,400	296,000	343,800	392,500
15	169,700	224,200	268,200	298,300	345,900	394,700
16	171,200	225,800	270,100	300,600	347,900	397,100
17	172,800	227,200	271,800	302,700	349,800	398,900
18	174,600	228,800	273,700	305,000	351,800	400,900
19	176,300	230,300	275,600	307,200	353,700	402,800
20	178,000	231,800	277,400	309,500	355,600	404,600
21	179,600	233,100	279,000	311,700	357,600	406,500
22	181,300	234,600	280,800	313,800	359,500	408,300
23	183,000	236,000	282,500	316,000	361,500	410,100
24	184,700	237,600	284,300	318,100	363,400	412,000
25	186,300	239,100	286,200	320,200	365,400	413,800
26	188,100	240,800	287,900	322,200	367,300	415,300
27	189,900	242,400	289,700	324,300	369,300	416,800
28	191,600	244,100	291,500	326,300	371,300	418,400
29	193,400	245,600	293,100	328,300	372,800	420,000
30	194,900	247,000	294,800	330,400	374,600	421,300
31	196,400	248,500	296,500	332,400	376,400	422,600
32	197,800	250,000	298,100	334,500	378,000	423,800
33	199,300	251,500	299,700	336,300	379,800	425,000
34	200,600	252,800	301,300	338,200	381,200	426,300

再任用職員以外 の職員							
75	244,700	311,300	337,900	382,200	405,500		
76	245,800	311,900	338,400	382,800	405,700		
77	246,700	312,700	338,700	383,200	405,900		
78	247,700	313,400	339,100	383,700			
79	248,700	314,100	339,600	384,200			
80	249,700	314,800	340,000	384,800			
81	250,700	315,100	340,200	385,300			
82	251,500	315,400	340,500	385,700			
83	252,500	316,000	341,000	386,100			
84	253,500	316,300	341,400	386,500			
85	254,300	316,700	341,700	386,700			
86	255,100	317,000	342,000	386,900			
87	256,000	317,400	342,500	387,200			
88	256,900	317,700	342,900	387,500			
89	257,600	318,200	343,200	387,700			
90	258,400	318,600	343,600	388,000			
91	259,200	318,900	344,000	388,300			
92	260,000	319,200	344,200	388,500			
93	260,700	319,700	344,500	388,700			
94	261,400	320,100					
95	261,900	320,300					
96	262,600	320,700					
97	263,300	321,100					
98	264,000	321,500					
99	264,700	321,900					
100	265,400	322,300					
101	265,900	322,500					
102	266,400	322,800					
103	266,800	323,100					
104	267,300	323,400					
105	267,400	323,800					
106	267,700	324,000					
107	268,000	324,300					
108	268,300	324,700					
109	268,700	325,100					
110	269,000	325,400					
111	269,400	325,800					
112	269,700	326,100					
113	270,000	326,400					
114	270,300	326,800					
115	270,600	327,100					
116	271,000	327,300					

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

再任用職員						
117	271,300	327,400				
118	271,600	327,800				
119	272,000	328,200				
120	272,400	328,600				
121	272,600	328,800				
122	272,800					
123	273,200					
124	273,500					
125	273,700					
126	274,000					
127	274,400					
128	274,800					
129	275,000					
130	275,400					
131	275,800					
132	276,100					
133	276,300					
134	276,600					
135	277,000					
136	277,300					
137	277,500					
138	277,800					
139	278,100					
140	278,400					
141	278,600					
142	278,800					

別表第十 専門スタッフ職俸給表(第六条関係)

別表第十 専門スタッフ職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務 の級		1		2		3	
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額			
1		325,300 円		426,200 円	479,000 円			
2		327,300		430,600	484,600			
3		329,400		434,600	490,100			
4		331,400		438,700	495,500			
5		333,500		442,500	500,800			
6		335,500		446,400	506,000			
7		337,500		449,700	511,100			
8		339,600		453,200	515,800			
9		341,700		456,700	519,300			
10		343,600		460,100	522,100			
11		345,600		463,000	524,900			
12		347,700		465,700	527,500			
13		349,800		468,100	529,600			
14		351,700		470,400	531,600			
15		353,700		472,300	533,300			
16		355,600		474,000	535,100			
17		357,400		475,300	536,700			
18		359,300		476,600	538,100			
19		361,100		477,500	539,100			
20		362,800		478,500	540,300			
21		364,700		479,300	541,200			
22		366,600		480,100				
23		368,400		480,300				

24	370,300
25	372,000
26	373,700
27	375,500
28	377,200
29	378,600
30	380,300
31	382,000
32	383,500
33	385,300
34	386,600
35	388,000
36	389,500
37	390,800
38	391,900
39	393,000
40	394,000
41	395,000
42	396,100
43	397,100
44	398,000
45	398,800
46	399,200
47	399,600
48	399,900
49	400,200
50	400,500
51	400,800
52	401,100

再任用職員以外の職員

再任用職員以上の職員

53	401,400		
54	401,700		
55	402,000		
56	402,300		
57	402,600		
58	402,900		
59	403,200		
60	403,500		
61	403,700		
62	404,000		
63	404,300		
64	404,600		
65	404,800		
66	405,100		
67	405,400		
68	405,700		
69	405,900		
70	406,200		
71	406,500		
72	406,700		
73	406,900		
74	407,200		
75	407,500		
76	407,700		
77	407,900		
再任用職員	322,100	423,300	478,100

備考 この表は、行政の特定分野における高度の専門的な知識経験に基づき調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸	給	月	額
1					705,000
2					760,000
3					817,000
4					894,000
5					964,000
6					1,034,000
7					1,106,000
8					1,174,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

第三条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第一条、第二条関係)

地域の区分	地	域
一級地	北海道のうち 旭川市 帯広市 北見市 夕張市 赤平市 士別市 名寄市 歌志内市 深川市 富良野市 後志総合振興局管内のうち 虻田郡のうち留寿都村、喜茂別町及び俱知安町 余市郡のうち赤井川村 空知総合振興局管内のうち 空知郡のうち上砂川町 雨竜郡 上川総合振興局管内 宗谷総合振興局管内のうち 枝幸郡のうち浜頓別町及び中頓別町 天塩郡のうち幌延町 オホーツク総合振興局管内のうち 網走郡 斜里郡のうち清里町及び小清水町 常呂郡 紋別郡のうち遠軽町、湧別町、滝上町、興部町及び西興部村 胆振総合振興局管内のうち 勇払郡のうち厚真町及び安平町 日高振興局管内のうち 沙流郡のうち平取町	

三級地	二級地
北海道のうち 十勝総合振興局管内のうち 河東郡 上川郡のうち清水町 河西郡 広尾郡のうち大樹町 中川郡 足寄郡 十勝郡 釧路総合振興局管内のうち 川上郡 阿寒郡 根室振興局管内のうち 野付郡 標津郡のうち中標津町	北海道のうち 札幌市 小樽市 釧路市 岩見沢市 網走市 留萌市 稚内市 美瑛市 芦別市 江別市 紋別市 三笠市 根室市 千歳市 滝川市 砂川市 恵庭市 伊達市 北 広島市 石狩市 石狩振興局管内 渡島総合振興局管内のうち 松前郡のうち福島町 二世郡 山越郡 檜山振興局管内のうち 瀬棚郡 久遠郡 後志総合振興局管内のうち 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡のうちニセコ町、真狩村及び京極町 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡のうち仁木町及び余市町 空知総合振興局管内のうち 空知郡のうち南幌町及び奈井江町 夕張郡 樺戸郡 留萌振興局管内 宗谷総合振興局管内のうち 宗谷郡 枝幸郡のうち枝幸町 天塩郡のうち豊富町 礼文郡 利尻郡 オホーツク総合振興局管内のうち 斜里郡のうち斜里町 紋別郡のうち雄武町 胆振総合振興局管内のうち 虻田郡 有珠郡 白老郡 勇払郡のうちむかわ町 日高振興局管内のうち 沙流郡のうち日高町 新冠郡 様似郡 十勝総合振興局管内のうち 上川郡のうち新得町 広尾郡のうち広尾町 釧路総合振興局管内のうち 釧路郡 厚岸郡 白糠郡 根室振興局管内のうち 標津郡のうち標津町 日梨郡
四級地	三級地
青森県 岩手県のうち 盛岡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩 泉町、田野畑村及び普及村 九戸郡 二戸郡 宮城県のうち 登米市 栗原市 大崎市 刈田郡のうち七ヶ宿町 柴田郡のうち川崎町 加美郡の うち加美町 遠田郡 秋田県のうち 秋田市 能代市 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 湯上市 大仙市 北秋田市 仙北市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡 南秋田郡 仙北郡 雄勝郡 山形県のうち 山形市 米沢市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 最上郡 東置賜郡 西置賜郡 福島県のうち 会津若松市 喜多方市 田村市 安達郡 岩瀬郡のうち天栄村 南会津郡 耶麻 郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡のうち西郷村及び中島村 石川郡のうち石川町及び 浅川町 田村郡 双葉郡のうち川内村及び葛尾村 相馬郡のうち飯館村 群馬県のうち 沼田市 多野郡のうち上野村 甘楽郡のうち南牧村 吾妻郡のうち長野原町、嬬恋 村、草津町及び高山村 利根郡のうち片品村、川場村及びみなかみ町 新潟県のうち 長岡市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 魚沼市 南魚沼市 胎 内市 東蒲原郡 南魚沼郡 中魚沼郡 岩船郡のうち関川村 福井県のうち 勝山市 今立郡 山梨県のうち 富士吉田市 南都留郡のうち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖 町 北都留郡	北海道のうち 函館市 室蘭市 苫小牧市 登別市 北斗市 渡島総合振興局管内のうち 松前郡のうち松前町 上磯郡 亀田郡 茅部郡 檜山振興局管内のうち 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 日高振興局管内のうち 浦河郡 幌泉郡 日高郡

長野県のうち
長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市
中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市
南佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡のうち辰野町、箕輪町、飯島町、
南箕輪村及び宮田村 下伊那郡のうち阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村及
び大鹿村 木曽郡のうち上松町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曽町 東筑摩郡
北安曇郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
岐阜県のうち
高山市 飛騨市 郡上市 大野郡
岡山県のうち
真庭郡
広島県のうち
山県郡のうち安芸太田町

備考 この表に掲げる名称は、平成二十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

(二) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条 第一項の表を次のように改める。

号 俸	俸給月額 円
1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

第六条 第二項の表を次のように改める。

号 俸	俸給月額 円
1	332,000
2	369,000
3	398,000

第七条 第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第五条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条 第一項の表を次のように改める。

号 俸	俸給月額 円
1	392,000
2	452,000
3	514,000
4	594,000
5	691,000
6	789,000

第六条 第二項の表を次のように改める。

号 俸	俸給月額 円
1	326,000
2	362,000
3	390,000

第七条 第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「を」を「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十を「百分の百五十五」に改める。

(二) 一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

第六条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

号 俸	俸給月額 円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第八条 第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第七条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条 第一項の表を次のように改める。

号 俸	俸給月額 円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

第八条 第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「を」を「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十を「百分の百五十五」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条から第八条まで、第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。))第十九条の七第二項及び附則第十一項の改正規定を除く。附則第四條において同じ。による改正後の給与法(次条及び附則第四條において「改正後の給与法」という。))の規定、第四條の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下「任期付研究員法」という。))第七條第二項の改正規定を除く。附則第四條において同じ。による改正後の任期付研究員法(附則第四條において「改正後の任期付研究員法」という。))の規定及び第六條の規定(一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する法律(以下「任期付職員法」という。))第八條第二項の改正規定を除く。附則第四條において同じ。による改正後の任期付職員法(附則第四條において「改正後の任期付職員法」という。))の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(適用日) 前項の任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え
第二条 平成二十六年四月一日(以下「適用日」という。))の前日において任期付職員法第七條第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七條第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び改正後の給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

(適用日前の異動者の号俸の調整)
第三条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の適

平成二十六年十一月十二日 参議院會議録第七号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一〇二

用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内括)

第四条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与法、第四条の規定による改正前の任期付研究員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内括とみなす。

(切替日における任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額額の切替え)

第五条 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額額を受けていた職員の切替日における俸給月額額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額 第五条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二 任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額 第七条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第六条 切替日前に職務の級を異にして異動した

職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第七条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(人事院規則で定める職員を除く。)には、平成三十年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当

該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

第八条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十条の五第二項、第十九条の四第五項(給与法第十九条の七第四項において準用する場合及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号。次項及び次条において「育児休業法」という。))第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)並びに附則第八項第二号から第四号まで、第六号及び第七号の規定の適用については、給与法第十条の五第二項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下「平成二十六年改正法」という。))附則第七条の規定による俸給の額との合計額」と、給与法第十九条の四第五項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給の額との合計額」と、給与法附則第八項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に對する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、同項第三号、第四号、第六号及び第七号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当の月額」とする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する育児休業法附則第二条第一項の規定の適用については、同項中、「第二号」とあるのは「から第四号まで」と、「を減じた」とあるのは「「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」と、同項第六号」と、「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当の月額」とする。

3 前条の規定による俸給を支給される職員に関する次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第七条の規定による俸給の額との合計額」とする。

一 任期付研究員法第六条第五項

二 任期付職員法第七条第四項

(平成二十七年三月三十一日までの間における昇給に関する特例)

第九条 平成二十七年三月三十一日までの間における給与法第八条第七項(育児休業法第十六条及び第二十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定の適用については、同項中「四号俸」とあるのは「三号俸」と、「三号俸」とあるのは「二号俸」とする。

(平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

月額(以下この項において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、「を減じた」と、「同項第六号」とあるのは「同項第三号及び第四号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」と、同項第六号」と、「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当の月額」とする。

3 前条の規定による俸給を支給される職員に関する次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第七条の規定による俸給の額との合計額」とする。

一 任期付研究員法第六条第五項

二 任期付職員法第七条第四項

(平成二十七年三月三十一日までの間における昇給に関する特例)

第九条 平成二十七年三月三十一日までの間における給与法第八条第七項(育児休業法第十六条及び第二十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定の適用については、同項中「四号俸」とあるのは「三号俸」と、「三号俸」とあるのは「二号俸」とする。

(平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

第十一條の三 第二項第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一條の三 第二項第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一條の三 第二項第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一條の三 第二項第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一條の三 第二項第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一條の三 第二項第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一條の三 第二項第七号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一條の五	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十二條の二 第二項	三万円	三万円を超えない範囲内で人事院規則で定める額

(広域異動手当に関する特例)

第十一條 切替日から平成二十八年三月三十一日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与法第十一條の八第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の十」とあるのは「百分の八」と、同項第二号中「百分の五」とあるのは「百分の四」とする。

(地域手当に関する経過措置)

第十二條 第二條の規定の施行の際現に給与法第十一條の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	同条第二項各号に定める割合をいう。以下	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下「平成二十六年改正法」という。)第二條の規定による改正前の第十一條の三第二項各号に定める割合をいう。以下
同条第一項		第十一條の三第一項

平成二十六年十一月十二日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

第三項	同条第二項各号	平成二十六年改正法第二條の規定による改正前の第十一條の三第二項各号
同条第一項		第十一條の三第一項

2 第二條の規定の施行の際現に給与法第十一條の七第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第二條の規定による改正前の給与法第十一條の三若しくは給与法第十一條の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「第十一條の三第二項各号に定める割合又は第十一條の四の人事院規則で定める割合をい」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第二條の規定による改正前の第十一條の三第二項各号に定める割合又は同法第二條の規定による改正前の第十一條の四の人事院規則で定める割合をい」とする。

(人事院規則への委任)

第十五條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律(第三條の規定を除く。)の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第十六條 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地等在勤等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(常時勤務に服する職員に限り、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一條の四第一項又は第八十一條の五第一項の規定により採用された職員(次号において「再任用職員」という。)を除く。)をいう。

イ 第三條の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる地域(口において「旧寒冷地」という。)に在勤する職員

ロ 第三條の規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において国家公務員の

寒冷地手当に関する法律(以下「寒冷地手当法」という。第一条第二号の規定に基づき内閣総理大臣が定めていた官署に在勤し、かつ、旧寒冷地又は同日において同号の規定に基づき内閣総理大臣が定めていた区域に居住する職員

二 新寒冷地等在勤等職員 寒冷地手当法第一条各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員(常時勤務に服する職員に限り、再任用職員を除く。)をいう。

三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

四 みなし寒冷地手当額 次項又は第三項に規定する者につき、寒冷地手当法別表に規定する四級地をその地域の区分(寒冷地手当法第二条第一項に規定する地域の区分をいう。)と、基準日(寒冷地手当法第一条に規定する基準日をいう。以下同じ。)におけるその基準世帯等区分(当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分(寒冷地手当法第二条第一項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。))のうち、寒冷地手当法第二条第一項の表四級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)

をその世帯等の区分とそれぞれみなして、寒冷地手当法第二条第一項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

2 基準日(その属する月が平成二十八年三月までのものに限り。において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者に対しては、寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

3 基準日(その属する月が平成二十八年十一月から平成三十年三月までのものに限り。において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

給与法第二十三條第二項と、同項第二号中「前二項」とあるのは「平成二十六年改正法附則第十六條第二項又は第三項」と、同條第四項中「前三項」とあるのは「平成二十六年改正法附則第十六條第二項又は第三項及び同條第四項において読み替へて準用する前項」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同條第二項又は第三項」と、同項第一号及び第二号中「前項各号」とあるのは「平成二十六年改正法附則第十六條第四項において読み替へて準用する前項各号」と読み替へるものとする。

5 前三項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であつた者であつて、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつたもの(前三項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。)に対しては、寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、前三項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

6 検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者が、一部施行日以降に引き続き給与法の俸給表の適用を受ける職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合(一部施行日の前日において独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律平成二十六年法律第六十七号)第三条の規定によ

る改正前の給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であつた者が、一部施行日に引き続き給与法の俸給表の適用を受ける職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合を含む。)において、任用の事情、一部施行日の前日から特定旧寒冷地等在勤等職員となつた日の前日までの間における勤務地等を考慮して第二項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、第二項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

7 第二項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における寒冷地手当法第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第十六條第二項から第六項まで」とする。

8 第五項及び第六項の規定に基づく内閣総理大臣の定めは、人事院の勧告に基づくものでなければならぬ。

(防衛省の職員への準用)

第十七條 前条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

平成二十八年十一月から平成二十九年三月まで
六千円
平成二十九年十一月から平成三十年三月まで
一万二千元

4 寒冷地手当法第二条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法

律(平成二十六年法律第 号。以下「平成二十六年改正法」という。)附則第十六條第二項又は第三項」と、同項第一号中「前二項」とあるのは「平成二十六年改正法附則第十六條第二項又は第三項」と、「同條第一項」とあるのは「一般職

第一項第一号	国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項	自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項
第一項第一号イ	在勤する職員	在勤する職員及び当該地域に防衛大臣の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
第一項第一号ロ	第一条第二号	第五条において準用する寒冷地手当法第一条第二号
第一項第一号ロ、第五項、第六項及び第八項	内閣総理大臣	防衛大臣
第一項第二号	第一条各号	第五条において準用する寒冷地手当法第一条各号
第一項第四号	第二条第一項の規定	第五条において準用する寒冷地手当法第一条第一項の規定
第二項、第三項、第五項及び第六項	第一条	第五条において準用する寒冷地手当法第一条
第四項	第二条第三項	第五条において準用する寒冷地手当法第二条第三項(第二号を除く。)
	という。附則第十六条第二項	という。附則第十七条において準用する平成二十六年改正法附則第十六条第二項、
	附則第十六条第二項又は第三項と、「同条第二項	附則第十七条において準用する平成二十六年改正法附則第十六条第二項又は第三項と、「同条第二項
	一般職給与法	防衛省の職員の給与等に関する法律
	同項第二号中「前二項」とあるのは「平成二十六年改正法附則第十六条第二項又は第三項」と、同条第四項	同条第四項
	附則第十六条第二項又は第三項及び	附則第十七条において準用する平成二十六年改正法附則第十六条第二項又は第三項及び

第六項	附則第十六条第四項 準用する前項各号	附則第十七条において準用する平成二十六年改正法附則第十六条第四項 準用する前項第一号及び第三号と、「同項各号」とあるのは「同項第一号及び第三号」と
	又は給与法	又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十四条第二項において準用する給与法
	給与法の 前日において	防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項及び第四項に規定する 前日において同法第十四条第二項において準用する
第七項	第三条第一項 附則第十六条第二項	第五条において準用する寒冷地手当法第三条第一項 附則第十七条において準用する同法附則第十六条第二項
第八項	人事院の勧告に基づく	一般職の国家公務員との均衡を考慮した

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十八条 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条の表第十九条の八第三項の項中「第十二条の二」を削る。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十一日

内閣委員長 大島九州男
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う平成二十六年年度の給与改定に要する経費は、約一億円である。

附帯決議

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 女性の社会進出と活躍を促進するとともに、少子化対策を推進するため、育児に責任を有す

平成二十六年十一月十二日 参議院会議録第七号

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一〇六

る国家公務員の処遇の改善について検討すること。

二 今回の改正に当たり、常勤職員との給与格差の拡大を抑制するため、非常勤職員の処遇の改善に努めること。

三 東日本大震災からの復興・再生等の促進と、その業務に従事している公務員の士気の確保を図るため、必要な体制の整備や健康対策等の措置を講ずること。

四 自主性及び自律性の発揮という独立行政法人通則法の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度にのっとり、職員の給与改定及び給与制度の見直しに関しては、独立行政法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

五 地方公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しに関しては、地方公務員法に基づき地方公共団体における自主的・主体的決定が適正になされることを旨とすること。

六 国の財政事情が厳しい折、今回の改正により特別職の期末手当が引き上げられるが、国務大臣、副大臣及び大臣政務官等の特別職の職員並びに事務次官等の高位の政府職員の給与については、民間企業の給与体系も参考にしつつ、中長期的に検討すること。

七 ICT(情報通信技術)の活用などの業務改革を推進し、定員の合理化に強力に取り組むつつ、人的資源の効果的な配分を行うことにより、国家公務員の総人件費の厳格な抑制に努めること。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月四日

参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 伊吹 文明

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七條の二ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

別表第三俸給月額欄中「五九五、二〇〇〇」を「五九五、七〇〇〇」に、「五六三、六〇〇〇」を「五六四、四〇〇〇」に、「五三三、九〇〇〇」を「五三四、〇〇〇〇」に、「五〇〇、五〇〇〇」を「五〇一、七〇〇〇」に、「四六九、五〇〇〇」を「四七〇、六〇〇〇」に、「四四一、四〇〇〇」を「四四二、六〇〇〇」に、「四〇五、二〇〇〇」を「四〇六、五〇〇〇」に、「三六五、九〇〇〇」を「三六七、二〇〇〇」に、「三三九、二〇〇〇」を「三四〇、五〇〇〇」に、「二九七、三〇〇〇」を「二九八、七〇〇〇」に、「二七四、二〇〇〇」を「二七五、九〇〇〇」に、「二五九、一〇〇〇」を「二六一、一〇〇〇」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「百二十二万二千円」を「百十九万八千円」に改め、同項第二号中「百十九万八千円」を「百十七万四千円」に改め、同項第三号中「百十九万八千円」を「百十七万四千円」に、「百五万五千円」を「百三万四千円」に改め、同条第三項中「百四十九万五千円」を「百四十六万五千円」に、「百四十三万四千円」を「百四十万

五千円」に、「七十七万六千円」を「七十六万円」に改める。

第四条第二項中「三万四千九百円」を「三万四千二百円」に、「六万七千三百円」を「六万七千七百円」に改める。

第七條の二ただし書中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則第三項中「九十一万三千円」を「八十九万五千円」に改める。

別表第一俸給月額欄中「二、〇五〇、〇〇〇」を「二、〇〇九、〇〇〇〇」に、「二、四九五、〇〇〇〇」を「二、四四四、〇〇〇〇」に、「四〇五、〇〇〇」に、「二、二二二、〇〇〇〇」を「二、一九八、〇〇〇〇」に、「二、一九八、〇〇〇〇」を「二、一七四、〇〇〇〇」に、「二、〇五五、〇〇〇」を「二、〇三四、〇〇〇〇」に、「九三二、〇〇〇〇」を「九二二、〇〇〇〇」に改める。

別表第二俸給月額欄中「二、一九八、〇〇〇」を「二、一七四、〇〇〇〇」に、「二、〇五五、〇〇〇〇」を「二、〇三四、〇〇〇〇」に、「九三二、〇〇〇〇」を「九二二、〇〇〇〇」に改める。

別表第三俸給月額欄中「五九五、七〇〇〇」を「五八三、九〇〇〇」に、「五六四、四〇〇〇」を「五五三、二〇〇〇」に、「五三四、〇〇〇〇」を「五二三、二〇〇〇」に、「五〇一、七〇〇〇」を「四九一、六〇〇〇」に、「四七〇、六〇〇〇」を「四六一、一〇〇〇」に、「四四二、六〇〇〇」を「四三三、七〇〇〇」に、「四〇六、五〇〇〇」を「三九八、三〇〇〇」に、「三六七、二〇〇〇」を「三五九、八〇〇〇」に、「三三〇、五〇〇〇」を「三二四、〇〇〇〇」に、「二九八、七〇〇〇」

を「二九二、八〇〇〇」に、「二七五、九〇〇〇」を「二七〇、五〇〇〇」に、「二六一、一〇〇〇」を「二六〇、三〇〇〇」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条から第六条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(特別職の職員の給与に関する法律第七條の二ただし書の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の同法(次条において「平成二十六年新法」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 平成二十六年新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、平成二十六年新法の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

第三条 附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律(以下「平成二十七年旧法」という。)附則第三項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の一部施行日における俸給月額は、同条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「平成二十七年新法」という。)第三条第一項及び附則第三項の規定にかかわらず、平成二十七年新法別表第三に掲げる十二号俸の俸給月額を超え八十九万五千円を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「特別職の職

員の給与に関する法律の一部を改正する法律
(平成二十六年法律第 号)附則第三条の規定とする。

第四条 一部施行日の前日から引き続き内閣総理大臣等である者で、当該特別職の職員として受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる特別職の職員には、平成三十年三月三十一日(任期の定めのある特別職の職員にあつては、同日又は一部施行日を含む任期に係る期間の末日のいずれか早い日)までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 一部施行日以降に新たに大使又は公使となつた者のうち、一部施行日の前日から大使又は公使となつた日の前日までの間引き続き一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の同一の俸給表の適用を受けていたもので、当該大使又は公使として受ける俸給月額が一部施行日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなる特別職の職員には、平成三十年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(その額が、当該大使又は公使として受ける俸給月額と平成二十七年旧法第三条の規定を適用したとしたならば当該大使又は公使として受けることとなる俸給月額(以下この項において「基準額」という。)との差額に相当する額を超えるときは、当該大使又は公使として受ける俸給月額と基準額との差額に相当する額)を俸給として支給する。

3 一部施行日以降に新たに内閣総理大臣等となつた者(前項に規定する者を除く。)について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される特別職の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該特別職の職員

員には、内閣総理大臣の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

第五条 前条の規定による俸給を支給される特別職の職員(秘書官を除く。)に関する平成二十七年新法第七条の二の規定の適用については、同条ただし書中「一般職給与法」とあるのは、「一般職給与法第十一条の三第二項中「次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に應じて、当該各号に定める割合」とあるのは「百分の十八」と、一般職給与法とする。

第六条 平成二十七年旧法第四条第二項前段の規定の適用を受ける特別職の職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき六万七千円を超え六万七千三百円以下であるものに對する平成二十七年新法第四条第二項後段の規定の適用については、当該特別職の職員が一部施行日から引き続き同項前段の規定の適用を受ける間(平成三十年三月三十一日までの間に限る。)は、同項後段中「六万七千円」とあるのは、「六万七千三百円」とする。

(政令への委任)
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

審査報告書

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十一日
内閣委員長 大島九州男
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をより的確に反映させるため、退職手当の調整額を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 女性の社会進出と活躍を促進するとともに、少子化対策を推進するため、育児に責任を有する国家公務員の処遇の改善について検討すること。

二 今回の改正に当たり、常勤職員との給与格差の拡大を抑制するため、非常勤職員の処遇の改善に努めること。

三 東日本大震災からの復興・再生等の促進と、その業務に従事している公務員の士気の確保を図るため、必要な体制の整備や健康対策等の措置を講ずること。

四 自主性及び自律性の発揮という独立行政法人通則法の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度にのっとり、職員の給与改定及び給与制度の見直しに関しては、独立行政法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

五 地方公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しに関しては、地方公務員法に基づき地方

公共団体における自主的・主体的決定が適正になされることを旨とすること。

六 国の財政事情が厳しい折、今回の改正により特別職の期末手当が引き上げられるが、国務大臣、副大臣及び大臣政務官等の特別職の職員並びに事務次官等の高位の政府職員の給与については、民間企業の給与体系も参考にしつつ、中長期的に検討すること。

七 ICT(情報通信技術)の活用などの業務改革を推進し、定員の合理化に強力に取り組むこと、人的資源の効果的な配分を行うことにより、国家公務員の総人件費の厳格な抑制に努めること。

右決議する。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十六年十一月四日
衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律

案
国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第一号中「七万九千二百円」を「九万五千四百円」に改め、同項第二号中「六万二千五百円」を「七万八千七百五十円」に改め、同項第三号中「五万四千五百円」を「七万四千円」に改

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

め、同項第四号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第五号中「四万五千五百円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第六号中「四万七千五百円」を「五万四千五百五十円」に改め、同項第七号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第八号中「二万五千円」を「三万二千五百円」に改め、同項第九号中「二万八百五十円」を「二万七千七百円」に改め、同項第十号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「退職した者の下に」「第五号に掲げる者を除く。次号において同じ。」「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「百分の六」を「百分の八」に改め、同号口中「すべて」を「全」に改め、同号を同項第五号とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この条において同じ。)の職員の退職による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法の規定は、行政執行法人ごとに、この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から適用し、同日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要の経過措置は、政令で定める。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第六条の四第四項第六号」を「第六条の四第四項第五号」に改める。

審査報告書

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十一日

国土交通委員長 広田 一

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表を義務付けるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

なお、別紙の附帯決議を行った。
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 基礎調査の実施については、都道府県における取組に差が大きい現状を踏まえ、都道府県における基礎調査の実施目標や進捗状況を定期的に把握し公表するとともに、おおむね五年をめぐりに基礎調査が完了するよう努めること。

二 基礎調査の結果の公表については、地域の住民が、自ら居住する地域の現状について容易に理解できる内容を、ホームページ、掲示板、回覧板、地方公共団体の広報等伝わりやすい形で行うとともに、調査対象区域内の土地、家屋の購入予定者及び賃貸を希望する者に対し、公表された基礎調査の結果についての適確な説明がなされるよう必要な対応を行うこと。また、地域住民が相談し、助言を受けることができる体制の充実に向け必要な支援を行うこと。

三 都道府県において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が確実に行われるよう、必要な措置を講じること。

四 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定が進まない原因に人員と財源の不足が指摘されている現状を踏まえ、都道府県のこれらの負担軽減のための支援措置を含め必要な方策を検討すること。

五 移転勧告制度が適切に運用されるよう、移転勧告の基本的な考え方を示したガイドラインをできるだけ早期に示すよう努めること。

六 土砂災害警戒情報の関係市町村長への通知及び一般への周知については、都道府県が気象庁及び市町村と連携して土砂災害の危険性に関する情報が住民等に確実に届くように行うとともに、雨量等きめ細かな情報の提供も行われるよう、十分配慮すること。

七 市町村において土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制が構築されるための必要な措置を講じること。また、防災上の配慮を要する者が利用する施設や指定避難所等について、土砂災害の危険性の把握に努め、地方公共団体において土砂災害防止施設の設置など安全対策が重点的に実施されるよう支援すること。

八 この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うために必要な情報の収集や土砂災害に関する人材の育成、能力向上に努めること。

右決議する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月四日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第六条」に、「第六条・第七条」を「第七条・第八条」に、「第八条・第二十五条」を「第九条・第二十六条」に、「緊急調査及び土砂災害緊急情報(第二十六条・第二十九条)」を「避難に資する情報の提供等(第二十七条・第三十二条)」に、「第三十条・第三十二条」を「第三十三条・第三十七条」に、「第三十三条・第三十七条」を「第三十八条・第四十二条」に改める。 第一条中「重大な」を削る。 第二条中「において」を「において」に、「いう。第二十六條第一項をいう。第二十七條第二項及び第二十八條第一項に、「河道閉塞」を「河道閉塞」に、「第六條第一項及び第二十六條第一項」を「第七條第一項及び第二十八條第一項」に改める。 第三條第二項第三号中「第六條第一項の土砂災害警戒区域及び第八條第一項の」を「第七條第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九條第一項の規定による」に改め、同項第四号中「第八條第一項」を「第九條第一項」に改め、同項第五号中「第二十六條第一項及び第二十七條第一項」を「第二十八條第一項及び第二十九條第一項」に、「第二十九條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。 五 第二十七條第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項 第四條第一項中「第六條第一項の土砂災害警戒区域及び第八條第一項の」を「第七條第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九條第一項の規定による」に改め、同條第二項中「通知しなれば」を「通知するとともに、公表しなれば」に改める。	第五條第三項中「さく」を「柵」に改め、同條第七項から第十項までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。 第三十七條中「第十三條第一項、第十六條第三項又は第十九條を「第十四條第一項、第十七條第三項又は第二十條」に改め、同條を第四十二條とし、第三十六條を第四十一條とする。 第三十五條中「第二十二條」を「第二十三條」に改め、同條を第四十條とする。 第三十四條第一号中「第二十八條第二項を「第三十條第二項」に改め、同條第二号中「第二十一條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同條を第三十九條とする。 第三十三條第一号中「第九條第一項又は第十六條第一項」を「第十條第一項又は第十七條第一項」に改め、同條第二号中「第十八條を「第十九條」に、「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、同條第三号中「第二十條第一項」を「第二十一條第一項」に改め、同條を第三十八條とする。 第六章中第三十二條を第三十五條とし、同條の次に次の二條を加える。 (地方公共団体への援助) 第三十六條 国土交通大臣は、第三十一條第二項に規定するもののほか、第七條第一項の規定による警戒区域の指定及び第九條第一項の規定による特別警戒区域の指定その他この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。 (権限の委任) 第三十七條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に	委任することができる。 第三十一條中「第二十五條第一項に規定する」を「第二十六條第一項の規定による」に改め、同條を「第三十四條とし、第三十條を第三十三條とする。 第二十九條第一項中「第二十六條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、第五章中同條を第三十一條とし、同條の次に次の一條を加える。 (避難のための立退きの指示等の解除に関する助言) 第三十二條 市町村長は、災害対策基本法第六十條第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示(土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。)を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。 第二十八條を第三十條とし、第二十七條を第二十九條とし、第二十六條を第二十八條とし、第五章中同條の前に次の一條を加える。 (土砂災害警戒情報の提供) 第二十七條 都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量(以下この条において「危険降雨量」という。)を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十條第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報(次項において「土砂災害警戒情報」という。)を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要	な措置を講じなければならない。 2 前項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域(以下この項において「危険降雨量区域」という。)のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるもの(危険降雨量区域において土石流が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。)を明らかにしてするものとする。 第五章 避難に資する情報の提供等 第二十五條第二項中「に規定する」を「の規定による」に改め、第四章中同條を第二十六條とし、第二十四條中「の区域」を「に規定する区域」に改め、同條を第二十五條とし、第二十三條を第二十四條とする。 第二十二條中「第九條第一項又は第十六條第一項」を「第十條第一項又は第十七條第一項」に、「土地又はは」を「土地若しくは」に改め、同條を第二十三條とする。 第二十一條第一項中「第九條第一項、第十六條第一項、第十七條第二項、第十八條を「第十九條」に改め、同條を第二十二條とする。 第二十條第一項中「第九條第一項若しくは第十六條第一項」を「第十條第一項若しくは第十七條第一項」に改め、同項第一号及び第二号中「第九條第一項又は第十六條第一項」を「第十條第一項又は第十七條第一項」に改め、同項第三号中「第十一條に規定する」を「第十二條の」に改め、同項第四号中「第九條第一項又は第十六條第一項」を「第十條第一項
--	---	--	--

一項又は第十七条第一項に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に、「第十一条に規定する」を「第十二条の」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第一項中「第九条第一項の許可」を「第十条第一項の許可」に、「第十条第一項第二号」を「第十一条第一項第二号」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第四項中「第十一条、第十二条」を「第十二条、第十三条」に改め、同条第五項中「に規定する」を「の規定による」に、「第十九条」を「第二十條」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項第一号中「以下」を「第十四条第二項及び第十九条において」に改め、同項第三号中「以下」を「次号において」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「の開発行為」を「に規定する開発行為」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に改め、同条第四項中「第二項に規定する」を「第二項の」に改め、同条第五項、第六項及び第九項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項及び第二項を次のように改める。

市町村防災会議（災害対策基本法昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊

等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警戒の伝達に関する事項を定めるものとする。

第七条第三項中「第一項に規定する」を削り、「急傾斜地の崩壊等」を「急傾斜地の崩壊等が発生する」に、「避難地」を「における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路」に、「住民」を「住民等」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「及び次章」を「次章及び第二十七條」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に改め、同条第五項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第七条とする。

第二章第五条の次に次の一条を加える。

（基礎調査に関する是正の要求の方式）

第六条 国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われている

場合において、当該基礎調査の結果によつたのでは次条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定又は第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第四条第二項の規定は、この法律の施行前に行われた基礎調査の結果についても、適用する。

2 新法第八条の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第六條第一項の規定により指定されている警戒区域についても、適用する。この場合において、新法第八条第一項中「前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、

第十五条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「特別警戒区域の」を「第九条第一項の規定による特別警戒区域の」に、「第九条第一項ただし書に規定する」を「第十条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警戒の伝達に関する事項を定めるものとする。

第七条第三項中「第一項に規定する」を削り、「急傾斜地の崩壊等」を「急傾斜地の崩壊等が発生する」に、「避難地」を「における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路」に、「住民」を「住民等」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「及び次章」を「次章及び第二十七條」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に改め、同条第五項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第七条とする。

第二章第五条の次に次の一条を加える。

（基礎調査に関する是正の要求の方式）

第六条 国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われている

場合において、当該基礎調査の結果によつたのでは次条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定又は第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第四条第二項の規定は、この法律の施行前に行われた基礎調査の結果についても、適用する。

2 新法第八条の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第六條第一項の規定により指定されている警戒区域についても、適用する。この場合において、新法第八条第一項中「前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、

場合において、当該基礎調査の結果によつたのでは次条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定又は第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第四条第二項の規定は、この法律の施行前に行われた基礎調査の結果についても、適用する。

2 新法第八条の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第六條第一項の規定により指定されている警戒区域についても、適用する。この場合において、新法第八条第一項中「前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、

「当該警戒区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の規定により指定されている警戒区域(以下この条において単に「警戒区域」という。)」とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(水防法の一部改正)

第四条 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第一号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第三項」を「第八条第三項」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第五条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第八号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

(建築基準法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 建築基準法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条のうち土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第二十三条の改正規定中「第二十三条」を「第二十四条」に改める。

審査報告書

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十二日

議院運営委員長 中川 雅治

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府職員の給与改定に準じて、国会議員の秘書の給料月額額の改定等を行うとともに、勤勉手当の支給割合を改定しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年十一月四日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の六十七・五」を「百分の八十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十四」を「百分の六十六」に改め、同項第三号中「百分の四十・五」を「百分の四十九・五」に改め、同項第四号中「百分の二十・二五」を「百分の二十四・七五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二一	三四八、九〇〇円 三六七、二〇〇円
二	九八七六五四三二一	四二三、七〇〇円 四三四、一〇〇円 四四四、四〇〇円 四五四、七〇〇円 四六五、一〇〇円 四七五、四〇〇円 四八五、七〇〇円 四九二、六〇〇円 四九九、五〇〇円
三	四三二一	五一七、六〇〇円 五二八、九〇〇円 五三六、四〇〇円 五四三、九〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二一	二六八、五〇〇円 二七五、九〇〇円
二	五四三二一	三一一、四〇〇円 三一九、〇〇〇円 三二六、五〇〇円 三三四、一〇〇円 三四一、七〇〇円
三	五四三二一	三六九、七〇〇円 三七八、一〇〇円 三八六、五〇〇円 三九四、九〇〇円 四〇〇、五〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の八十二・五」を「百分の七十五」に改め、同項第二号中「百分の六十六」を「百分の六十」に改め、同項第三号中「百分の四十九・五」を「百分の四十五」に改め、同項第

平成二十六年十一月十二日 参議院会議録第七号 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

四号中「百分の二十四・七五」を「百分の二十二・五」に改める。

附則第十三項中「百分の十八」を「百分の二十」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	三四一、九〇〇円 三五九、八〇〇円
二	一 二 三 四 五 六 七 八 九	四一五、二〇〇円 四二五、三〇〇円 四三五、四〇〇円 四四五、六〇〇円 四五五、七〇〇円 四六五、八〇〇円 四七五、九〇〇円 四八二、七〇〇円 四八九、五〇〇円
三	一 二 三 四	五〇七、二〇〇円 五一八、二〇〇円 五二五、六〇〇円 五三三、〇〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一 二	二六五、四〇〇円 二七〇、五〇〇円
二	一 二 三 四 五	三〇五、二〇〇円 三一二、七〇〇円 三二〇、一〇〇円 三二七、五〇〇円 三三五、〇〇〇円
三	一 二 三 四 五	三六二、四〇〇円 三七〇、七〇〇円 三七八、九〇〇円 三八七、二〇〇円 三九二、六〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四項から第九項までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「秘書給与法」という。))第十五条第二項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の秘書給与法(同項において「改正後の秘書給与法」という。))の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の秘書給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

4 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。))の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける議員秘書(切替日以後秘書給与法第三条第二項の議員秘書(以下「政策秘書」という。))から同条第一項の議員秘書のうち別表第一による額を受ける者(以下「第一秘書」という。))に異動し、又は第一秘書から政策秘書に異動した者を除く。で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者で、切替日以後給料表の適用に異動があったもの(政策秘書から第一秘書に異動し、又は第一秘書から政策秘書に異動した者を含む。))について準用する。この場合において、

同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「異動後に適用を受ける給料表の適用を同日において受けていたこととした場合の給料月額」と読み替えるものとする。

6 前二項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者であつて切替日以後引き続き他の国会議員の秘書となつたものについても適用する。

7 前三項の規定は、切替日前から引き続き議員秘書である者であつて次の各号のいずれかに該当するもの又は切替日前に議員秘書を退職し、切替日以後に再び議員秘書となつた者であつて次の各号のいずれかに該当するものが再び議員秘書として受ける給料月額について準用する。

一 国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し、当該任期が満限に達した日又は解散の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

二 当該議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等(各議院事務局の議長若しくは副議長の秘書事務をつかさどる参事又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の秘書官(内閣総理大臣又は国務大臣の秘書事務をつかさどる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員を含む。))をいう。以下同じ。))となり、当該秘書参事等を退職し、引き続き再び議員秘書となつた者

三 当該議員秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、その在職中に国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議長又は副議長である国会議員の退職があった場合において秘書参事(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事をいう。))を退職し、当該任期が満限に達し

た日又は解散の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつた者

8 第四項から前項までの規定による給料を支給される議員秘書に関する秘書給与法第十四条第三項(秘書給与法第十五条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、秘書給与法第十四条第三項中「給料月額及びその給料月額」とあるのは、「給料月額と国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第四項から第七項までの規定による給料の額との合計額及びその合計額」とする。

(平成三十年三月三十一日までの間における給料月額の特例)

9 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の秘書給与法附則第十三項の規定の適用については、同項中「その額に百分の二十を乗じて得た額」とあるのは、「一般職給与法第十一条の三第二項第一号の一級地に在勤する一般職公務員の例により計算した地域手当の額に相当する額」とする。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「原子力委員会委員長(岡芳明君)」

賛成者氏名

二〇〇名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 赤石 清美君
有村 治子君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井 みどり君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君

岩城 光英君	宇都 隆史君	丸山 和也君	三木 亨君	前田 武志君	牧山ひろえ君
上野 通子君	江島 潔君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君	増子 輝彦君	水岡 俊一君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	森本 真治君	安井美沙子君
大家 敏志君	大沼みずほ君	宮本 周司君	森 まさこ君	柳澤 光美君	柳田 稔君
大野 泰正君	太田 房江君	森屋 宏君	山下 卓治君	吉川 沙織君	蓮 舫君
岡田 直樹君	岡田 広君	山崎 力君	山下 雄平君	秋野 公造君	荒木 清寛君
片山さつき君	木村 義雄君	山田 修路君	山田 俊男君	石川 博崇君	魚住裕一郎君
岸 宏一君	北川イツセイ君	山谷えり子君	山本 一太君	河野 義博君	佐々木さやか君
北村 経夫君	熊谷 大君	山本 順三君	吉田 博美君	杉 久武君	竹谷とし子君
古賀友一郎君	上月 良祐君	若林 健太君	脇 雅史君	谷合 正明君	長沢 広明君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	新妻 秀規君	西田 実仁君
佐藤 正久君	佐藤 ゆかり君	足立 信也君	相原久美子君	浜田 昌良君	平木 大作君
酒井 庸行君	島田 三郎君	有田 芳生君	石上 俊雄君	矢倉 克夫君	山口那津男君
島村 大君	末松 信介君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	山本 香苗君	山本 博司君
世耕 弘成君	関口 昌一君	江崎 孝君	江田 五月君	横山 信一君	若松 謙維君
伊達 忠一君	高階恵美子君	小川 勝也君	小川 敏夫君	東 徹君	小野 次郎君
高野光二郎君	高橋 克法君	尾立 源幸君	大久保 勉君	片山虎之助君	川田 龍平君
滝沢 求君	滝波 宏文君	大島九州男君	大塚 耕平君	儀間 光男君	清水 貴之君
武見 敬三君	柘植 芳文君	大野 元裕君	加藤 敏幸君	柴田 巧君	寺田 典城君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君	風間 直樹君	金子 洋一君	藤巻 健史君	室井 邦彦君
堂故 茂君	豊田 俊郎君	神本美恵子君	北澤 俊美君	アントニオ猪木君	江口 克彦君
中泉 松司君	中川 雅治君	郡司 彰君	小西 洋之君	中野 正志君	中山 恭子君
中曾根弘文君	中西 祐介君	斎藤 嘉隆君	小見山幸治君	浜田 和幸君	興石 東君
中原 八一君	長峯 誠君	芝 博一君	櫻井 充君		
二之湯 智君	二之湯武史君	田城 郁君	榎葉賀津也君		
西田 昌司君	野上浩太郎君	津田弥太郎君	田中 直紀君		
野村 哲郎君	羽生田 俊君	那谷屋正義君	徳永 エリ君		
長谷川 岳君	馬場 成志君	長浜 博行君	直嶋 正行君		
橋本 聖子君	林 芳正君	西村まさみ君	難波 奨二君		
福岡 資麿君	藤井 基之君	羽田雄一郎君	野田 国義君		
藤川 政人君	古川 俊治君	堀内 恒夫君	白 眞敷君		
堀井 巖君	堀内 恒夫君	廣野 喜史君	林 久美子君		
舞立 昇治君	松村 祥史君	藤末 健三君	福山 哲郎君		
松下 新平君	丸川 珠代君	藤本 祐司君	藤田 幸久君		
松山 政司君			前川 清成君		

反対者氏名

三二名

井上 義行君 行田 邦子君
田中 茂君 中西 健治君
松沢 成文君 松田 公太君
水野 賢一君 薬師寺ちよ君
山口 和之君 山田 太郎君
和田 政宗君 渡辺美知太郎君
井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君

国家公務員等の任命に関する件「原子力委員会委員(阿部信泰君及び中西友子君)及び公安審査委員会委員(川野辺充子君)」

賛成者氏名

二一五名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 赤石 清美君
有村 治子君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井 みどり君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君
岩城 光英君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼 みづほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 広君 片山 さつき君
木村 義雄君 岸 宏一君
北川 イッセイ君 北村 経夫君
熊谷 大君 古賀 友一郎君
上月 良祐君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
佐藤 ゆかり君 酒井 庸行君
山東 昭子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階 恵美子君
高野 光二郎君 高橋 克法君

滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根 弘文君 中西 祐介君
中原 八一君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯 武史君
西田 昌司君 野上 浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 馬場 成志君
橋本 聖子君 林 芳正君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 古川 俊治君
堀井 廉君 堀内 恒夫君
舞立 昇治君 牧野 たかお君
松下 新平君 松村 祥史君
松山 政司君 丸川 珠代君
丸山 和也君 三木 亨君
三原 じゅん子君 三宅 伸吾君
水落 敏栄君 溝手 顕正君
宮本 周司君 森屋 宏君
柳本 卓治君 山崎 力君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山本 順三君
山本 一太君 山本 健太君
吉田 博美君 若林 健之君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原 久美子君 有田 芳生君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島 九州男君

大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本 美恵子君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山 幸治君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榎葉 賀津也君 田城 郁君
田中 直紀君 津田 弥太郎君
徳永 エリ君 那谷 屋正義君
直嶋 正行君 長浜 博行君
難波 奨二君 西村 まさみ君
野田 国義君 羽田 雄一郎君
白 眞敷君 浜野 喜史君
林 久美子君 広田 一君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤本 祐司君
前川 清成君 前田 武志君
牧山 ひろえ君 増子 輝彦君
水岡 俊一君 森本 真治君
安井 美沙子君 柳澤 光美君
柳田 稔君 吉川 沙織君
蓮 舩君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住 裕一郎君 河野 義博君
佐々木 さやか君 杉 久武君
竹谷 とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 矢倉 克夫君
山口 那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 井上 義行君
行田 邦子君 田中 茂君
中西 健治君 松沢 成文君

松田 公太君 水野 賢一君
薬師 等みちよ君 山口 和之君
山田 太郎君 和田 政宗君
渡辺 美知太郎君 東 徹君
小野 次郎君 片山 虎之助君
川田 龍平君 儀間 光男君
清水 貴之君 柴田 巧君
寺田 典城君 藤巻 健史君
室井 邦彦君 アントニオ 猪木君
江口 克彦君 中野 正志君
中山 恭子君 荒井 広幸君
浜田 和幸君 平野 達男君
主濱 了君 谷 亮子君
奥石 東君

反対者氏名

一六名

井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良 よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門 実紀史君
辰巳 孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 福島 みづほ君
又市 征治君 吉田 忠智君
糸数 慶子君 山本 太郎君

国家公務員等の任命に関する件「国家公安委員会委員(川本裕子君)」

賛成者氏名

二二三名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 赤石 清美君
有村 治子君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井 みどり君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君

一一五

滝波 宏文君	武見 敬三君	大野 元裕君	加藤 敏幸君	水野 賢一君	上野 通子君	江島 潔君
柘植 芳文君	塚田 一郎君	風間 直樹君	金子 洋一君	山口 和之君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	神本美恵子君	北澤 俊美君	和田 政宗君	大家 敏志君	大沼みづほ君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	郡司 彰君	小西 洋之君	東 徹君	大野 泰正君	太田 房江君
中川 雅治君	中曾根弘文君	小林 正夫君	小見山幸治君	片山虎之助君	岡田 直樹君	岡田 広君
中西 祐介君	中原 八一君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	儀間 光男君	川田 龍平君	木村 義雄君
長峯 誠君	二之湯 智君	芝 博一君	榛葉賀津也君	柴田 巧君	清水 貴之君	岸 宏一君
二之湯武史君	西田 昌司君	田城 郁君	田中 直紀君	藤巻 健史君	寺田 典城君	北村 経夫君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	津田弥太郎君	徳永 エリ君	井上 哲士君	室井 邦彦君	古賀友一郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	紙 智子君	市田 忠義君	鴻池 祥肇君
馬場 成志君	橋本 聖子君	長浜 博行君	難波 奨二君	倉林 明子君	吉良よし子君	佐藤 正久君
林 芳正君	福岡 資麿君	西村まさみ君	野田 国義君	田村 智子君	小池 晃君	酒井 庸行君
藤井 基之君	藤川 政人君	羽田雄一郎君	白 眞敷君	辰巳孝太郎君	大門実紀史君	島田 三郎君
古川 俊治君	堀井 巖君	浜野 喜史君	林 久美子君	山下 芳生君	仁比 聡平君	末松 信介君
堀内 恒夫君	舞立 昇治君	広田 一君	福山 哲郎君	中野 正志君	江口 克彦君	関口 昌一君
牧野たかお君	松下 新平君	藤末 健三君	藤田 幸久君	荒井 広幸君	中山 恭子君	高階恵美子君
松村 祥史君	丸山 政司君	藤本 祐司君	前川 清成君	平野 達男君	荒井 幸君	高橋 克法君
丸川 珠代君	丸山 和也君	前田 武志君	牧山ひろえ君	谷 亮子君	主濱 了君	滝波 宏文君
三木 亨君	三原じゅん子君	増子 輝彦君	水岡 俊一君		奥石 東君	柘植 芳文君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君	森本 真治君	安井美沙子君			鶴保 庸介君
溝手 顕正君	宮本 周司君	柳澤 光美君	柳田 稔君			豊田 俊郎君
森 まさこ君	森屋 宏君	吉川 沙織君	蓮 舫君			中川 雅治君
柳本 卓治君	山崎 力君	秋野 公造君	荒木 清寛君			中西 祐介君
山下 雄平君	山田 修路君	石川 博崇君	魚住裕一郎君			長峯 誠君
山田 俊男君	山谷えり子君	河野 義博君	佐々木さやか君			二之湯武史君
山本 一太君	山本 順三君	杉 久武君	竹谷とし子君			野上浩太郎君
若林 健太君	脇 雅史君	谷合 正明君	長沢 広明君			羽生田 俊君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君	新妻 秀規君	西田 実仁君			馬場 成志君
足立 信也君	相原久美子君	浜田 昌良君	平木 大作君			林 芳正君
有田 芳生君	石上 俊雄君	矢倉 克夫君	山口那津男君			藤井 基之君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君	山本 香苗君	山本 博司君			古川 俊治君
江崎 孝君	江田 五月君	横山 信一君	若松 謙維君			堀内 恒夫君
小川 勝也君	小川 敏夫君	井上 義行君	行田 邦子君			牧野たかお君
尾立 源幸君	大久保 勉君	田中 茂君	中西 健治君			松村 祥史君
大島九州男君	大塚 耕平君	松沢 成文君	松田 公太君			丸川 珠代君

賛成者氏名

愛知 治郎君 青木 一彦君 赤池 誠章君 赤石 清美君 有村 治子君 井原 巧君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 みどり君 磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君 猪口 邦子君 岩井 茂樹君 岩城 光英君 宇都 隆史君

反対者氏名

福島みずほ君 又市 征治君 糸数 慶子君 吉田 忠智君 山本 太郎君

国家公務員等の任命に関する件「公安審査委員会委員(板澤幸雄君)」

賛成者氏名 二二二名

愛知 治郎君 青木 一彦君 赤池 誠章君 赤石 清美君 有村 治子君 井原 巧君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 みどり君 磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君 猪口 邦子君 岩井 茂樹君 岩城 光英君 宇都 隆史君

平成二十六年十一月十二日 参議院会議録第七号 投票者氏名

三木 亨君	三宅 仲吾君	溝手 顕正君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山本 一太君	吉田 博美君	脇 雅史君	渡邊 美樹君	相原久美子君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君	江田 五月君	小川 敏夫君	大久保 勉君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	金子 洋一君	北澤 俊美君	小西 洋之君	小見山幸治君	櫻井 充君	榎葉賀津也君	田中 直紀君	徳永 エリ君	直嶋 正行君	難波 奨二君	野田 国義君	白 眞敷君	林 久美子君	福山 哲郎君	藤田 幸久君
三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮本 周司君	森屋 宏君	山崎 力君	山田 修路君	山谷えり子君	山本 順三君	若林 健太君	渡辺 猛之君	足立 信也君	有田 芳生君	石橋 通宏君	江崎 孝君	小川 勝也君	尾立 源幸君	大島九州男君	大野 元裕君	風間 直樹君	神本美恵子君	郡司 彰君	小林 正夫君	斎藤 嘉隆君	芝 博一君	田城 郁君	津田弥太郎君	那谷屋正義君	長浜 博行君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	浜野 喜史君	広田 一君	藤末 健三君	藤本 祐司君

前川 清成君	牧山ひろえ君	水岡 俊一君	安井美沙子君	柳田 稔君	蓮 舫君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	佐々木さやか君	竹谷とし子君	長沢 広明君	西田 実仁君	平木 大作君	山口那津男君	山本 博司君	若松 謙維君	行田 邦子君	中西 健治君	松田 公太君	薬師寺みちよ君	山田 太郎君	渡辺美知太郎君	小野 次郎君	川田 龍平君	清水 貴之君	寺田 典城君	室井 邦彦君	江口 克彦君	中山 恭子君	又市 征治君	荒井 広幸君	平野 達男君	谷 亮子君	輿石 東君
前田 武志君	増子 輝彦君	森本 真治君	柳澤 光美君	吉川 沙織君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	杉 久武君	谷合 正明君	新妻 秀規君	浜田 昌良君	矢倉 克夫君	山本 香苗君	横山 信一君	井上 義行君	田中 茂君	松沢 成文君	水野 賢一君	山口 和之君	和田 政宗君	東 徹君	片山虎之助君	儀間 光男君	柴田 巧君	藤巻 健史君	アントニオ猪木君	中野 正志君	福島みずほ君	吉田 忠智君	浜田 和幸君	主演 了君	糸数 慶子君	山本 太郎君

反対者氏名	賛成者氏名
井上 哲士君	愛知 治郎君
紙 智子君	赤池 誠章君
倉林 明子君	有村 治子君
田村 智子君	石井 準一君
辰巳孝太郎君	石井 正弘君
山下 芳生君	磯崎 仁彦君
	猪口 邦子君
	岩城 光英君
	上野 通子君
	衛藤 晟一君
	大家 敏志君
	大野 泰正君
	岡田 直樹君
	片山さつき君
	岸 宏一君
	北村 経夫君
	古賀友一郎君
	鴻池 祥肇君
	佐藤 正久君
	酒井 庸行君
	島田 三郎君
	末松 信介君
	関口 昌一君
	高階恵美子君
	青木 一彦君
	赤石 清美君
	井原 巧君
	石井 浩郎君
	石井みどり君
	磯崎 陽輔君
	岩井 茂樹君
	宇都 隆史君
	江島 潔君
	尾辻 秀久君
	大沼みずほ君
	太田 房江君
	岡田 広君
	木村 義雄君
	北川イツセイ君
	熊谷 大君
	上月 良祐君
	佐藤 信秋君
	佐藤ゆかり君
	山東 昭子君
	島村 大君
	世耕 弘成君
	伊達 忠一君
	高野光二郎君

高橋 克法君	滝波 宏文君	柘植 芳文君	鶴保 庸介君	豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 祐介君	長峯 誠君	二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	藤井 基之君	古川 俊治君	堀内 恒夫君	牧野たかお君	松村 祥史君	丸川 珠代君	三木 亨君	三宅 仲吾君	溝手 顕正君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山本 一太君	吉田 博美君	脇 雅史君	渡邊 美樹君	相原久美子君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君	江田 五月君	小川 敏夫君
滝沢 求君	武見 敬三君	塚田 一郎君	堂故 茂君	中泉 松司君	中曾根弘文君	中原 八一君	二之湯 智君	西田 昌司君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	福岡 資麿君	藤川 政人君	堀井 巖君	舞立 昇治君	松下 新平君	松山 政司君	丸山 和也君	三原じゅん子君	水落 敏栄君	宮本 周司君	森屋 宏君	山崎 力君	山田 修路君	山谷えり子君	山本 順三君	若林 健太君	渡辺 猛之君	足立 信也君	有田 芳生君	石橋 通宏君	江崎 孝君	小川 勝也君	尾立 源幸君

大久保 勉君	大島九州男君	中西 健治君	松沢 成文君	石井 準一君	石井 浩郎君	古川 俊治君	堀井 巖君
大塚 耕平君	大野 元裕君	松田 公太君	水野 賢一君	石井 正弘君	石井みどり君	堀内 恒夫君	堀立 昇治君
加藤 敏幸君	風間 直樹君	藥師寺みちよ君	山口 和之君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	牧野たかお君	松下 新平君
金子 洋一君	神本美恵子君	山田 太郎君	和田 政宗君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	松村 祥史君	松山 政司君
北澤 俊美君	郡司 彰君	渡辺美知太郎君	東 徹君	岩城 光英君	宇都 隆史君	丸川 珠代君	丸山 和也君
小西 洋之君	小林 正夫君	小野 次郎君	片山虎之助君	上野 通子君	江島 潔君	三木 亨君	三原じゅん子君
小見山幸治君	齋藤 嘉隆君	川田 龍平君	儀間 光男君	衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	三宅 伸吾君	水落 敏栄君
櫻井 充君	芝 博一君	清水 貴之君	柴田 巧君	大家 敏志君	大沼みずほ君	溝手 頭正君	宮本 周司君
榛葉賀津也君	田城 郁君	寺田 典城君	藤巻 健史君	大野 泰正君	太田 房江君	森 まさこ君	森屋 宏君
田中 直紀君	津田弥太郎君	室井 邦彦君	井上 哲士君	岡田 直樹君	岡田 広君	柳本 卓治君	山崎 力君
徳永 エリ君	那谷屋正義君	市田 忠義君	紙 智子君	片山さつき君	木村 義雄君	山下 雄平君	山田 修路君
直嶋 正行君	長浜 博行君	吉良よし子君	倉林 明子君	岸 宏一君	北川イツセイ君	山田 俊男君	山谷えり子君
難波 獎二君	西村まさみ君	小池 晃君	田村 智子君	古賀友一郎君	熊谷 大君	山本 一太君	山本 順三君
野田 国義君	羽田雄一郎君	大門実紀史君	辰巳孝太郎君	鴻池 祥肇君	上月 良祐君	吉田 博美君	若林 健太君
白 眞勲君	浜野 喜史君	仁比 聡平君	山下 芳生君	佐藤 正久君	佐藤 信秋君	脇 雅史君	渡辺 猛之君
林 久美子君	広田 一君	江口 克彦君	中野 正志君	酒井 庸行君	佐藤ゆかり君	渡邊 美樹君	足立 信也君
福山 哲郎君	藤末 健三君	中山 恭子君	福島みずほ君	島田 三郎君	山東 昭子君	相原久美子君	有田 芳生君
藤田 幸久君	藤本 祐司君	又市 征治君	吉田 忠智君	末松 信介君	島村 大君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
前川 清成君	前田 武志君	荒井 広幸君	浜田 和幸君	関口 昌一君	世耕 弘成君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	平野 達男君	主濱 了君	高階恵美子君	伊達 忠一君	江田 五月君	小川 勝也君
水岡 俊一君	森本 真治君	谷 亮子君	糸数 慶子君	高橋 克法君	高野光二郎君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
安井美沙子君	柳澤 光美君	奥石 東君	山本 太郎君	滝波 宏文君	滝沢 求君	大久保 勉君	大島九州男君
柳田 稔君	吉川 沙織君			武見 敬三君	塚田 一郎君	加藤 耕平君	大野 元裕君
蓮 舫君	秋野 公造君			堀保 芳文君	堂故 茂君	金子 洋一君	風間 直樹君
荒木 清寛君	石川 博崇君			中泉 松司君	中曾根弘文君	北澤 俊美君	神本美恵子君
魚住裕一郎君	河野 義博君			豊田 俊郎君	中 八 一君	小西 洋之君	郡司 彰君
佐々木さやか君	杉 久武君			中川 雅治君	二之湯 智君	櫻井 充君	小林 正夫君
竹谷とし子君	谷合 正明君			長峯 誠君	二之湯 武史君	榛葉賀津也君	齋藤 嘉隆君
長沢 広明君	新妻 秀規君			野上浩太郎君	野村 哲郎君	田中 直紀君	田城 郁君
西田 実仁君	浜田 昌良君			羽生田 俊君	長谷川 岳君	徳永 エリ君	津田弥太郎君
平木 大作君	矢倉 克夫君			馬場 成志君	橋本 聖子君	直嶋 正行君	那谷屋正義君
山口那津男君	山本 香苗君			林 芳正君	福岡 資麿君	難波 獎二君	長浜 博行君
山本 博司君	横山 信一君			藤井 基之君	藤川 政人君	野田 国義君	西村まさみ君
若松 謙維君	井上 義行君					白 眞勲君	羽田雄一郎君
行田 邦子君	田中 茂君						浜野 喜史君

反対者氏名

○名

日程第二 関税暫定措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
日程第三 経済上の連携に関する日本国とオース
トラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る
情報の提供等に関する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

賛成者氏名

二七名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 赤石 清美君
有村 治子君 井原 巧君

林 久美子君	広田 一君	反對者氏名	一六名	佐藤ゆかり君	酒井 庸行君	足立 信也君	相原久美子君
福山 哲郎君	藤末 健三君	井上 哲士君	市田 忠義君	山東 昭子君	島田 三郎君	有田 芳生君	石上 俊雄君
藤田 幸久君	藤本 祐司君	紙 智子君	吉良よし子君	島村 大君	末松 信介君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君
前川 清成君	前田 武志君	倉林 明子君	小池 晃君	世耕 弘成君	関口 昌一君	江崎 孝君	江田 五月君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	田村 智子君	大門美紀史君	伊達 忠一君	高階恵美子君	小川 勝也君	小川 敏夫君
水岡 俊一君	森本 真治君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	高野光二郎君	滝沢 求君	尾立 源幸君	大久保 勉君
安井美沙子君	柳澤 光美君	山下 芳生君	福島みずほ君	滝沢 求君	滝波 宏文君	大島九州男君	大塚 耕平君
柳田 稔君	吉川 沙織君	又市 征治君	吉田 忠智君	武見 敬三君	柘植 芳文君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
蓮 舫君	秋野 公造君	糸数 慶子君	山本 太郎君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	風間 直樹君	金子 洋一君
荒木 清寛君	石川 博崇君			堂故 茂君	豊田 俊郎君	神本美恵子君	北澤 俊美君
魚住裕一郎君	河野 義博君			中泉 松司君	中川 雅治君	郡司 彰君	小西 洋之君
佐々木さやか君	杉 久武君			中曾根弘文君	中西 祐介君	小林 正夫君	小見山幸治君
竹谷とし子君	谷合 正明君			二之湯 智君	長峯 誠君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
長沢 広明君	新妻 秀規君			野村 哲郎君	二之湯武史君	芝 博一君	榎葉賀津也君
西田 実仁君	浜田 昌良君			長谷川 岳君	野上浩太郎君	田城 郁君	田中 直紀君
平木 大作君	矢倉 克夫君			橋本 聖子君	羽生田 俊君	津田弥太郎君	徳永 エリ君
山口那津男君	山本 香苗君			福岡 資彦君	馬場 成志君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
山本 博司君	横山 信一君			藤川 政人君	林 芳正君	長浜 博行君	難波 奨二君
若松 謙維君	井上 義行君			堀井 巖君	藤井 基之君	西村まさみ君	野田 国義君
行田 邦子君	田中 茂君			舞立 昇治君	古川 俊治君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
中西 健治君	松沢 成文君			松下 新平君	堀内 恒夫君	浜野 喜史君	林 久美子君
松田 公太君	水野 賢一君			松山 政司君	牧野たかお君	広田 一君	福山 哲郎君
薬師寺みちよ君	山口 和之君			丸山 和也君	松村 祥史君	藤末 健三君	藤田 幸久君
山田 太郎君	和田 政宗君			三原しゅん子君	丸川 珠代君	藤本 祐司君	前川 清成君
渡辺美知太郎君	東 徹君			水落 敏栄君	三木 亨君	前田 武志君	牧山ひろえ君
小野 次郎君	片山虎之助君			宮本 周司君	三宅 伸吾君	増子 輝彦君	水岡 俊一君
川田 龍平君	儀間 光男君			森屋 宏君	溝手 顕正君	森本 真治君	安井美沙子君
清水 貴之君	柴田 巧君			山崎 力君	森 まさこ君	柳澤 光美君	柳田 稔君
寺田 典城君	藤巻 健史君			山田 修路君	柳本 卓治君	吉川 沙織君	蓮 舫君
室井 邦彦君	アノ二才猪木君			山谷えり子君	山下 雄平君	秋野 公造君	荒木 清寛君
江口 克彦君	中野 正志君			山本 順三君	山田 俊男君	石川 博崇君	魚住裕一郎君
中山 恭子君	荒井 広幸君			山本 一太君	山本 一太君	河野 義博君	佐々木さやか君
浜田 和幸君	平野 達男君			若林 健太君	吉田 博美君	杉 久武君	竹谷とし子君
主濱 了君	谷 亮子君			渡辺 猛之君	脇 雅史君	谷合 正明君	長沢 広明君
輿石 東君				渡辺 美樹君	渡邊 美樹君	新妻 秀規君	西田 実仁君

浜田 昌良君 平木 大作君
矢倉 克夫君 山口 那津男君
山本 香苗君 山本 博司君
横山 信一君 若松 謙維君
福島みずほ君 又市 征治君
吉田 忠智君 荒井 広幸君
浜田 和幸君 平野 達男君
主演 了君 谷 亮子君
糸数 慶子君 奥石 東君

反対者氏名

三四名

井上 義行君 行田 邦子君
田中 茂君 中西 健治君
松沢 成文君 松田 公太君
水野 賢一君 薬師寺みちよ君
山口 和之君 山田 太郎君
和田 政宗君 渡辺美知太郎君
東 徹君 小野 次郎君
片山虎之助君 川田 龍平君
儀間 光男君 清水 貴之君
柴田 巧君 寺田 典城君
藤巻 健史君 室井 邦彦君
井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山本 太郎君

日程第七 土砂災害警戒区域等における土砂災害
防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法
律案(内閣提出 衆議院送付)

賛成者氏名

二三三名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 赤石 清美君

有村 治子君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
磯崎 仁彦君 石井みどり君
猪口 邦子君 磯崎 陽輔君
岩城 光英君 岩井 茂樹君
上野 通子君 宇都 隆史君
衛藤 晟一君 江島 潔君
大家 敏志君 尾辻 秀久君
大野 泰正君 大沼みずほ君
岡田 直樹君 太田 房江君
片山さつき君 岡田 広君
岸 宏一君 木村 義雄君
北村 経夫君 北川イツセイ君
古賀友一郎君 熊谷 大君
鴻池 祥肇君 上月 良祐君
佐藤 正久君 佐藤 信秋君
酒井 庸行君 佐藤ゆかり君
島田 三郎君 山東 昭子君
末松 信介君 島村 大君
関口 昌一君 世耕 弘成君
高階恵美子君 伊達 忠一君
高橋 克法君 高野光二郎君
滝波 宏文君 滝沢 求君
柘植 芳文君 武見 敬三君
鶴保 庸介君 塚田 一郎君
豊田 俊郎君 堂故 茂君
中川 雅治君 中泉 松司君
中西 祐介君 中曾根弘文君
長峯 誠君 中原 八一君
二之湯武史君 二之湯 智君
野上浩太郎君 西田 昌司君
羽生田 俊君 野村 哲郎君
馬場 成志君 長谷川 岳君
林 芳正君 福岡 資麿君

藤井 基之君 藤川 政人君
古川 俊治君 堀井 巖君
堀内 恒夫君 堀立 昇治君
牧野たかお君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 宮本 周司君
森 まさこ君 森屋 宏君
柳本 卓治君 山崎 力君
山下 雄平君 山田 修路君
山田 俊男君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉田 博美君 若林 健太君
脇 雅史君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原久美子君 有田 芳生君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本美恵子君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 斎藤 嘉隆君
櫻井 充君 芝 博一君
榎葉賀津也君 田城 郁君
田中 直紀君 津田弥太郎君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 長浜 博行君
難波 獎二君 西村まさみ君

野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 浜野 喜史君
林 久美子君 広田 一君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤本 祐司君
前川 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
水岡 俊一君 森本 真治君
安井美沙子君 柳澤 光美君
柳田 稔君 吉川 沙織君
蓮 舫君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君
佐々木さやか君 杉 久武君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 井上 義行君
行田 邦子君 田中 茂君
中西 健治君 松沢 成文君
松田 公太君 水野 賢一君
薬師寺みちよ君 山口 和之君
山田 太郎君 和田 政宗君
渡辺美知太郎君 東 徹君
小野 次郎君 片山虎之助君
小野 龍平君 儀間 光男君
川田 龍平君 柴田 巧君
清水 貴之君 藤巻 健史君
寺田 典城君 井上 哲士君
室井 邦彦君 紙 智子君
市田 忠義君 倉林 明子君
吉良よし子君

国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

一九五名

反対者氏名

〇名

小池 晃君	田村 智子君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	吉田 博美君	若林 健太君	佐々木さやか君	杉 久武君
大門実紀史君	辰巳孝太郎君	佐藤 正久君	佐藤ゆかり君	脇 雅史君	渡辺 猛之君	竹谷とし子君	谷合 正明君
仁比 聡平君	山下 芳生君	酒井 庸行君	山東 昭子君	渡邊 美樹君	足立 信也君	長沢 広明君	新妻 秀規君
アノトオ猪木君	江口 克彦君	島田 三郎君	島村 大君	相原久美子君	有田 芳生君	西田 実仁君	浜田 昌良君
中野 正志君	中山 恭子君	末松 信介君	世耕 弘成君	石上 俊雄君	石橋 通宏君	平木 大作君	矢倉 克夫君
福島みずほ君	又市 征治君	関口 昌一君	伊達 忠一君	磯崎 哲史君	江崎 孝君	山口那津男君	山本 香苗君
吉田 忠智君	荒井 広幸君	高階恵美子君	高野光二郎君	江田 五月君	小川 勝也君	山本 博司君	横山 信一君
浜田 和幸君	平野 達男君	高橋 克法君	滝沢 求君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	若松 謙維君	福島みずほ君
主濱 了君	谷 亮子君	滝波 宏文君	武見 敬三君	大久保 勉君	大島九州男君	又市 征治君	吉田 忠智君
糸数 慶子君	奥石 東君	柘植 芳文君	塚田 一郎君	加藤 耕平君	大野 元裕君	荒井 広幸君	浜田 和幸君
山本 太郎君		鶴保 庸介君	堂故 茂君	金子 洋一君	風間 直樹君	平野 達男君	主濱 了君
		豊田 俊郎君	中泉 松司君	北澤 俊美君	神本美恵子君	谷 亮子君	糸数 慶子君
		中川 雅治君	中曾根弘文君	小西 洋之君	郡司 彰君	奥石 東君	
		中西 祐介君	中原 八一君	小見山幸治君	小林 正夫君		
		長峯 誠君	二之湯 智君	櫻井 充君	斎藤 嘉隆君		
		二之湯武史君	西田 昌司君	榛葉賀津也君	芝 博一君		
		野上浩太郎君	野村 哲郎君	田中 直紀君	田城 郁君		
		羽生田 俊君	長谷川 岳君	徳永 エリ君	津田弥太郎君		
		馬場 成志君	橋本 聖子君	直嶋 正行君	那谷屋正義君		
		林 芳正君	福岡 資麿君	難波 奨二君	長浜 博行君		
		藤井 基之君	藤川 政人君	野田 国義君	西村まさみ君		
		古川 俊治君	堀井 巖君	白 眞勲君	羽田雄一郎君		
		堀内 恒夫君	舞立 昇治君	林 久美子君	浜野 喜史君		
		牧野たかお君	松下 新平君	福山 哲郎君	広田 一君		
		松村 祥史君	松山 政司君	藤田 幸久君	藤末 健三君		
		丸川 珠代君	丸山 和也君	前川 清成君	藤本 祐司君		
		三木 亨君	三原じゅん子君	牧山ひろえ君	前田 武志君		
		三宅 伸吾君	水落 敏栄君	水岡 俊一君	増子 輝彦君		
		溝手 顕正君	宮本 周司君	安井美沙子君	森本 真治君		
		森 まさこ君	森屋 宏君	柳田 稔君	吉川 光美君		
		柳本 卓治君	山崎 力君	蓮 舫君	秋野 公造君		
		山下 雄平君	山田 修路君	荒木 清寛君	石川 博崇君		
		山田 俊男君	山谷えり子君	魚住裕一郎君	河野 義博君		
		山本 一太君	山本 順三君				

反対者氏名

三四名

井上 義行君	行田 邦子君
田中 茂君	中西 健治君
松沢 成文君	松田 公太君
水野 賢一君	薬師寺ちよ君
山口 和之君	山田 太郎君
和田 政宗君	渡辺美知太郎君
東 徹君	小野 次郎君
片山虎之助君	川田 龍平君
儀間 光男君	清水 貴之君
柴田 巧君	寺田 典城君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山本 太郎君

空き家対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月二十九日

参議院議長 山崎 正昭殿

江口 克彦

空き家対策に関する質問主意書

総務省の平成二十五年住宅・土地統計調査によると、総住宅数は六千六十三万戸、空き家は八百二十万戸となつており、空き家率は十三・五パーセントと過去最高に達した。中でも、賃貸用、売却用、二次的住宅を除く、長期不在・取壊し予定等の空き家(その他の住宅)は三百十八万戸を占め、適切な管理が行われない空き家は、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。一方で、空き家の有効利用に対する需要も少なくない。このため、空き家の有効利用を促して危険な空き家の増大を未然に防ぐこと、また、危険な状態に至つたものについては除却を促すことが重要と考える。そこで、以下質問する。

一 政府は、管理が不十分な空き家への対策として、どのような対策を講じてきたか。また、空き家問題の解消に向けた課題及び今後の施策の在り方について、どのように認識しているか。特に、多くの地方公共団体において条例が定められ、空き家対策がとられてきており、国においてもこうした地方公共団体の取組を支援するための法律を定めることが必要ではないかと考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

二 急増する空き家の有効利用を促すためには、住生活基本計画(全国計画)(平成二十三年三月閣議決定)に位置付けられた、住み替え支援の推進や既存ストックの有効活用等に係る施策を

質問主意書及び答弁書

一 層充実することなどにより、空き家に係る需給の不適合の解消を早期に進める必要があると考えるが、具体的な取組の方向性を示されたい。

三 空き家を除却した場合、所有者にとつては除却費用がかかるのみならず、固定資産税の住宅用地特例の適用がなくなり税額が六倍(二百平方メートルを超える部分については三倍)に上がる。空き家を放置するインセンティブを与える結果となつていとも指摘されている。空き家問題の深刻化を踏まえ、同特例の取扱いを適正化する必要があると考えるが、同特例の意義、税制改正に向けた検討状況及び課題を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十一月十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員江口克彦君提出空き家対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出空き家対策に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「管理が不十分な空き家への対策」として、例えば、地方公共団体が行う空き家の除却等に係る取組に対して、社会資本整備総合交付金による支援を行うとともに、特定行政庁が著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対して行うことができる建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)に基づく措置命令に関する規定について、地方公共団体に周知しているところである。

また、管理が不十分な空き家問題の解消に向

けた課題としては、空き家の適切な管理についてはその所有者の責務であるところ、当該所有者を特定することが困難であること等があるものと承知している。今後の施策の在り方については、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空き家の状況を把握することが可能な立場にある各市区町村が、地域の実情に応じて空き家対策を推進できるよう、法制度を含めた国としての支援の在り方を検討することが必要であると考えている。

二 について
お尋ねの点については、住み替えの促進や空き家を含めた既存ストックの有効活用を図るため、既存住宅の現況検査に関する指針を普及させるとともに、既存住宅の長期優良化に係る基準を検討するなどの中古住宅市場の活性化に向けた取組を進めているところである。

三 について
お尋ねの固定資産税の住宅用地特例は、住宅政策上の見地から住宅用地について税負担の軽減を図るために設けられたものであるが、平成二十七年税制改正要望において、空き家の除却及び適正管理を促進する観点から、同特例を含め、必要な税制上の措置の在り方について検討することとしているところである。

TPP協定交渉に係る各種文書の政府保有状況及び内容に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月二十九日

徳永 エリ

参議院議長 山崎 正昭殿

TPP協定交渉に係る各種文書の政府保有状況及び内容に関する質問主意書

TPP協定交渉について政府は、交渉参加国との信頼関係を理由に情報開示に極めて消極的である。

しかし、TPP協定は、民主主義原理を破壊するおそれや国民生活を脅かすおそれをはらむ協定であり、国民的な議論を軽視したまま交渉を進める政府の姿勢は断じて看過できない。

そこで、以下質問する。

一 平成二十六年十月十六日、内部告発ウェブサイト「ウィキリークス」は、TPP協定交渉をめぐる条文案を公開した。当該条文案は、本年五月時点での特許の延長に関する内容を含む「知的財産権」分野の条文案であると報じられている。当該条文案を政府は保有しているか明らかにされたい。また、当該条文案中の特許の延長について、政府の見解を示されたい。

二 TPP交渉参加に際し、政府は秘密保持に関する文書に署名したと伝えられている。

政府は、交渉参加国との間の当該文書を現在保有しているか明らかにされたい。また、保有しているとするれば、その内容を示されたい。

三 政府は、平成二十五年七月二十三日、マレーシア・コタキナバルにおいてTPP協定交渉に正式参加した。政府は、交渉参加に際して開示された参加時点での協定書、交渉参加国間の従前の交渉文書及びそれらの日本語訳を保有しているか明らかにされたい。また、保有しているとするればその内容を示されたい。

四 政府は、TPP協定交渉において現在までに合意されたISD条項の英文及び和文を保有するか明らかにされたい。仮に合意に至っていないければ、その論点又は交渉過程を記した文書を保有しているか明らかにされたい。また、保有しているとするればその内容を示されたい。

五 平成二十六年九月二十三日から二十四日、甘利明経済再生担当大臣がアメリカ合衆国・ワシントンの通商代表部において日米閣僚協議に出席したと承知している。政府は、同協議の際の交渉経過を記した文書を保有しているか明らかにされたい。また、保有しているとすればその内容を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十一月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員徳永エリ君提出TPP協定交渉に係る各種文書の政府保有状況及び内容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員徳永エリ君提出TPP協定交渉に係る各種文書の政府保有状況及び内容に関する質問に対する答弁書

一について

政府として、環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という)協定交渉に係る条文案等は保有しているが、当該条文案等が御指摘のウェブサイトで公開された文書と同一であるかについてお答えし、また、当該文書の内容について見解をお示しすることは、差し控えたい。

二について

我が国は、TPP協定交渉に参加するに当たって、交渉参加国間で合意された手続をとった中で秘密保護に関する書簡を交換し、保有しているが、当該書簡については、TPP協定交渉参加国との信頼関係もあり、詳細についてお答えすることは差し控えたい。

政府としては、お尋ねのTPP協定交渉に関

して、適切に、記録を作成し、また、入手した文書を保有しているが、交渉に係る個別具体的な内容についてお答えすることは差し控えた。なお、入手した文書については、必要に応じて日本語訳を作成し、保有しているところである。

日本の対中直接投資の促進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十月三十一日

参議院議長 山崎 正昭殿
浜田 和幸

日本の対中直接投資の促進に関する質問主意書

平成二十六年上半期の日本からの対中直接投資が大きく減少しているが、日中関係の冷え込みに加えて、中国での人件費の上昇や円安などの要因が重なっているものだと思う。他方、中国商務省報道官は、平成二十六年七月十五日の記者会見で、「中国が積極的に外資を招く政策に変わりはない」と強調している。日中関係が冷え込んでいる現在においても、中国が日本にとっての最も重要な投資先であることに変わりはなく、政府が政策的に対中直接投資の促進を行うことは欠かせない。

このような観点から、以下質問する。

- 一 過去三年間の日本からの直接投資先の上位五か国について示されたい。
- 二 過去三年間の対中直接投資について、分野毎に各四半期毎の数値を示されたい。
- 三 対中直接投資について、分野毎に平成二十六

年の各四半期の前年比を示されたい。

四 対中直接投資の減少に関して、どのような要因が存在すると考えるのか、政府の見解を示されたい。

五 政府は対中直接投資の促進のために、日中関係の改善を含めて政策誘導を行うべきだと考える。現在、政府は対中直接投資の促進に資するためにどのような政策を行っているのか、具体的に示されたい。

六 自動車分野などでは製造拠点の飽和、人件費の高騰などにより対中直接投資の増加を積極的に行いにくいという現状にあるものの、環境分野では開拓の余地が多く残され、中国が大きな投資先であることに議論の余地はない。政府は環境分野での対中直接投資の促進のためにどのような政策的な取組を行っているのか、具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十六年十一月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出日本の対中直接投資の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出日本の対中直接投資の促進に関する質問に対する答弁書

一について

財務省が公表している国際収支状況(以下「国際収支状況」という)によると、過去三年間の我が国からの直接投資に関し、各年における実行額から回収額を差し引いた金額の上位五か国は、平成二十三年においては、米国、英国、中

国、ブラジル及びオーストラリアであり、平成二十四年においては、米国、中国、英国、オーストラリア及びオランダであり、平成二十五年においては、米国、英国、タイ、中国及びオランダである。

二について

お尋ねの「分野毎が具体的にどのような分類を意味するのか必ずしも明らかではないが、国際収支状況において、平成二十三年から平成二十五年までの間における各四半期の我が国から中国に対する直接投資の実行額から回収額を差し引いた金額が業種別に示されており、当該統計は財務省ホームページに掲載されている。

三について

お尋ねの「分野毎が具体的にどのような分類を意味するのか必ずしも明らかではないが、国際収支状況に示された①平成二十六年一月から三月まで及び②同年四月から六月までのそれぞれの期間における我が国から中国に対する直接投資の実行額から回収額を差し引いた業種別の金額について、前年同期の金額と比較して実行超(実行額が回収額よりも大きいことをいう。以下同じ)から回収超(回収額が実行額よりも大きいことをいう。以下同じ)に又は回収超から実行超に転じていることにより単純に前年同期比をお示しすることが適当でないと考えられるもの及び平成二十六年一月から三月まで若しくは同年四月から六月までの期間又はその前年同期において、該当のデータが存在しない又は報告件数が少なく個別データ保護の観点から該当のデータが公表されていないため、前年同期比をお示しすることができないものを除いて前年同期比をお示すると、次のとおりである。

- 食料品 ①マイナスイスパーセント ②プラス三十八パーセント

繊維 ①マイナス六十六パーセント
木材・パルプ ①プラス二百七十パーセント
化学・医薬 ①マイナス十一パーセント
②マイナス五十六パーセント
ゴム・皮革 ①プラス五十九パーセント
ガラス・土石 ①プラス四十五パーセント
②マイナス三十三パーセント
鉄・非鉄・金属 ①マイナス三十九パーセント
②マイナス二十パーセント
一般機械器具 ②マイナス三十三パーセント
電気機械器具 ①マイナス八十八パーセント
輸送機械器具 ①マイナス三十四パーセント
②マイナス四十九パーセント
精密機械器具 ②プラス三十二パーセント
建設業 ①プラス八百四十四パーセント
②プラス四百八十八パーセント
運輸業 ①マイナス十三パーセント ②マイ
ナス九十パーセント
通信業 ①マイナス百パーセント ②プラス
五百五十九パーセント
卸売・小売業 ①マイナス六十四パーセン
ト ②マイナス五十二パーセント
金融・保険業 ①プラス七十一パーセント
②プラス五百四十二パーセント
不動産業 ①マイナス九十一パーセント
②マイナス七十七パーセント
サービス業 ①マイナス四十三パーセント
②マイナス二十七パーセント
四について
お尋ねについては、中国国内の労働コスト、
中国経済全般の動向等の様々な要因が影響して
いると考えられるが、一概にお答えすることは
困難である。
五及び六について
お尋ねについては、政府として、対外直接投

資を含む日本企業の海外展開の支援に取り組ん
でおり、中国についても、各在外公館や独立行
政法人日本貿易振興機構等を通じて、日本企業を
対象とした個別の相談対応、セミナー等の開
催、展示会等への出張支援や、関係当局への申
入れ等を実施している。また、平成二十六年五
月十七日には、投資の促進、円滑化及び保護に
関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民
共和国政府の間の協定(平成二十六年条約第五
号)が効力を生じた。これにより、中国におけ
る投資環境が改善されることが期待される。
環境分野においては、政府間の各種の対話等
を通じて協力の推進に加えて、日中両国の官民
による「日中省エネルギー・環境総合フォーラ
ム」の開催、独立行政法人日本貿易振興機構等
に設置した「日中省エネ・環境協力相談窓口」を
通じての日本企業への相談対応、民間団体によ
る大気汚染対策に係る協力への支援等を実施し
ている。
信教の自由から見た我が国における公的機関
等による食品のハラル認証制度の整備に関
する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。
平成二十六年十月三十一日
参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸

ル認証のための制度の創設につきましては、政府
機関がハラル認証を行うことの必要性、あるいは
は今お話が出ましたように憲法二十条との関係
等、これを整理していく必要がある」と答弁(以下
「本答弁」という。)している。我が国を訪問するイ
スラム教徒にとっては、イスラム法上合法的な食品
であることを示すハラル認証が日本の公的機関
等で行われる制度が整備されることが欠かせない。
このような観点から、以下質問する。
一 本答弁で、農水大臣は「憲法二十条との関係
等、これを整理していく必要がある」と述べた
が、その後の政府の検討状況はどのようなもの
か、具体的に示されたい。
二 日本の公的機関等による食品のハラル認証
制度を整備することは、日本国憲法第二十条が
禁じるところの「いかなる宗教団体も、国から
特権を受けなくてはならないに該当する事案では
なく、食生活も信仰上の法に基づくイスラム教
徒にとつては、むしろ、日本国憲法第二十条の
「信教の自由は、何人に対してもこれを保障す
る」の一環として、「何人」にも保障されるべき
自由を具体化することであると考えるが、政府
の見解を示されたい。
右質問する。
平成二十六年十一月十一日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員浜田和幸君提出信教の自由から見た
我が国における公的機関等による食品のハラ
ル認証制度の整備に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出信教の自由から
見た我が国における公的機関等による食品
のハラル認証制度の整備に関する質問に
対する答弁書
一及び二について
農林水産省としては、我が国におけるハラ
ル認証のための制度の創設については、御指摘
のような見解があることは承知しているが、先
の答弁書(平成二十六年十月七日内閣参質一八
七第六号)四について及び先の答弁書平成二十
六年十月十日内閣参質一八七第二二号)四につ
いてでお答えしたとおり、政府機関がハラル
認証を行うことの必要性、憲法第二十条との関
係等を整理する必要があると考えており、現時
点で、ハラル認証のための制度を創設するこ
とは考えていない。
シエールガス革命に伴う我が国の原油輸入の
将来展望に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。
平成二十六年十月三十一日
参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸
シエールガス革命に伴う我が国の原油輸入
の将来展望に関する質問主意書
現在、我が国は原油の輸入の八割以上を中東地
域に依存しており、我が国のエネルギー安全保障
の生命線である長大な海上輸送路は複雑な国際政
治状況下の国々の沿岸を経由しており、大きな地
政学的リスクを包含している。
近年のシエールガス革命により、シエール層が
国土のほぼ全域に広がっているアメリカ力では、そ

ここに埋蔵されているばく大な量の石油や天然ガスが採掘可能になった。本年、アメリカはサウジアラビアやロシアを抜いて、世界最大の産油国になった。

このような観点から、以下質問する。

一 過去三年間のアメリカ、サウジアラビア、ロシアの原油及び天然ガスの産出量について政府の承知するところを示されたい。

二 現在、我が国のアメリカからの原油及び天然ガスの輸入量はどの程度か、過去三年間の数値を示されたい。

三 ペルシヤ湾から東京湾に至る場合、平均的な原油タンカーであればどの程度の日数が必要であるのか。また、アメリカ西海岸から東京湾に至る場合、平均的な原油タンカーであればどの程度の日数で航行できると想定するか、具体的に示されたい。

四 現在、政府内の審議会や研究会で、エネルギー安全保障の将来展望のために、シェールガス革命に関連して、原油や天然ガスの輸入先の多様化を図るべく検証、議論は行われているのか、具体的に示されたい。

五 我が国の唯一の同盟国であるアメリカから原油や天然ガスを輸入することは、我が国のエネルギー安全保障の将来展望を考える上で欠かさない選択肢である。太平洋はアメリカ海軍の第七艦隊が遊弋し、地政学的にも極めて安定的な状況下にある。我が国のエネルギー安全保障の将来展望のためにも、地政学的リスクのできるだけ小さな地域からの原油や天然ガスの輸入比率を高めて輸入経路を多様化するように、積極的に政策誘導するべく取り組むことが国益の観点からも重要と考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十一月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出シェールガス革命に伴う我が国の原油輸入の将来展望に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出シェールガス革命に伴う我が国の原油輸入の将来展望に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、国際エネルギー機関の統計によると、以下のとおりと承知している。

米国における原油の生産量は、平成二十二年は約三億四千七百万トン、平成二十三年は約三億六千万トン、平成二十四年は約四億七百万トン、天然ガスの生産量は、平成二十二年は石油換算で約四億九千万トン、平成二十三年は石油換算で約五億三千百万トン、平成二十四年は石油換算で約五億五千九百万トンである。

サウジアラビアにおける原油の生産量は、平成二十二年は約四億七千二百万トン、平成二十三年は約五億三千二百万トン、平成二十四年は約五億五千九百万トン、天然ガスの生産量は、平成二十二年は石油換算で約六千六百万トン、平成二十三年は石油換算で約六千六百万トン、平成二十四年は石油換算で約六千六百万トンである。

ロシアにおける原油の生産量は、平成二十二年は約五億七百万トン、平成二十三年は約五億五千五百百万トン、平成二十四年は約五億二千百万トン、天然ガスの生産量は、平成二十二年は石油換算で約五億四千万トン、平成二十三年は石油換算で約五億五千三百百万トン、平成二十四年は石油換算で約五億四千百万トンである。

二について

財務省の「貿易統計」によると、我が国の米国からの原油の輸入量は、平成二十三年、平成二十四年及び平成二十五年は実績がなく、また、天然ガスの輸入量は、平成二十三年は約三十一万トン、平成二十四年は約二十七万トンであり、平成二十五年は実績がない。

三について

御指摘の「ペルシヤ湾から東京湾に至る場合」や「アメリカ西海岸から東京湾に至る場合」における原油タンカーの航行日数について具体的に承知しておらず、お尋ねにお答えすることは困難である。

四及び五について

政府としては、我が国におけるエネルギーの安定供給の確保は極めて重要であると認識しており、「エネルギー基本計画」(平成二十六年四月十一日閣議決定)において、エネルギー資源の調達先の分散化等による調達リスクの軽減や、シーレーンに関わる国・地域との関係の強化等による船舶航行の安全性・安定性を確保するための取組の強化を進めていくこととしている。さらに、同計画を踏まえて、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会において、石油及び天然ガスの供給源の多角化等について議論を行っており、平成二十六年七月二十三日に中間報告書を取りまとめた。エネルギー資源の調達先の分散化に向けた具体的な取組として、例えば、政府は、日本企業の参画する米国における天然ガス液化プロジェクトについて、米国政府に対し、輸出許可の取得に向けた働きかけを行う等の取組を進めてきている。

普天間基地返還問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月三十一日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭殿

普天間基地返還問題に関する質問主意書
普天間基地返還問題に関して、以下質問する。

一 関係閣僚や仲井眞沖繩県知事らで構成する「普天間飛行場負担軽減推進会議」の会合において、仲井眞知事は二〇一四年二月を起点に、二〇一九年二月までに普天間基地を運用停止するよう求め、安倍総理も「政府としてできることは全て行う」と応じたとのことである。この普天間基地の運用停止について米政府に対して正式要請をした事実はあるのか。あるとしたら、それはいつか。

二 前記一に関して、米政府は普天間基地の運用停止について合意をしているのか。合意したとすれば、いつか。

三 米国は、十月二日の日米合同委員会、普天間基地の運用停止について二方的発表に驚いた。米側と調整もなく発表したことは迷惑で、米国を困った立場に追いやる」と伝えたと言われているが、事実か。また、「空想のような見通しだ」と述べたとも言われているが、事実か。

四 日米両政府が普天間基地の代替と位置付ける辺野古の施設は、着工から使用開始までに九年かかる試算されているとの報道があるが、二〇二三年から使用開始ということか。また、そのことと二〇一九年の普天間基地運用停止との整合性をどう考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

五 米海兵隊施設本部長ジェームズ・ケスラー少将は二〇一三年五月の米国議会上院歳出委員会の小委員会で、普天間基地を二〇二八年夏ごろまで継続使用する可能性を指摘しているが、二〇一九年の普天間基地運用停止との整合性をどう考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

六 日本政府は二〇一九年二月までに普天間基地を運用停止するよう努力すると述べているが、運用停止とは、米軍機の離発着が一切行われないう状態を指すのか、定義を明らかにされたい。また、運用停止状態から始まって、そこから施設の撤去、土地返還へ進むという理解でよいのか。

七 普天間基地の土地返還は、完全に行われるという理解でよいのか。普天間基地の土地返還が完全に終了する時期について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年十一月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出普天間基地返還問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出普天間基地返還問題に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び六について

政府としては、平成二十五年十二月十七日の沖縄政策協議会における沖縄の負担軽減に関する仲井眞沖繩県知事からの要望（以下「本件要望」という。）については、普天間飛行場負担軽減推進会議等を通じて、普天間飛行場が移設さ

れるまでの間の同飛行場の危険性の除去を中心とした負担軽減は極めて重要な課題であるとの認識を沖縄県との間で共有するなどしてきたところであり、引き続き、同県の意向を把握していく考えである。本件要望のうち、「普天間飛行場の五年以内運用停止（以下「運用停止」という。）については、同県から、平成二十六年二月から五年をめどとするとの考え方が示されており、政府としては、このような同県の考え方に基づいて取り組むこととしている。

本件要望については、例えば、同年四月五日の安倍内閣総理大臣に対するヘーゲル米国防長官による表敬、同月六日の日米防衛相会談、同日の岸田外務大臣とヘーゲル米国防長官との会談及び同月二十四日の日米首脳会談において、米国に対して説明し、沖縄の負担軽減について協力を要請してきている。

また、お尋ねの「使用開始」の意味するところが必ずしも明らかではないが、運用停止を含む本件要望については、今後とも、米国を始め、相手のあることではあるが、政府として、その実現に向け全力で取り組んでいく考えである。

三について
御指摘の事実があったとは承知していない。

五について
米国防務関係者の議会での発言の逐一についてコメントすることは差し控えたい。

七について
お尋ねの「完全に」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、普天間飛行場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していくよう努力していく考えである。

辺野古問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十月三十一日

参議院議長 山崎 正昭殿 福島みずほ

一 辺野古問題に関する質問主意書

辺野古沿岸部では、二〇一二年から今年にかけて三年連続で、絶滅危惧種であるジュゴンが海草を食べたとみられる「食み跡」が見つかっている。特に今年は多く見つかったっており、ジュゴンが頻繁にこの海域を餌場としており、ジュゴン

この際、ジュゴンの生息について本格調査を行うべきだと考えるが、いかがか。

二 辺野古沖の基地建設のためにこれまでに執行した予算について、その額と内訳を明らかにされたい。

三 前記二に関して、同じく予備費についてその額と内訳を明らかにされたい。

四 キャンプ・シユワブのゲート前では、警察の前方で民間の警備員が警備をしているが、その目的は何か。また、当該警備に要する費用はいくらか示されたい。警察の警備ないし防衛省の警備では不十分と考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

五 政府は沖縄の漁民の船を何隻も借り上げていると言われているが、これは事実か。事実だとすればその目的は何か。また、何隻借り上げているのか。加えて、一日いくらで借り上げているのか。

六 辺野古におけるカヌーなどに対する規制の適用法令と条文を明らかにされたい。

七 前記六の規制の適用法令について海上保安庁は、八月二十九日及び九月五日に行われた行政

交渉（以下「行政交渉」という。）において海上保安庁法第十八条第一項である旨回答しているが、それで間違いはないか。

八 海上保安庁法第十八条第一項は「海上保安官は、海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するときは、他の法令に定めのあるもののほか、次に掲げる措置を講ずることができ」として六項目の措置事項を定めているが、カヌーなどに対する規制は条文中の何を根拠としているのか。

九 海上保安庁は行政交渉の際、カヌーなどに対する規制の要件として「犯罪が正に行われようとするのを認めた場合」と答弁した。この場合における「犯罪」とは何か。キャンプ・シユワブの水域に設けられた臨時制限区域外でどのような「犯罪」に該当するのか。

十 海上保安庁は行政交渉の際、カヌーなどに対する規制を行う理由として、現場海域が「危険物の爆発等危険な事態」に該当するという認識を示したうえで、「等」の中に工事が入る、と答弁した。この解釈でよいのか、政府の見解を明らかにされたい。

十一 海上保安庁法第十八条の「危険」とは、取締りの対象者が原因となつていような危険行為を規定していると解すべきではないのか。また、現在行われているのはボーリング調査にすぎず、本体工事がまだ始まっていないにもかかわらず、「危険」と言うのはおかしいのではないか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年十一月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出辺野古問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出辺野古問題に関する質問に対する答弁書

一について

環境省においては、平成十三年度から、ジュゴンの生息状況及び餌となる海藻藻場に関する本格的な調査を実施してきたところである。

平成二十年度からはジュゴンが餌場として利用している頻度が高い三つの海域を対象に、ジュゴンの食み跡のモニタリング調査を実施しており、沖縄本島周辺海域におけるジュゴンの生息状況の把握に努めている。

二及び三について

御指摘の「辺野古沖の基地建設が何を指すのか必ずしも明らかではないが、平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に「再編の実施のための日米ロードマップ」を発表した後、平成二十六年十一月五日までに、普天間飛行場の移設に係る経費として執行した予算は、当初契約金額で合計約四百八億六千万円であり、その内訳は、平成十八年度約三十億三千万円、平成十九年度約五十一億二千万円、平成二十年約八十六億五千万円、平成二十一年度約十一億九千万円、平成二十二年約十一億千万円、平成二十三年度約五十億千万円、平成二十四年度約五十四億二千万円、平成二十五年度約四十二億円及び平成二十六年約七十一億二千万円である。

また、平成二十六年度予備費については、平成二十六年十一月五日現在、当初契約金額で約

一億八千万円を執行したところである。
四について

お尋ねの「民間の警備員」による警備については、普天間飛行場代替施設建設事業（以下「事業」という。）に係る工事等の実施に当たり、不測の事故等を防止し、現地の安全を確保する目的で、事業者である防衛省が必要な自主警備を行っているものであるが、当該警備の詳細については、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、その費用については、お答えを差し控えたい。

五について

お尋ねの「沖縄の漁民の船が何を指すのか必ずしも明らかではないが、事業に係る工事等の実施に当たり、政府が沖縄県内の漁業者等の保有する船舶を借り上げているという事実はない。

なお、沖縄防衛局発注の工事等の実施に当たっては、工事等の受注者が安全確保等の観点から船舶を備船等しているところであるが、現地の状況に応じて臨機に対応していること等から、政府としてその詳細についてお答えすることは困難である。

六及び七について

御指摘の「カヌーなどに対する規制」の意味するところが必ずしも明らかではないが、海上保安庁においては、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二条第一項の規定に基づき、海上の安全及び治安を確保するための業務を行っているとともに、同法第十八条第一項の規定に基づく措置を行う場合がある。

八及び九について

御指摘の「カヌーなどに対する規制」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

十について

御指摘の「カヌーなどに対する規制」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般的に申し上げれば、工事についても、作業船が不規則に往来するなど、その態様によっては、海上保安庁法第十八条第一項に規定する「危険な事態」に該当する場合がある。

十一について

御指摘の「取締りの対象者が原因となつていような危険行為」、「ボート調査」及び「本体工事」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、海上保安庁法第十八条第一項に規定する「危険な事態」とは、自然的又は人為的な要因による危険な事態が客観的に発生している、又はその事態に及ぶ可能性が高い状態を意味する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 四七二円 四四〇円